

#### (イ) 方法

いのししをケージに追い、頸部を5～10秒程度挟んで気絶させ、肩と心臓を死亡するまで挟む。この後に薬液20mlの心臓注射を併用すると確実である。いのししが倒れた後に、検死を行い、重機で埋却地、または搬出場所まで運ぶ。

### 4 家畜・汚染物品の埋却地への搬送

患畜又は、疑似患畜の死体や汚染物品については、原則として発生農場又はその周辺に埋却する。

なお、農場内又は農場周辺に埋却地が確保できない場合は、動物衛生課と協議の上、次の措置を講じて埋却地まで搬送する。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合にはシート等を用い運搬物からの漏出がないような措置を講じる。
- ② 積み込み前後に車両全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 運搬後は車両及び資材を十分に消毒する。

#### (1) 家畜の死体の搬送作業

ア 農業用ビニールシート、ブルーシート、梱包用ロープを準備する。

- ・農業用ビニールシート 5m×(ダンプカーの長さ×2) m
- ・ブルーシート 5m×5m
- ・梱包用ロープ 6～8mm×(ダンプカーの大きさにより確認) m

梱包用ロープはトラックシート固定用ゴムバンドを使用してもよい。なお、ゴムバンドは、埋却地で消毒後再利用する。

イ 搬送用トラックの荷台に農業用ビニールシートを敷く。(後で家畜の死体を覆うことができるように農業用ビニールシートは、長めに裁断し余分な部分は、トラックの移動の邪魔にならないよう荷台の前後に固定する。)

ウ 家畜の死体積み込み場所までトラックを移動させ、死体をローダー等を用いて積み込む。(積み込み時、荷台に敷いた農業用ビニールシートを内側に巻き込まないように注意する。)

エ トラックを車両消毒場所まで移動し、家畜の死体を消毒する。

オ 固定していた農業用ビニールシートを用いて、家畜の死体をしっかり包み込む。

カ 家畜の死体が見えないようにブルーシートで死体を覆い、搬送中ブルーシートが風で飛ばないようにロープ等で固定する。この際、ブルーシートの端は、荷台内に押し込む。

キ トラックの車体及びブルーシート全体を動力噴霧機で消毒する。

ク 汚染ゾーン外で、再度、車両のタイヤ回りを消毒後、濡れタオルで、サイドミラー及びフロントガラスを拭く。

## (2) 汚染物品(飼料、家畜の排せつ物、堆肥等)の搬送作業

- ア 家畜の排せつ物や堆肥の場合は、作業前に散逸防止を目的に消毒液を十分噴霧する。
- イ 汚染物品をフレコンバッグへ詰め込む。やむを得ず、直接ダンプカー等へ積み込む場合は、荷台に農業用ビニールシートを敷き（最後に汚染物品を覆うことができるように農業用ビニールシートは、長めに裁断し余分な部分は、トラックの移動の邪魔にならないよう荷台の前後に固定する。）、汚染物品が飛散しないよう注意しながら積み込み（家畜排せつ物の場合は、積み込んだ後再度表面を消毒する。）、農業用ビニールシートでしっかり包み込み、ロープ等で固定する。
- ウ トラックの荷台ヘリフト等を用いて、フレコンバッグを積み込む。（フレコンバック表面の汚れがひどい場合には、積み込む前に汚れを落とす。）
- エ トラックの車体及びフレコンバッグ全体（直接積み込んだ場合はビニールシート全体。）を動力噴霧機で消毒する。
- オ トラックの汚染ゾーン外での扱いは、(1) のクと同様。

## (3) 汚染物品(スラリー等)の搬送作業

- ア バキュームカーでスラリー等を吸引し、積み込む。
- イ バキュームカー車体全体を動力噴霧機で消毒する。
- ウ 汚染ゾーン外での扱いは、(1) のクと同様。

## 5 ワクチン接種家畜の殺処分

### (1) 牛

迅速な防疫措置を実施するため、国と協議して共同埋却地まで生体で移動し、殺処分する。共同埋却地への移動は、前日、若しくは当日の朝、家畜防疫員による個体確認と臨床検査で異常がないことを確認した上で、ウイルスの散逸防止対策を施し、搬出する。殺処分は、患畜・疑似患畜と同様の方法で実施する。

### (2) 豚

移動ができないので、患畜・疑似患畜と同様の方法により、農場で殺処分する。

## 10 動員者のサポート

### ■1 役 割

動員サポート班は、現地対策本部に設置され、動員者支援、受付会場の運営、現地テント運営、防疫班との連絡調整を行い、主に防疫措置に従事する動員者等のサポートを担う。原則として発生農場内には立ち入らない。

### ■2 動員サポート班の組織

動員サポート班は、企画係、受付会場係、現地テント係で構成され、普及センター所長が動員サポート班長、普及センター各課長が副班長となる。動員サポート班は、普及センター職員及びその他派遣された動員者（以下「サポート班職員」という）で編成する。

必要に応じ、他所の普及センター職員や支庁・振興局の当該普及センター以外の職員等にサポート要員として動員要請する。また、防疫従事に動員された一般職員等から配置する場合もある。

表13 動員サポート班の係編成と業務内容

| 班 名     |            | 係 名・担 当 名                                                                     | 業務内容 |
|---------|------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| 動員サポート班 |            | 班長（所長）                                                                        | 全体総括 |
| 企画係     | 副班長兼連絡調整担当 | 企画係総括と連絡調整、サポート班編成、<br>現地対策本部現地企画班へのけが急病等の<br>報告                              |      |
|         | 動員割振担当     | ・ 動員者の名簿の確認、配布、報告<br>・ けが、急病等報告（現地対策本部へ）                                      |      |
|         | 人員搬送担当     | ・ 宿泊先の手配調整<br>・ 宿泊者名簿の作成<br>・ 宿泊施設からの送迎バスの手配調整                                |      |
|         | 食料等調達担当    | ・ 動員者の弁当、飲み物等の手配と配送<br>・ 現地テント内資材の確保<br>・ 現地対策本部事務所設置支援                       |      |
|         | 宿泊施設受付担当   | ・ 宿泊施設での受付、説明                                                                 |      |
| 受付会場係   | 副班長        | 受付会場総括、企画係へのけが急病等の報<br>告                                                      |      |
|         | 連絡調整担当     | ・ 現地対策本部、企画係、現地テント係間<br>における連絡調整                                              |      |
|         | 駐車場担当      | ・ 受付会場の駐車場管理と車両誘導<br>・ 受付会場への誘導                                               |      |
|         | 受付送迎担当     | ・ 受付会場での受付<br>・ 希望者の健康相談ブースへの誘導<br>・ 現地への誘導、送迎バスの運行管理<br>・ 更衣補助<br>・ 宿泊施設への誘導 |      |

|  |        |           |                                                                                                                                                                           |
|--|--------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |        | 安全・衛生管理担当 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・けが、急病等発生時の対応</li> <li>・けが、急病発生報告書の作成</li> </ul>                                                                                   |
|  | 現地テント係 | 副班長       | 現地テント係総括、受付会場係へのけが急病等の報告                                                                                                                                                  |
|  |        | 連絡調整担当    | ・現地対策本部、企画係、受付会場係間における連絡調整                                                                                                                                                |
|  |        | 現地テント担当   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地テントでの受付と誘導</li> <li>・動員者への作業内容説明、交代指示</li> <li>・更衣補助</li> <li>・現地発生農場への誘導</li> <li>・弁当、飲み物、必要資材の確保と撤収</li> <li>・ゴミ処理</li> </ul> |
|  |        | 安全・衛生管理担当 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・けが、急病等発生時の初期対応</li> <li>・受付会場係への連絡・相談</li> </ul>                                                                                  |

### ■3 動員サポート班の担当業務と体制

#### 1 編成の時期

当該家保から口蹄疫の疑いで検体送付が決定されたとの連絡を受けた時点とする。

#### 2 初動防疫準備

- (1) 班長は、現地対策本部において開催される緊急防疫会議へ参加し、発生状況や役割分担、取組方法を確認する。

※ 緊急防疫会議：家保、発生市町村、管轄支庁・振興局等で今後の対応について検討する会議

- (2) 動員サポート班の副班長は先遣隊に同行し、現地テント設置場所の選定等に立ち会う。現地テント設置場所の選定に当たり、地権者等への確認が必要になる場合には市町村と連携して行う。

また、数名の班員で、発生農場のテント設営準備や設営時に同行し、設置場所の確認、必要資材（防疫資材、ストーブ等）、搬入方法等を確認する。

##### ア 企画係における対応

県対策本部動員班と連携し、動員者の手配のサポート、弁当等の手配を行う。現地テント内必要資材の確保は、県対策本部資材班及び現地対策本部資材班と連携して行う。

##### (ア) 業務

- a 動員サポート班の編成
- b 疫学調査、発生状況・清浄性確認検査班のための事務所の提供、設置支援
- c 動員者の確認やサポート補助員の手配等
- d 弁当、飲み物等の手配
- e 必要資材の確保
- f 受付会場～現地テント、受付会場～宿泊施設間の送迎バスの確保調整
- g 宿泊施設の確保と部屋割作成調整
- h 宿泊施設での受付、誘導

- j けが、急病等の報告
- k その他

(イ) 業務内容

a 動員サポート班の編成

当該家保から検体送付の連絡があった場合には、普及センター職員を招集し、動員サポート班（企画係、受付会場係、現地テント係）の編成を行う。

b 疫学調査、発生状況・清浄性確認検査班のための事務所の提供、設置支援

(a) 普及センター内に疫学調査班、発生状況・清浄性確認検査班のための部屋を確保する。

(b) 電話及びファクシミリ等を設置する。

- ・ 電話機は3台で、センター内の内線に対応すること。
- ・ ファクシミリは、センターとは独立した回線とする。
- ・ サポート班の携帯電話を4台確保する。
- ・ 県庁LANに接続する。

※ 電話機及びファクシミリ機は、営繕課（0985-26-7197）に手配先を依頼する。

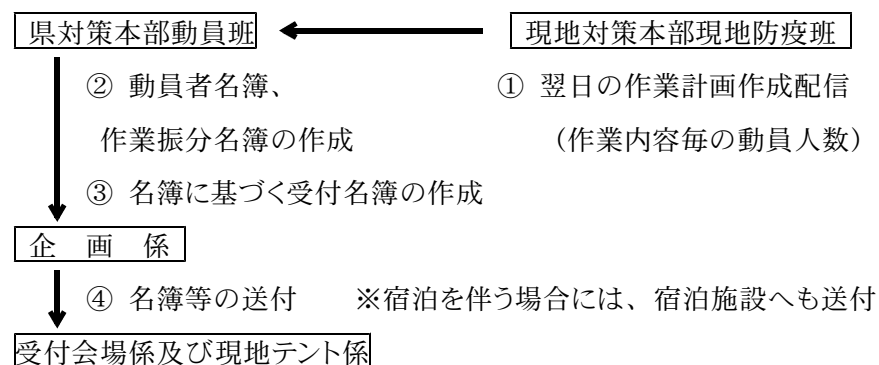
※ LANケーブルの増設工事は、情報政策課（0985-26-7046）行政情報化システム担当に依頼する。

(c) 疫学調査や例外協議に係る農場立入等、現地対策本部事務所に必要な防疫資材等の保管場所を確保する。

c 動員者の調整やサポート補助員の手配等

(a) 動員者名簿及び作業振分名簿、受付名簿の確認及び送付

県対策本部動員班が作成した動員者名簿及び名簿に基づく受付名簿、作業振分名簿を受け取り、確認するとともに、速やかに受付会場係及び現地テント係に送付する。

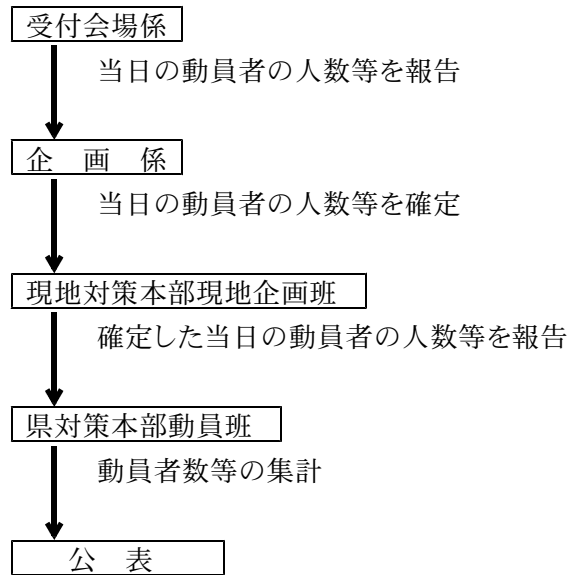


(b) 動員者名簿の報告

毎日、受付会場係からの報告に基づき、日々の動員者（人数・作業内容）を確定し、現地対策本部現地企画班を通じ、県対策本部動員班へ実績を報告する。

※ 報告期限については、県対策本部動員班の指示によるものとする。

また、動員者の人数等については、記者会見等で公表されるので正確に把握する。



(c) けが、急病者の報告

受付会場係からけが、急病等の報告を受けた時は、速やかに現地対策本部現地企画班へ報告する。

また、場合によってはベット・担架等の準備を行う。

d 弁当、飲み物等の手配

(a) 弁当

- ・ 現地で配付する弁当は、動員者以外に、名簿に記載されていない市町村動員者、家畜防疫員、オペレータ等を市町村、受付会場係、普及センターで作業する疫学関連調査班及び清浄性確認検査班、現地対策本部に確認の上、手配する。
  - ・ 注文個数はやや多めに手配し、殺処分作業に考慮したメニューの注文（牛肉・豚肉のおかずは避けるなど）に努める。
- ※ 動員者数が多い日及び作業場所が分散している日ほど多めに注文する。

(b) 飲み物

- ・ 缶コーヒー・お茶等の手配をする。
- ・ ペットボトル類については、飲みきりやすい350mlサイズを基本に手配する。
- ・ 発生時期が冬季の場合は暖かい飲み物、夏季の場合は冷たい飲み物の提供に配慮する。

(c) 糖分等の補給のための飲食物

防護服を重ね着して湿度の高い畜舎内での作業のため、気温の低い時期でも夏季に近い条件での作業となることから、発汗量やカロリー消費が多く、熱中症の危険性を伴う。このため、水分・糖分・塩分の補給を要するのでスポーツドリンク類を準備する。(109ページ参照)

(d) その他動員者の健康管理上必要と思われる飲食物類については、現地対策本部の判断により手配する。

※ 事前に対応ができる店舗等の名簿の作成や対応個数、配達の可否の

確認を行っておく。

e 必要資材の確保調整

(a) 動員サポート班で必要とする資材の調達は、現地の受付会場係及び現地テント係に必要資材等を聞き取り、現地対策本部資材班に要請する。なお、急を要する場合には、受付会場係または現地テント係から現地対策本部資材班を通じ直接調達する。

(b) 普及センター内に疫学調査、発生状況・清浄性確認検査班が設置されることになるので、これらに必要な資材も現地対策本部資材班に要請する。

現地で必要な資材

○受付会場

ホワイトボード3面以上+マーカー+字消し、時計、作業説明用の拡声器、コピー機、私物を入れる大き目の透明ビニール袋、長靴を止める洗濯バサミ、ガムテープ、マジック等筆記用具、キッチンペーパー、トイレットペーパー、汗ふきタオル、姿見（鏡）、救急箱、簡易ベッドなど

冬季：灯油ストーブと鍋（10セット以上）+給油ポンプ、燃料など

○現地テント

ホワイトボード3面以上+マーカー+字消し（大規模農場の場合）、時計、作業説明用の拡声器、私物を入れる大き目の透明ビニール袋、長靴を止める洗濯バサミ、ガムテープ、マジック等筆記用具、キッチンペーパー、トイレットペーパー、汗ふきタオル、救急箱、簡易ベッドなど

冬季：灯油ストーブと鍋（10セット以上）+給油ポンプなど

※ 緊急的な調達になる可能性が高く、通常の物品購入の手続きが調達後になる場合があるので、資材台帳を作成し、管理すること。

※ 現地テント内で使用する燃料等は現地対策本部資材班より調達する。

f 受付会場から現地テントまでの送迎バスの確保調整

受付会場から現地テントが離れている場合には送迎バスを使う。

(a) 県対策本部動員班宿泊・搬送係と連携して、市町村、農協、レンタル会社より確保する。なお、地元市町村等から送迎バスの協力が得られれば、そのリストを作成する。

(b) 運転手に運行日誌（運行時間等が掲載できる日誌）への記入を依頼する。

g 宿泊施設の確保と部屋割作成

宿泊が必要となる管外からの動員者については、県対策本部動員班宿泊・搬送係から動員者名簿を受け取り、宿泊先を確保する。その後、動員者の宿泊先及び部屋割り名簿を作成し、宿泊先及び受付会場係に配付する。さらに、運転手用の地図を作成し受付会場係に配付する。

(a) 管内の受入れ可能な宿泊施設の把握とリスト表の作成

(b) 宿泊施設の備品（洗濯機、アメニティ等）の確認

(c) 宿泊施設における留意事項の確認

- ・ 宿泊施設における食事提供の有無
- ・ 夕食時間に間に合わない場合の対応方法
- ・ 宿泊施設は、大人数が宿泊可能な所を優先し分散はなるべく避ける。
- ・ 連日作業に従事するオペレーター等については、なるべく大部屋を避ける。

- ・宿泊施設の備品で、必要不可欠な物（シャンプー、石けん等）が備えられていない場合は用意する。なお、タオルや着替え等については、県対策本部動員班より事前に持参を周知する。

(d) 宿泊証明書を準備する。

h 宿泊施設での受付、説明

宿泊所において、部屋割名簿に基づき動員者の受付を行い、翌日の日程及び注意事項等の説明、あるいは出発時の点呼等を行う。

- (a) 宿泊設備及び注意事項の説明
- (b) 翌日の日程（集合時間・場所等）の説明
- (c) 出発時の点呼・誘導
- (d) 緊急時の対応

i 宿泊施設から受付会場までの送迎バスの確保調整

- (a) 送迎バスが必要な場合は、県対策本部動員班宿泊・搬送係と連携して、市町村、農協、レンタル会社より確保する。

なお、地元市町村等から送迎バスの協力が得られれば、そのリストを作成する。

- (b) 運転手に運行日誌（運行時間等が掲載できる日誌）への記入を依頼する。

j けが、急病等の報告

受付会場係から「けが、急病」発生の報告があった場合は、速やかに現地対策本部現地企画班に報告するとともに、受付会場サポート係が作成した「けが、急病発生時報告書」（様式14 213ページ）を送付する。

k その他

けが人、病人等の送迎の手配を行う。また、宿泊が必要な場合には個室を準備する等配慮する。

イ 受付会場係における対応

発生現場に設置した受付会場の運営管理などを担当し、受付会場管理責任者の指示のもと、動員者への円滑な情報伝達や動員者の効率的な誘導を行う。また、連絡調整担当を1名配置し、受付会場内だけでなく、現地対策本部、企画係、現地テント係間における連絡を密にする。

(ア) 業務内容事項

- a 受付会場での動員者の受入れ
- b 受付会場と現地テント間の送迎バスの運行管理
- c 受付会場内での進捗状況等管理
- d 防護服の更衣補助
- e 受付会場の管理運営
- f ゴミ処理
- g けが・急病者への対応
- h 宿泊施設への誘導

(イ) 業務内容

- a 受付会場での動員者の受入
  - (a) 受付会場の駐車場の管理



- ・駐車場の開け閉め、駐車場への誘導、駐車場内での誘導
- ・送迎バスの乗降場所及び待機場所の確保  
なお、現地市町村が窓口になっている場合には市町村と連携して対応すること。
- ・受付会場への誘導、場所や移動手段等の説明

(b) 受付会場での動員者の受入

- ・企画係が受け取った受付名簿をもとに、動員者の受付を行う。  
※ 県庁等から受付会場間で送迎バスが運行される場合は、バス乗車時又は車内で受付を行う。
- ・現地受付会場に直接集合する動員者については、所属又は団体別に受付を行う。
- ・希望者は健康相談ブースへ誘導する。  
※ 健康相談時に血圧等異常を示し、体調不良の動員者に対しては、シールを胸に貼るなどして、他の動員者と明確に区分し、作業内容等の変更を周知して、配置換えする。
- ・現地テントへの出発前に動員者の1日の作業の流れと、案内掲示板、現場配置、昼食、バス送迎等の概要を説明する。
- ・動員者数について、当日の人員の欠席・変更がある場合は、動員者リストの余白に記入し、チェックしたリストは企画係を通して現地対策本部企画班へ報告するとともに、現地テント係にも連絡する。  
※ 動員者の人数については、記者会見等で公表されるので正確に把握する。

(c) 作業終了時の受付会場への誘導

受付会場で現地テント係と連絡を取り合い、現地での作業終了時間に合わせて受付会場等で待機しているバスを現地テントへ移動させ、動員者を受付会場へ送迎する。

(d) 動員者数の確認及び報告

- ・動員者を受付名簿にて確認し、確認した動員者数を取りまとめ、動員数の実績として企画係へ報告する。

(e) 送迎バスへの誘導

- ・受付会場でのシャワー、更衣が終わった動員者を帰庁する（または宿泊施設へ向かう）送迎バスへ誘導する。バスへ乗る際に名簿で確認を行う。

b 受付会場と現地テント間の送迎バスの運行管理

受付会場から現地テントが離れている場合には、集合場所から受付会場までのバスとは別途に用意した送迎バスを使う。

なお、現地対策本部及び現地テント係と調整し、その運行管理を行う。

また、事前に市町村等と送迎経路について打合せを行い、その地図を作成し運転手へ配布する。

※ 効率的に搬送するため作業班毎又はタイムスケジュールに従って動員者を誘導する。

※ 送迎バスの運行管理は、送迎バス運行（日誌）計画を活用する。

c 受付会場内での進捗状況等管理

(a) 受付会場内での情報提供

- ・企画係が配付した動員者名簿、作業振分名簿を目立つ場所に掲示する。
- ・現地テント係が作成した現場見取り図を、受付会場に掲示する。
- ・ホワイトボード等に現地テント係から聞き取ったタイムスケジュール及び進捗状況を記載する。

d 動員者の更衣補助

動員者が受付後に作業服等への着替えを行う際、着用時の説明を行う等、更衣補助を行う。

口蹄疫は人獣共通感染症ではないが、バイオセキュリティ（感染源を農場外に出さない）の観点から防護服を二重に着衣して作業を行う。

受付会場で着用する1枚目は、受付会場～現地テント間の移動時に作業衣として用い、現地テントでその上から防護服、手袋、マスク、必要に応じてゴーグル等を更に着用する。

e 受付会場の管理運営

(a) 受付会場の運営（暖房、弁当、飲料水等の提供）

○ 暖房（冬季）

ストーブの点火・消火の確認、ストーブへの給油

※ 灯油は、現地対策本部資材班より供給を受け確保する。

○ 弁当等

受付会場で作業する受付会場係、サポート班職員、保健師等の弁当及び飲み物の数量を企画係に伝え確保する。

動員者が現地作業のローテーションの関係で、現地から帰ってきて受付会場で弁当を食べる場合は、現地テント担当と十分連携して、受付会場に弁当や飲み物を用意する。

※ その際、弁当や飲み物に関する注意事項は後述（143ページ）を参照。

○ 防護服の着替え等の補充

防護服等の補充を行う。在庫が不足する場合は、現地対策本部資材班に要請し供給を受ける。

(b) 受付会場の整理整頓

○ ゴミは、現地市町村の分別方法に従い分別する。

○ 所定の箇所及び適所にゴミ袋を設置する。

○ 喫煙スペースを設け、吸い殻・火の後始末を管理する。

f ゴミ処理（一般廃棄物）

(a) 受付会場で脱衣した防護服などの保管場所の設置及び整理整頓

(b) 一般廃棄物は、現地市町村の分別方法に従い分別を行い、現地市町村に回収を依頼する。

g けが、急病者への対応

(a) 搬送車両の確保・搬送手配

(b) けがの程度に応じて救急車の手配を行う。

(c) けが・急病者の内容を企画係へ連絡する。

(d) 「けが、急病発生時報告書」（様式14 213ページ）を作成。（報告結果は、再発防止対策に活用）

h 宿泊施設への送迎

- (a) 宿泊先及び部屋割名簿に基づき、動員者へ連絡するとともに運転手へ宿泊先を連絡する。場合によっては地図も配付する。

ウ 現地テント係における対応

発生現場に設置した現地テントの運営管理などを担当し、発生農場防疫班長の指示のもと、動員者への円滑な情報伝達や動員者の効率的な誘導を行う。また、連絡調整担当を1名配置し、現地テント内だけでなく、現地対策本部、企画班、受付会場間における連絡を密にする。

(ア) 業務内容事項

- a 現地テントでの動員者の受入れ
- b 現地テントの管理運営
- c ゴミ処理
- d けが・急病者への対応

(イ) 業務内容

- a 現地テントでの動員者の受入れ

(a) 動員者が現地テントに到着した際には、受付を行い動員者の確認と人数の確認を行う。また、その内容をもとに発生農場防疫班長と班編成について協議する。

(b) 班編成及び班ごとの作業内容の説明

- ・企画係が配付した動員者名簿、作業振分名簿を目立つ場所に掲示する。
- ・現場見取り図を作成（AOサイズ 1189mm×841mm）し、企画係、受付会場へ送付するとともに、現地テントに掲示する。
- ・動員者に対し、仮設トイレや喫煙所等の配置などを説明する。
- ・防疫作業に従事する前に、発生農場防疫班長及び各防疫作業リーダーと連携し、班毎の作業内容を説明する。
- ・農場への出入り等に係る注意事項の説明を行う。

(c) 班毎の作業休憩時間の指示

ホワイトボード等にタイムスケジュールを記載し、それに従い動員者に防護服等の着替え等の指示及び誘導を行う。

(d) 防護服の着替え等の補助

防疫作業リーダーの指導の下、動員者が防護服等へ着替える際の補助を行う。

- ※ 補助を行う係員は、動員者の防護服にラッカー等で記名をする際には、マスクを着用し、ラッカーに含まれる有機溶媒を吸引しないように注意する。

(e) 作業終了時の受付会場への誘導

受付会場サポート係と連絡を取り合い、受付会場等で待機しているバスを現地テントへ移動させ、動員者を受付会場へ送り届ける。

b 現地テントの管理運営

- (a) 現地テントの運営（暖房、弁当、飲料水等の提供）

- 暖房（冬季）

ストーブの点火・消火の確認、ストーブへの給油

※ 灯油は、現場の資材班より供給を受け確保する。

○ 弁当

- ・動員者が受け取りやすいように、弁当を所定の位置に配置する。
- ・弁当ガラの分別、分別の必要性の有無、処理法を確認する。
- ・弁当が不足する場合は、早めに企画班へ連絡する。

○ 飲料水等

- ・ホット飲料水の提供及び手配（冬季）

※ 缶類の飲料水は、ストーブの上に水を張った鍋を置き、その中に入れておく。

※ 給湯ポットやヤカンの設置（インスタント味噌汁、スープ類用）

- ・その他の飲料水は所定の位置に配置する。
- ・空き缶、空きペットボトル等を分別する。

○ 糖分等の補給のための飲食物

水分・糖分・塩分補給用のスポーツドリンク類は所定の位置に配置する。

○ 防護服の着替え等の補充

防護服・マスク・手袋、ガムテープ、マジック、ゴーグル用曇り止め等の補充を行う。

○ 防護服等の在庫が不足する場合は、現地対策本部資材班に要請し供給を受ける。

(b) 現地テントの整理整頓

- ゴミは、現地市町村の分別方法に従い分別する。
- 所定の箇所及び適所にゴミ袋を設置する。
- 喫煙スペースを設け、吸い殻・火の後始末を管理する。

(c) 仮設トイレの管理

- 仮設トイレ及び手洗い用排水タンクの管理を行う。なお、し尿の処理については、し尿収集許可業者に収集を依頼する。（市町村が窓口となって収集してくれるケースもある）
- 手洗い用タンクへの給水、トイレトーパーの補充、消臭剤の手配を行う。
- トイレ掃除を外部に委託する。（1日数回）

(d) その他

必要に応じて照明機材、発電機及びストーブ等の燃料の手配を行う。

c ゴミ処理（感染性廃棄物、一般廃棄物）（主に現地テント担当で対応）

(a) 保管場所の設置及び整理整頓

- (b) 感染性廃棄物（防護服等）は、現地対策本部資材班に依頼する。
- (c) 一般廃棄物は、現地市町村の分別方法に従い分別を行い、現地市町村に回収を依頼する。

- (d) 動員者の手洗い・うがい用排水タンクがいっぱいになったら、産業廃棄物業者に収集を依頼する。（市町村又はし尿収集許可業者に相談する）

d けが、急病者への対応（連絡調整担当：1名）

- (a) けが・急病者の内容を受付会場係安全・衛生管理担当へ連絡する。

(b) 搬送車両の確保・搬送手配、また、けがの程度に応じて救急車の手配を受付会場係安全・衛生管理担当へ依頼する。

#### エ 自衛隊動員者への対応

自衛隊動員者については、現地での連絡調整等、基本的には現地対策本部自衛隊現地対策班が実施する。また、自衛隊へは、事前に防護服、スリッパ等は支給されているが、作業開始前に必要な資材の長靴、ガムテープ、マジック、くもり止め、靴下（一部つなぎ）、飲み物（弁当は不要）は別々にサポート班で準備しておく。

現地で自衛隊と直接調整が必要な場合には、自衛隊の連絡要員（小隊長クラス）と行う。

## 11 評価

---

### ■1 基本方針

評価業務は本病の多発期においては、評価対象物が膨大となり、評価対象1件に要する時間が十分に確保できなくなることも想定されるので、発生時の種々な事態に対処するため、平時から評価担当を専任し、機動的に対応できる体制にしておく必要がある。

(根拠法令)

○へい殺畜等の所有者に対する手当金

家畜伝染病予防法第58条第1項の規定

○家畜の死体又は物品の焼・埋却に要した費用に係る国の交付金

同法第21条第1項又は第23条第1項の規定

○法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同施行令、農林畜水産業関係補助金等交付規則及びへい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付規程

(評価の基準日)

○疑似患畜

家畜伝染病予防法第58条第1項第3号の規定により、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の4/5を手当金として、また同条第2項第2号の規定により疑似患畜となる前における家畜の評価額の1/5を特別手当金として所有者に対して交付する。このため、当該家畜の評価日は、疑似患畜と判定した日（直前）を基準とする。

○患畜等以外の家畜の殺処分

家畜伝染病予防法第17条の2の規定若しくは口蹄疫対策特別措置法第6条第9項又は同条第10項の規定（平成24年3月31日まで）により、所有者自ら又は家畜防疫員が殺した家畜を損失の補てんや補償の対象としており、当該家畜の評価日は殺した日を基準とする。

### ■2 作業手順

#### 1 班編成

評価班は、4名1組（評価人3名と記録1名）を一班として経営規模の大小に応じて班数を増減する。（評価班の組織図を148ページに示す。）

#### 2 評価

評価の基準日が疑似患畜確定日であることから、確定後速やかに農場に立ち入り評価を開始する。

発生農家の疫学調査で得た情報を活用しながら畜主の立会のもとで評価を進め、畜主に評価の根拠となる証拠書類（表11 147ページ）の提供を求める。

汚染物として評価する物品は、通し番号（1、2、3・・・）を附し、そうでないものと区別するため標識する。

評価が終了したら、畜主に調査した家畜頭数及び汚染物品の種類・数量を確認する。

その場で、確認ができない場合は、後日畜主と連絡をとり再確認する。

## (1) 評価対象

### ア 家畜

#### ① 疑似患畜確定時の家畜頭数（評価頭数）

評価に先立ち畜主に評価頭数の根拠となる飼養管理台帳等の提出を求め、飼養頭数の確認を行う。また、牛では、繁殖牛、育成牛及び子牛等の代表例を写真撮影する。

豚では、繁殖雌豚、種雄豚、育成豚及び肉豚等の代表例を写真撮影する。

### イ 物品

#### ① 飼料：疑似患畜確定時に残った飼料の数量を確認する。

(a) 飼料タンク：疑似患畜確定時の残量を記録。写真撮影する。

(b) 紙袋飼料：商品名、包装単位及び数量を記録。写真撮影する。

(c) 粗飼料：購入・自給を問わず商品名、包装単位及び数量を記録し、写真撮影する。

(d) その他：飼料添加剤、ビタミン剤等の商品名、包装単位及び数量を記録し、写真撮影する。

#### ② 医薬品

商品名、包装単位及び数量を記録し、写真撮影する。

農場に設置してある要冷蔵の医薬品等については、使用期限や開封の有無などを確認し、未開封で外装が消毒可能な物は消毒して農場から搬出する。制限解除までに使用期限が切れる物や、開封済みの物は汚染物品として廃棄する。

なお、農場の冷蔵庫は、ウイルスを長期間生存させる危険性があることから、医薬品等を搬出・廃棄した後電源を切り、庫内を消毒液で拭き取り後、扉は開けたままにしておく。

#### ③ その他

牛乳、堆肥（商品）、肥料、精液ストロー等々。写真撮影して記録に残す。

注）畜産資材等は、消毒不可能なものは評価するが、消毒可能なものは評価の対象としない。

## (2) 記録方法

ア 証拠書類は、評価の根拠となるので畜主に大切に保管するように指示する。証拠書類としては、家畜では家畜管理簿、繁殖台帳及び家畜購入伝票（領収書）等、また、物品は、物品管理台帳、物品購入伝票（領収書）等。

表11 家畜評価のための証拠書類一覧

| 経営形態  | 管理台帳 | 繁殖台帳 | 種付証明 | 購入伝票 | 登録証 |
|-------|------|------|------|------|-----|
| 肉用牛繁殖 | ○    | ○    | ○    | ○    | ○   |
| 肉用牛一貫 | ○    | ○    | ○    | ○    | ○   |
| 肉用牛肥育 | ○    |      |      | ○    |     |
| 酪農    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○   |
| 酪肉複合  | ○    | ○    | ○    | ○    | ○   |
| 養豚一貫  | ○    | ○    |      | ○    |     |
| 養豚肥育  | ○    |      |      | ○    |     |
| 子豚生産  | ○    | ○    |      | ○    |     |
| 養豚繁殖  | ○    | ○    |      | ○    | ○   |

イ 専用の評価用紙（様式15～18 214～217ページ）を使用して記録。なお、農場名、記入者氏名及び記入月日を必ず記入する。

ウ 牛は、個体識別番号10桁を記録。豚では、繁殖雌豚、種雄豚及び育成豚は、耳票番号等個体識別ができる情報を記録。なお、豚の評価用紙は、種豚・育成豚用と子豚・肉豚用の2種類を使い分ける。

エ 殺処分が完了したら、処分頭数と疑似患畜確定から殺処分までの間に死亡した頭数を加算して評価頭数との一致を確認する。

### (3) その他

評価に当たってはウイルスの散逸防止に細心の注意を払うとともに農場で使用した評価用紙等は、汚染されているので、必ず消毒して持ち出す。

## 3 評価支援

評価班長は、発生農場で得た家畜頭数や汚染物品の種類・数量のデータ及びその証拠書類を持ち帰り整理して評価支援班に引き継ぐ。支援班は、その内容を精査して集計表に入力をする。

なお、不明な点があれば評価担当者や畜主に確認する。整理されたデータは証拠書類とともに農場ごとに区分したファイルに紙ベースで保管し、これらを基に、と殺指示書やへい殺畜等手当金交付申請書等を作成する。

### ○交付金申請書等の種類

- 1) へい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付申請書（家伝法規則様式第1号）
- 2) 埋却証明書（家伝法規則様式第3号）
- 3) 動物評価意見具申書（家伝法規則様式第4号）
- 4) 物品評価意見具申書（家伝法規則様式第6号）



### ■3 資材

評価業務で農場に立入際に携行する資材を以下に示す。

防護服、ゴム長靴

マスク、ゴーグル、ゴム手袋

携帯電話

筆記用具

デジタルカメラ（防水仕様）

評価調査表（耐水紙）

画板

懐中電灯

ナンバリングタグ

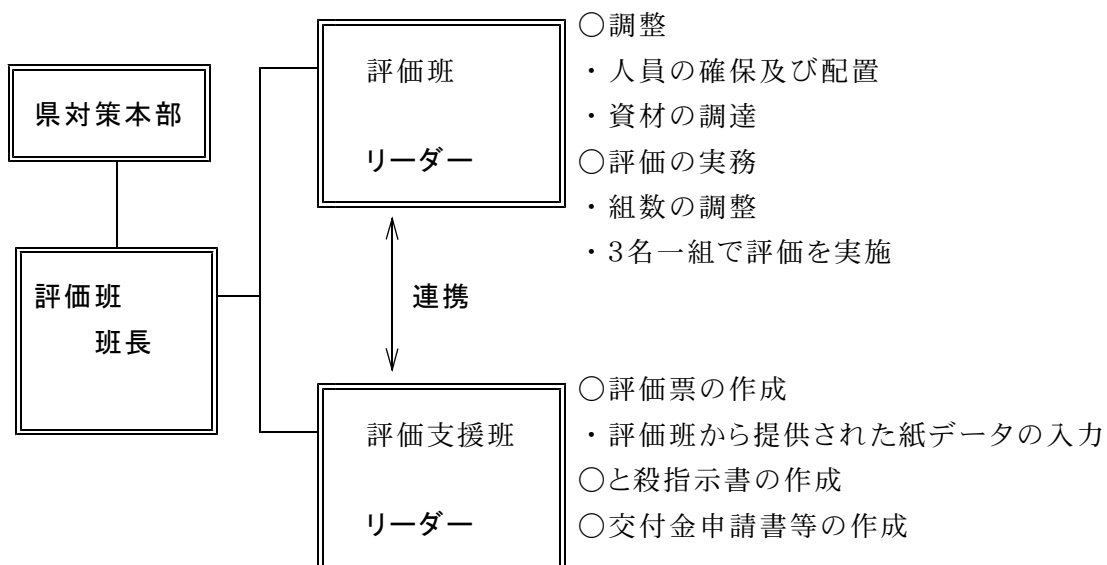
自動車

注）農場から持ち出す資材は、消毒する必要があるので防水・耐水仕様のものが良い。

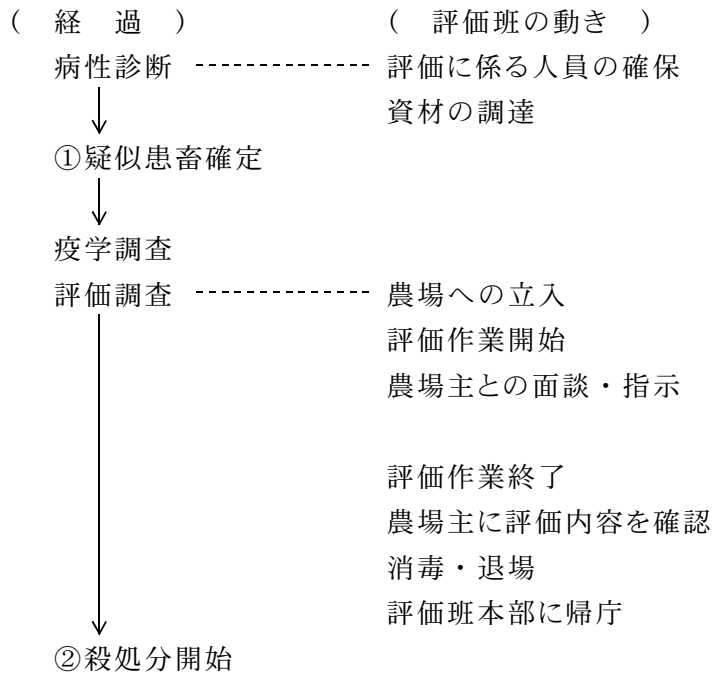
### ■4 評価に係る留意点

- ・ 評価人は、家畜防疫員（家保職員）、市町村職員及び産業経験者（畜産団体職員）の3名とする。
- ・ 家畜は、評価班が現場で確認するとともに畜産団体が所有する電子データも活用する。
- ・ 確定日から殺処分日まで時間を要する場合は、その間に生まれたり死亡したりする家畜も評価対象に加える。
- ・ 物品を評価する場合は、品目ごとにナンバリングする。

#### <評価班の組織図>



## 評価のタイムスケジュール(参考)



注) ①と②の間隔が長い場合は、畜主にこの間に生まれた家畜数と死亡数を記録するように指示すること。

## 別添資料1から4 (参考)

- 1 物品調査票 (様式15)
- 2 家畜調査票 (牛) (様式16)
- 3 家畜調査票 (豚:繁殖・育成) (様式17)
- 4 家畜調査票 (豚:子豚・肉豚) (様式18)

## 12 疫学調査

---

### ■1 班編制

国の疫学調査チームに加わり、発生原因の特定等を行う疫学究明班を県対策本部に設置する。

また、発生農場における家畜、人（獣医師、技術員等）及び車両（集出荷車両、飼料運搬車両、死亡家畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集し、ウイルスに感染したおそれのある家畜に関する調査を実施し、疫学関連家畜飼養農場を特定する疫学関連調査班を現地対策本部に設置する。

疫学究明班：班長は宮崎家保病性鑑定課の病態解明担当リーダーとし、発生地家保の家畜防疫員1名を班員に必ず入れる。その他必要に応じ畜産職職員2名程度と宮崎大学教員で構成し、国派遣専門官のチームに加わる。

疫学関連調査班：班長は未発生地家保の防疫課長とし、その家保の家畜防疫員を中心に、必要に応じ畜産職職員3名程度を加える。

※ 疫学関連調査班は発生状況により複数箇所を設置できるものとする（必要に応じて発生市町村に近接の普及センターや未発生家保等に設置する。その場合LANの設置や電話の増設が必要な場合は情報政策課へ依頼する。）

### ■2 疫学究明班

（1）役割：国の疫学調査支援及び疫学関連調査班との連携

- ・農場立入りを実施した家畜防疫員による発生農場の疫学調査を引き継ぎ、更に詳細な発生農場の現地における疫学調査を実施する。
- ・国が派遣する疫学調査チームに同行し、発生農場における原因究明を行う。
- ・疫学関連調査班への指示及び疫学情報の伝達を行う。
- ・得られた情報を基に発生原因の情報収集、分析を行い、農場への侵入経路の究明を行う。
- ・班は県対策本部に属するが、必要に応じ適切な場所に拠点を置き運営する。

（2）必要資材等

車両1台（畜産振興課兼用）、携帯電話

必要に応じファクシミリ、パソコン（班員数）

防疫資材については家保で準備し、班員である家畜防疫員が携行する。

（3）聴き取り方法

農場立入りを実施した家畜防疫員が別記様式4（巻末防疫指針63ページ）により聞き取った内容に基づき、項目毎に農場疫学調査票（様式19-1 218～219ページ）に沿って農場主に聴き取り調査する。また、当該農場のほか疑似患者となりうる疫学的関連のある農場についても調査する。

聞き取り方法の詳細は 3疫学関連調査班（3）聞き取り方法と同様とする。

さらに、感染経路の検証のため、以下を聞き取る。

- ・近隣農場との大まかな距離
- ・農場内外で見かける野生動物の種類や頻度
- ・その地、当該地域での国際大会、海外からのスポーツキャンプ等の有無

### ■3 疫学関連調査班

#### (1) 役割：疫学関連家畜飼養農場の抽出と移動制限の指示

- ・農場立入りを実施した家畜防疫員からの情報（別記様式4 巻末防疫指針63ページ）及び疫学究明班からの情報（様式19-1 218～219ページ）をもとに、発生農場（疫学的関連のある農場も含む）の疫学情報を整理し、必要により電話又はファクス等で農場主又は所有者等から聞き取りを補完的に実施する。
- ・得られた情報に基づき関連業者等へ聞き取り調査を実施し、疫学関連家畜飼養候補農場※のリストアップを行う。

※注：発生農場と何らかの関連は認められたが、その農場で飼養する家畜が、疫学関連家畜であるか否か判断される前の段階の農場

- ・調査の結果、疫学関連家畜飼養農場が移動制限・搬出制限区域外に存在することが判明した場合には、直ちに当該農場へ移動の自粛を連絡とともに、防疫対策班に連絡する。
- ・疫学関連が認められた農場（疫学関連家畜飼養農場）に立入し、飼養家畜と発生農場との関連の有無や関連の程度を調査するとともに、臨床症状の確認（場合によっては検査用材料の採取）を行う。
- ・国との協議の結果、疫学関連家畜飼養農場となった場合は、移動制限指示書（様式20-1 222ページ）を交付する。また、移動制限解除となった際は移動制限解除の通知書（様式20-2 223ページ）を交付する。
- ・調査で得られた疫学情報は必要に応じて疫学究明班へ報告する。

#### (2) 必要資材等

専用車両2台、動力噴霧機1台（車両消毒設備がない事務所に設置した場合）、電話機、ファクシミリ、パソコン（班員数）、防疫資材（防疫服、エンカン服、長靴、使い捨て帽子、使い捨て手袋、タオル、バケツ、ブラシ、ビニール袋、コンテナ、簡易消毒機、消毒薬（ビルコン5kg）、プラスチック画板、ボールペン、デジタルカメラ、携帯電話、ボイスレコーダー）

※ 資材の購入については現地対策本部資材班に依頼する。

#### (3) 聞き取り方法（疫学究明班と共通）

通報から2時間以内に農場立入りを実施した家畜防疫員が別記様式4（巻末防疫指針63ページ）により聞き取った内容及び疫学究明班が様式19-1（218～219ページ）により聞き取った内容に基づき調査する。

発生農場（疫学的関連のある農場を含む）の疫学情報に不足分があれば補足的に調査を実施する。このとき、疫学関連調査班は発生農場（疫学的関連のある農場）には立ち入らず、電話、FAX等により調査する。

また、疫学関連調査班は疫学関連家畜飼養農場に立ち入り、様式19-2（220～221ページ）を用いて調査する。

家畜の出荷、導入、飼料、敷料、薬剤、添加物、畜産資材の購入履歴、飲用水の種類と消毒の有無、排せつ物の処理方法（堆肥、尿）、人（獣医師、人工授精師、指導員、削蹄師、薬品会社販売員等）、車両（飼料運搬車両、集乳車、堆肥運搬車両、敷料輸送車両、診療車、死亡家畜回収車両、家畜運搬車両等）の農場内への出入り状況についてさらに詳しく聞き取る。（疫学究明班と情報を共有し、畜主からの聴き取りが重複しないように注意する。）

農場見取り図には、畜舎、飼料倉庫、飼料タンク、敷料置き場、堆肥置き場、運動場、集乳室、倉庫、管理休憩室、車庫、自宅等を記入のほか、飼養者の動線、来場する車両の進入する経路、場所についても朱書き矢印で記録する。

また、近接農場との大まかな距離や、農場内外で見かける野生動物について、種類、頻度を聞き取る。

聞き取りは農場主の感情に十分配慮し、その内容については後日事実確認する際、トラブルが発生しないよう、可能な限り農場主に確認を依頼する。

※ 別記様式4（巻末防疫指針63ページ）に基づき、項目毎に21日間遡って、関連する農場リストを作成し、家畜の健康状態を確認する。人関連の動きについては特に発生農場前後の訪問先について入念に聞き取りを行う。

#### ① 飼料

飼料は自家産飼料の場合、圃場での刈り取り方法や、機械等の共同利用の有無、刈り取り時期を聴取する。

購入飼料は、タンク用バルク車によるものか、紙袋購入かを聴取する。また、飼料購入会社から輸入港、輸入業者、輸送会社を聴取する。購入農家リストを入手し、疫学的に関連のある農場については立入りを行うか、あるいは電話により家畜の異常の有無を確認する。

#### ② 人

本人、家族、従業員の海外渡航歴、外国からの郵便、荷物の受け取り、県内外からの来客、見学者の受入、海外からの来客、研修生の受入、外国人従業員等についても聞き取りを行う。

##### ア 獣医師

診療車の衛生管理区域内への進入経路、診療した場所、診療した牛の名号、個体識別番号を聴取する。なお、豚の場合、診療した豚房を聞き取り、発症家畜との関連を聴取する。

##### イ 削蹄師

車両の衛生管理区域内への進入経路、削蹄場所、削蹄した牛の名号、個体識別番号を聴取し、発症牛との関連を調査する。

##### ウ 授精師

車両の衛生管理区域内への進入経路、発情鑑定した牛、授精した牛の名号、個体識別番号を聴取し、発症牛との関連を調査する。

##### エ 畜産関係者

車両の衛生管理区域内への進入経路、その侵入経路立入場所を聴取する。

オ 死亡畜取扱業者

車両の衛生管理区域内への進入状況と進入前の車両の消毒方法、死亡した畜舎から畜舎外への死亡畜の搬出方法、車両への積み込み方法を聴取し、発症畜との関連を調べる。

カ その他

畜産部会、区・班等の会議の有無、出席状況、参加者名簿を確認する。また、近隣農家間のお互いの行き来の状況を聴取する。

そのほかに衛生管理区域内に立ち入った者がいれば聴取する。

③ 車両

車両全般に衛生管理区域に入るときの消毒の有無・方法・動線を聞き取る。また、集乳車、飼料運搬車、死亡家畜回収車両については、日常的な消毒（一日の業務終了後の消毒）についても聞き取る。

ア 飼料運搬車両（紙袋、タンク）

運搬車両ナンバー、運転手毎の病性判定日から遡って過去21日間の1日ごとの輸送ルートを飼料会社あるいは運送会社に提出を依頼する。会社が県外の場合は、当該県へ調査を依頼する。ルートに県外の農場が含まれる場合は動物衛生課を通じて当該県に情報を提供する。

イ 敷料運搬車両

運搬車両ナンバー、運転手毎の過去21日間の1日ごとの輸送ルート（農場）を飼料会社あるいは運送会社に提出を依頼する。

ウ 診療車

獣医師から過去21日間に診療した農場の名簿を入手し、立入あるいは電話により家畜の異常の有無を確認する。

エ 削蹄師車両

削蹄師から過去21日間の立入状況の名簿を入手し、立入あるいは電話により家畜の異常の有無を確認する。

オ 人工授精師車両

人工授精師に過去21日間の立入状況の名簿を入手し、立入あるいは電話により家畜の異常の有無を確認する。

カ 家畜運搬車

a 自家用トラックの場合

他の農家への貸出、運転手の依頼等について調査する。

b 輸送会社トラックの利用の場合

輸送会社から輸送トラック、運転手毎の過去21日間の家畜の輸送について調査する。家畜積み込み時の畜舎内への運転手の進入ルート・場所を特定する。会社が県外にある場合、当該県へ調査を依頼する。また搬送経路上に県外農場等が含まれる場合、動物衛生課を通じて情報提供を行う。

キ 集乳車（酪農）

集乳事業所等から、集乳車、運転手毎の集乳ルートを調査する。また、集乳時の農場出入りにおける消毒方法を聴取する。

ク 死亡家畜回収車両

死亡家畜回収運搬業者又はレンタル業者から過去21日間の立入状況について名簿を入手し、立入あるいは電話により家畜の異常の有無を確認する。

ケ 自己所有自動車及び農機具等

他の農家への貸出、運転手としての依頼の有無等について調査する。

④ 家畜の移動等

ア 家畜の移動について

過去21日間の移動先農場、導入元農場の調査を行う。

イ と畜場出荷について

と畜場あるいは食肉衛生検査所から、発生農場の出荷日から過去21日間にと畜場に出荷をしている農場の名簿を入手し、全ての農場主に家畜の異常の有無を確認する。

⑤ その他

ア 種畜・種豚場

過去21日間の精液の採取、配付農家リスト、配付方法を調査する。

イ 採卵を行う農場

過去21日間の受精卵の採取、配付農家リスト、配付方法を調査する。

ウ 修理業者

農場に出入りした修理業者について立入した範囲や農場に入る前の消毒方法の確認をおこなう。また当該業者が過去21日間に立ち入った畜産関係施設のリストを入手する。

エ 堆肥

販売先と搬送方法（自家用車・取りに来る等）について聴取する。

共同堆肥舎の利用の有無を確認するとともに、関係者リストを入手する。

オ イベント等

当該地域での国際大会、スポーツキャンプ、東アジアからの客船入港等海外からの観光客の立入を確認する。

(4) 立入調査

聞き取り調査等の結果、次の家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜として、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜・疑似患畜と接触後14日を経過した後に血清抗体検査を実施する。

① 病性判定日から遡って8日以上21日以内に患畜もしくは疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家畜

② 病性判定日から遡って21日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場で飼養されている家畜

③ 病性判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家畜（防疫指針第4の2の（2）の④に規定する家畜）

④ 病性判定日から遡って7日目の日前に患畜又は疑似患畜（発生が続発している場合において口蹄疫に特有の臨床症状が明らかである家畜）と接触したこ

とが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜（防疫指針第4の2の（2）の⑤に規定する家畜）

#### ■4 国との連携

- （1）動物衛生課に設置される国の疫学調査チームに情報提供し、また連携して疫学調査に当たる。なお、疫学究明班長は疫学調査チーム員として、疫学調査に協力する。
- （2）疫学関連調査は、調査の中で疫学関連が疑われる農場が判明した場合、県対策本部に情報を提供し、県対策本部と動物衛生課が協議の上、疫学関連家畜にするかを決定する。



## 13 発生状況確認検査

---

防疫指針に基づき、本病の病性決定後、以下の要領で速やかに調査を実施する。

ただし、状況によっては、病性決定前に調査を開始することもある。

### ■1 農場到着から退場までの注意事項

#### 1 農場到着時の注意事項

- ① 先ず検査対象農場かどうかの確認を行う。
- ② 車を農場の衛生管理区域内に入れない。（敷地入口までとする。）
- ③ 農家の承諾無く、勝手に敷地内に入らない。

#### 2 防護服、ブーツカバー、マスク、キャップ、手袋等を着用後、下記事項について、農家に聴き取りを行う。

- ① 飼養形態（繁殖、肥育、一貫、酪農、乳肉複合）及び頭数（親・子畜の区分を含む）
- ② 家畜に異常はないか（食欲、発熱、流涎の有無）
- ③ 関連農場の有無を確認し、発生農場と関連があれば疫学関連調査班に連絡する。

#### 3 消毒セット（バケツ、ブラシ、消毒薬）を持って農場内に立入る。

- ① 消毒薬を作成する。
- ② 農場に設置してある踏み込み消毒槽か、作成した消毒薬で長靴（ブーツカバー着用）を消毒後、畜舎に入る。

#### 4 農場退場時の注意事項

- ① 採材検査票（様式22 232ページ）の記載事項と検体を確認する。
- ② 長靴（ブーツカバーを着けたまま）を消毒する。
- ③ 車まで行き、噴霧器で全身をまんべんなく消毒する。
- ④ 検体、検査票をカゴごとビニール袋へ入れ、外側を消毒し、各農場毎にまとめておく。
- ⑤ 防護服、ブーツカバー等を脱ぎ、ビニール袋へ入れる。
- ⑥ ビニール袋の外側・内側を噴霧器で消毒する。
- ⑦ 車体を噴霧器で消毒する。（タイヤや泥受けはブラシで磨く）
- ⑧ 長靴を消毒する（カバーに穴が空くことがあるので特に靴裏をチェックする）
- ⑨ バケツや噴霧器自体も消毒する

#### 5 消毒ポイントを通り、集合場所へ戻ったら、受付に採材検査票と検体を渡し、チェックを受ける。

### ■2 調査の種類

#### 1 電話調査

- ・移動制限区域内の家畜の所有者を対象に電話等による異常家畜の有無を確認する。
- ・この調査は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

生産者に対しては、症状は口を閉じた状態では発見しにくいので、鼻腔内をよく観察するほか、口唇をめくるなど、口腔内の病変の確認を徹底するよう指導する。

## 2 立入検査

原則として患畜又は疑似患畜の判定後24時間以内に立ち入りし、下記（1）及び（2）にあつては、臨床検査（動員家畜防疫員への配付資料（161ページ）参照）を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。また、（3）にあつては（1）及び（2）の検査に引き続き、臨床検査を実施する。

（1）発生農場から半径1km以内の区域にある農場（牛は全て、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては6頭以上飼養する農場及び電話調査で異常家畜がいることが確認された農場）

（2）移動制限区域内の全ての大規模農場

1) 牛（月齢が満24か月以上（乳用種の雄及び交雑種の肥育牛にあつては、満17か月以上））及び水牛にあつては200頭以上

2) 牛（月齢が満4か月以上満24か月未満（乳用種の雄及び交雑種の肥育牛にあつては満4か月以上満17か月未満））、鹿、めん・山羊、豚、及びいのししにあつては、3,000頭以上

（3）移動制限区域内の農場

上記（1）及び（2）を除く農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては6頭以上飼養する農場及び電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）において、原則として、同心円状に発生農場から近い順に実施する。

臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したときは、担当家保へ連絡し、検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材する。

発生状況確認検査及び清浄性確認検査における採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することが出来る数として、以下のとおりとする。

飼養規模と採材頭数

| 飼養頭数    | 採材頭数 |
|---------|------|
| 1～ 15頭  | 全頭   |
| 16～ 20頭 | 16頭  |
| 21～ 40頭 | 21頭  |
| 41～100頭 | 25頭  |
| 101頭以上  | 30頭  |

畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材する。

### ■3 採材

#### 1 抗体検査用の採血

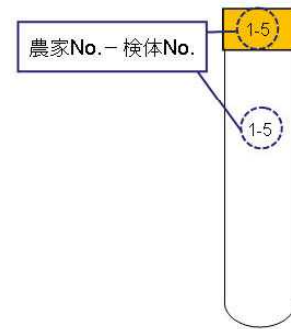
採血量は、採血管の半分（4ml）以上とする。

採血する家畜の情報を採材検査票（様式22）に記入。

（牛は個体識別番号、豚は農場番号等、畜舎、症状）

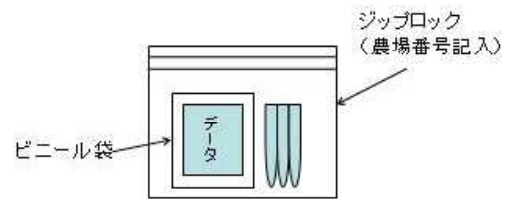
農家番号と検体番号を採血管に記入する。

（文字は大きく丁寧に記入する）



#### 2 採血管は、採材検査表と一緒にジップロックに入れる。

※ 採血管は消毒薬に漬け、汚れを落とす。



#### 3 PCR検査用のスワブ採取

口腔内スワブの採取を行う。

PBS5mlを分注した15mlのスミロンチューブに採材した綿棒を入れる。スミロンチューブは消毒後、ジップロックにまとめて入れ、氷の入った容器（発泡スチロール容器）にジップロックごとに入れて持ち帰る。

#### 4 集合場所での作業

消毒ポイントを通り集合場所へ帰ったら、受付で採材容器を確認し、下記の作業を行う。

①ビニール袋で包んだ採血カゴ

②ビニール袋で包んだ採血管とスミロンチューブ、採材検査表の入ったジップロック

※ 1日の作業終了時は全ての道具を車から出す。

①、②は噴霧器で外側、内側を消毒する。

一人は①の片付け、もう一人はジップロックを受付に提出する。受付での確認が終了するまで、その場で待機する。

#### 5 1日の作業終了時には、以下の作業を行う。

①、②以外の道具の消毒、洗浄

車の消毒は外側だけでなく、車内も消毒薬を噴霧し拭き上げる。

## 14 清浄性確認検査

---

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては6頭以上飼養する農家）に立入し、臨床検査及び血清抗体検査用採材を行う。

### ■1 清浄性確認検査手順(臨床検査)

農場等での注意事項は、発生状況確認検査（前項）に準じる。

#### (1) 臨床検査

- ① 目視による全頭の臨床検査（動員家畜防疫員への配付資料（161ページ）参照）を行い、臨床検査票に必要事項を記入する。
- ② 異常のある家畜がいれば係留し、鼻腔、口腔、蹄部、乳房等を確認した上で、現地家保に連絡し、指示を待つ。

一日の終了時には、

○全ての器具・資材の消毒・洗浄

○車の消毒（外側だけではなく、車内も消毒薬を噴霧し、拭き上げる）

※1日で7～8戸巡回するため、各農場への入退場に当たっては消毒を徹底する（例えばブーツカバーをしていても踏み込み消毒槽に入る等）。

### ■2 清浄性確認検査手順(血清抗体検査)

農場等での注意事項、採血手順や採血後の処理は、発生状況確認検査に準じる。

飼養規模と採材頭数は、発生状況確認検査と同じ。

※ 飼養規模の対象は、子畜以外の全てとする。

※ 畜舎が複数棟ある場合は、全ての畜舎から採材する。

### ■3 検査員の遵守事項

疫学調査、発生状況確認検査及び清浄性確認検査において、検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- 1 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、疫学調査及び発生状況確認検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できる。
- 2 帰宅後は入浴して身体を十分に洗うこと。
- 3 立ち入った農場の家畜について、検査結果の異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

#### ■4 移動制限解除後の清浄性確認検査

我が国の口蹄疫清浄国復帰認定申請のための清浄性確認サーベイランスを実施する。  
検査の詳細は、動物衛生課と協議しながら進めるが、概ね以下の検査を実施することとなる。

##### (1) 血清サーベイランス等

ア 対象家畜

牛（これまで、抗体検査を受けた事のない農場）

イ 対象農場数

95%の信頼率で2%の有病率を検出できる戸数（戸数は国との協議による）

ウ 検査内容等

臨床検査：飼養牛全て

抗体検査：95%の信頼率で10%の有病率を検出できる頭数（157ページ参照）

##### (2) 野生動物サーベイランス

鹿やいのしし等野生動物の抗体検査及びP C R検査を行う。

検査対象頭数は動物衛生課と協議して決定し、材料の採取は猟友会等へ協力依頼する。

## 口蹄疫の症状

### ○牛・豚に共通する症状

発熱がある・食欲が減退している・複数の家畜に症状が広がる。

平成22年本県での発生時に、牛に見られた症状と豚に見られた症状

#### 【牛】・多量の流涎

・口腔内の水疱、びらん、潰瘍



口端・上顎・口蓋のびらん



流涎・鼻腔のびらん



舌の水疱(触ると破れる)

#### 【豚】・跛行

・蹄部、鼻部、乳房の水疱・びらん

・母豚は起立不能、肉豚は跛行で農家が気づくことが多い。



鼻上部の水疱



蹄部のびらん・出血



乳房・乳頭の小水疱

## 15 埋却

### ■1 目的

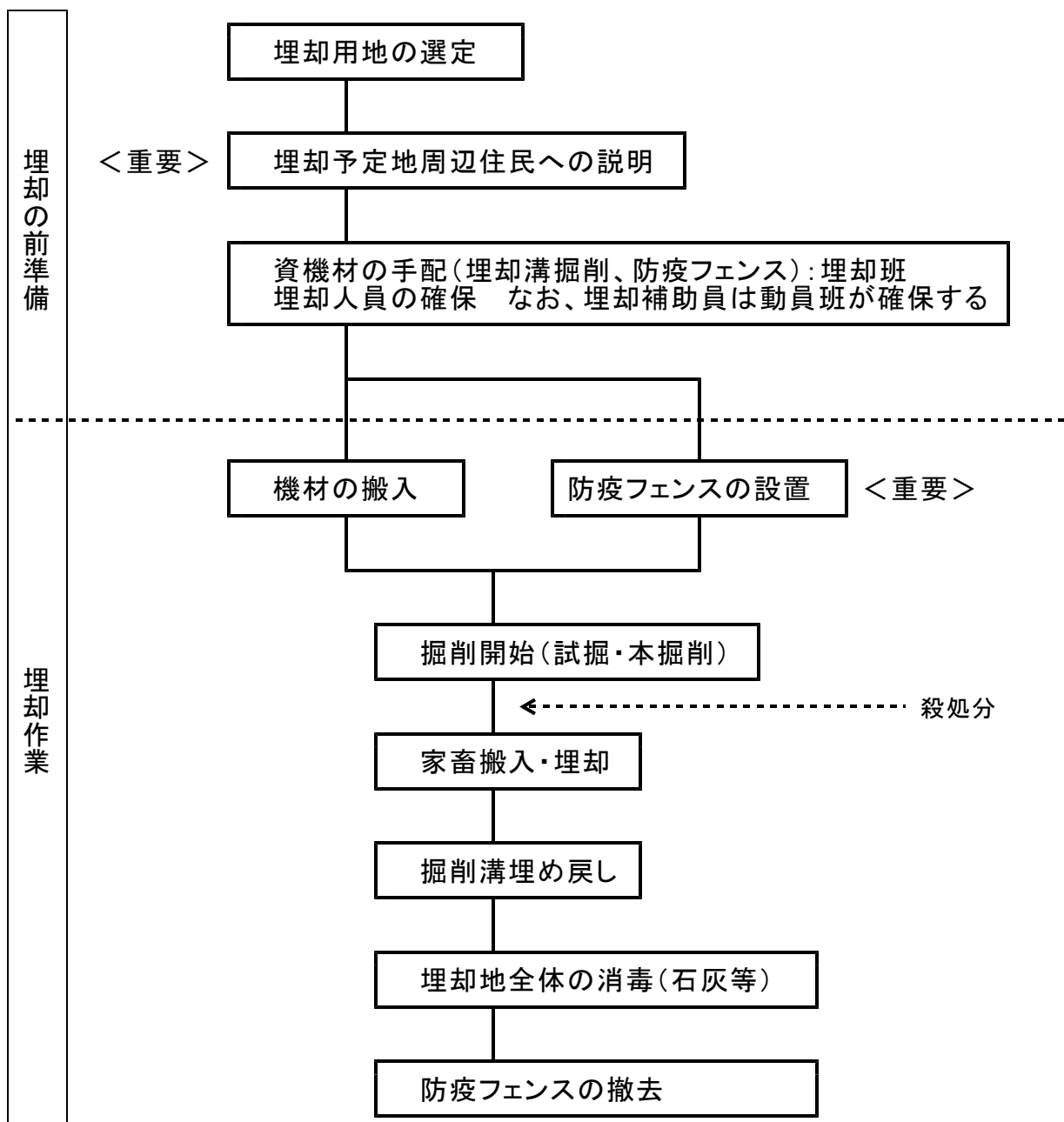
本編は、埋却作業に関する基本的な事項や作業の手順等について、平成22年4月に発生した本病での作業経験等を踏まえ、まとめたものである。

作成に当たっては、安全面に配慮し、効率的な作業となるよう努めたところであるが、実際の埋却作業においては、現地条件（地形、土質、形状等）や天候、作業班の状況等の条件が異なることから、特に作業の安全確保については、現地の条件に則し、適切に対応することが肝要である。

### ■2 埋却処理の流れ

埋却作業に入る前に市町村による「用地の選定」や「地域住民への説明」（「口蹄疫等の発生時における埋却地決定の手順について」243ページ参照）が完了していることを確認したうえで作業にかかること。

また、防疫上の観点から防疫フェンス設置完了後の掘削となるので、フェンスの発注を急ぎ、作業工程を確認する。



### ■3 基本事項

#### 1 必要資機材(50m溝の場合の目安)

- |            |                                             |                      |      |
|------------|---------------------------------------------|----------------------|------|
| (1) 掘削機械   | ①バックホウ(以下「BH」)                              | 0.7m <sup>3</sup> 以上 | 2～3台 |
| (2) 資材     | ①ブルーシート(10m×10m)                            | 6枚×2+α               | 15枚  |
|            | ②測量杭(60cm×4.2cm×4.2cm)                      |                      | 250本 |
|            | ③木槌orハンマー                                   |                      | 2～4本 |
|            | ④石灰(フレコンバッグ)                                |                      | 7袋   |
|            | ⑤ロープ(コンビロープ 7～9mm:200m巻)                    |                      | 5巻   |
|            | ⑥鎌orカッター(ロープ切断用)                            |                      | 2～4本 |
|            | ⑦鉄板(地盤が悪い場合)                                |                      | 必要量  |
|            | ⑧埋却深確認用の棒(2mの印)                             |                      | 1本   |
| (3) 防疫フェンス | H=3.0mのフェンスを必要量別途発注<br>(目隠し材はブルーシート又は遮光ネット) |                      |      |

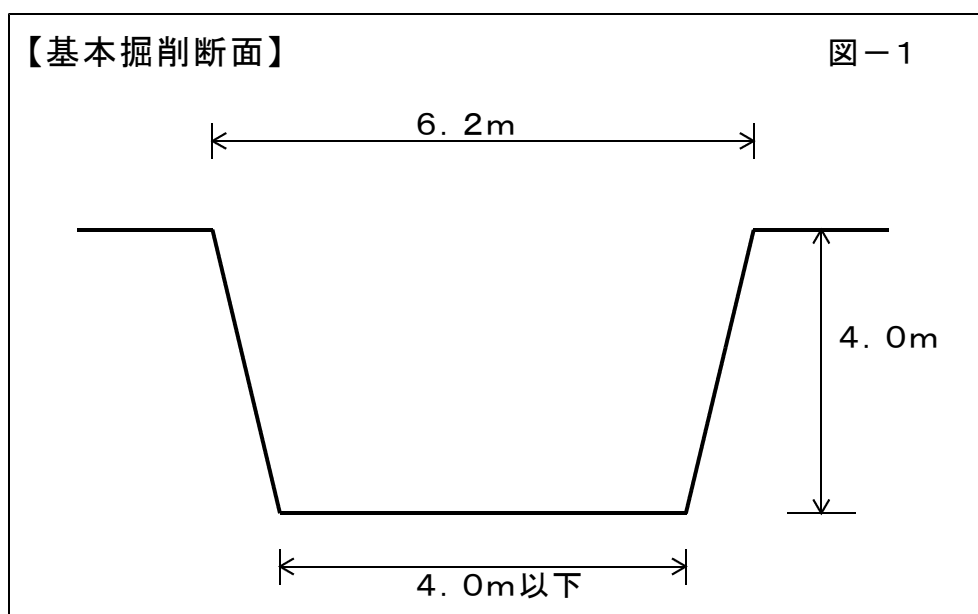
\* 別途、防護服、ゴーグル、マスク、長靴等の防疫資材や車両消毒については防疫班と十分調整を行い手配しておくこと。

#### 2 作業員の確保

- ・シートの設置や家畜の吊降ろし作業に最低6名程度の作業班が必要。殺処分された家畜の数や現場状況により2～3班体制を検討する。
- ・上記作業員の他に埋却作業全体を指揮する現場担当者(2名程度)を配置。

#### 3 埋却溝掘削断面

- ・掘削にバケット0.7m<sup>3</sup>のBHを使用する場合、基本断面は下記図-1ようになる。
- ・なお、湧水や岩が露出し掘削が困難な場合は、掘削深が3m以上確保できれば良い。
- ・掘削法面は最低でも2分5厘～5分の勾配を取るようにする。土質が悪い場合は現場条件を考慮しさらに勾配を確保する。
- ・その場合、地上幅が6.2m以上となると横からの石灰散布や家畜の吊り降ろし作業に支障が生じるので、底面幅を減じるか掘削深を減じることで勾配を確保する。





## ■4 作業手順

### 1 家畜の埋却前準備

#### (1) 石灰の散布

- ・ 底面を中心に掘削面全体に石灰を散布する。
- ・ BHのバケットに石灰（フレコンバック）を吊し、底面にカッター等で穴を開け散布する。  
袋物しかない場合はバケットに投入しバケットで散布する。
- ・ 散布作業にあたっては、隣接する農地等へ飛散しないよう十分に注意する。

#### (2) ブルーシートの設置(図-4参照)

- ・ 掘削断面にブルーシート（10m×10m）を設置する。
- ・ シートはロープを結び、打った杭（約2m間隔）に結束し止めておく。  
（その場合、ある程度たるみを持たせておかないと家畜投入時シートが破けるので注意）
- ・ 基本断面の場合、シート天端が地表から1m程度下がる状態がベスト。
- ・ 次のシートは2mの重ねをとって設置すること。

#### (3) 吊り下げ用ロープの作成

- ・ 掘削深が深く、断面勾配も十分にとれない場合は非常に危険なので、埋却溝の中での作業は原則行わない。
- ・ このため、直径7～9mmロープで下図のような輪を作成する。

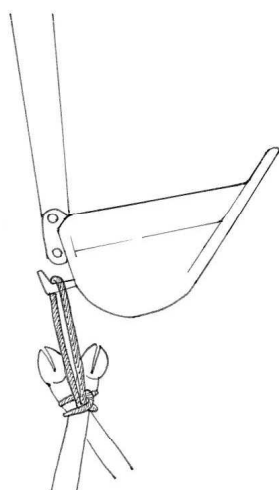


### 2 家畜の埋却

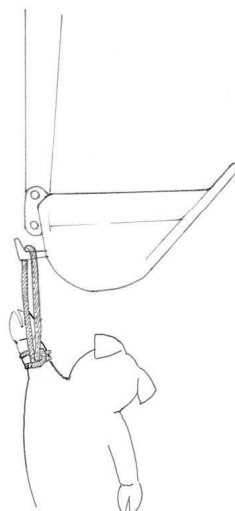
#### (1) 家畜の投入

- ・ 準備したロープを家畜前足に結び、玉掛けフックに掛けて吊し投入する。  
（ロープは埋め殺し）
- ・ 後ろ足の方が強いが、吊ったときに胃の内容物等が出ることから、前足で頭を上にして吊った方が良い。
- ・ 下図のように牛は前足2本、豚は1本に掛けて行う。
- ・ ダンプトラックで溝へ直接投入するのは、転落の危険性があることから原則行わないが、腐敗した家畜など、ロープが使用できない場合に限り、鉄板等の使用や誘導員による作業など、安全を十分確保した上で行うこと。

#### 【牛の場合】



#### 【豚の場合】



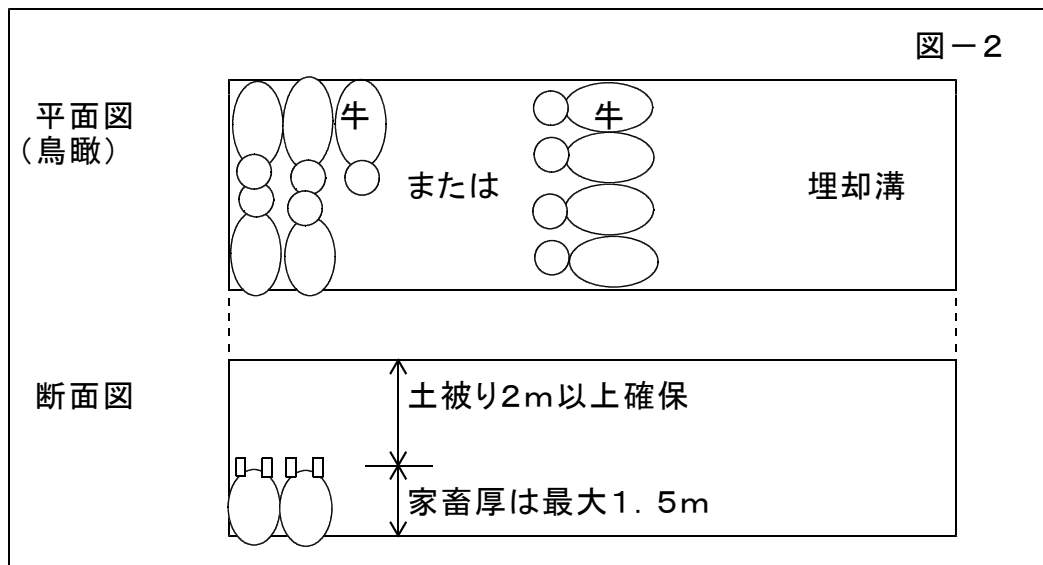
## (2) 埋却方法

家畜は牛の場合「並列」に（図－2）、豚の場合は大型の種豚、母豚（200kg以上）や育成豚は「将棋倒し状態」（図－3）にすると効率よく並べることができる。

\* 埋却後の家畜体液の噴出を防止するため、家畜からの土かぶり厚は、必ず 2.0m以上を確保すること。（家畜の厚さは、原則、最大1.5mとする。）

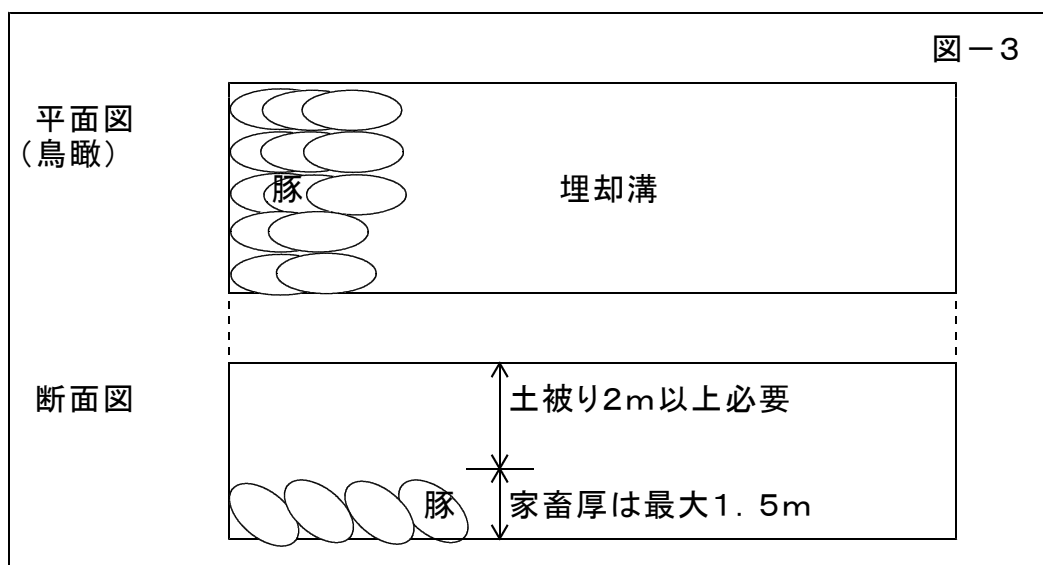
### <牛の場合>

- ①肥育牛、経産牛（550～700kg） = 3頭／m
- ②繁殖牛（450kg） = 4頭／m
- ②育成牛（300kg） = 6頭／m



### <豚の場合>

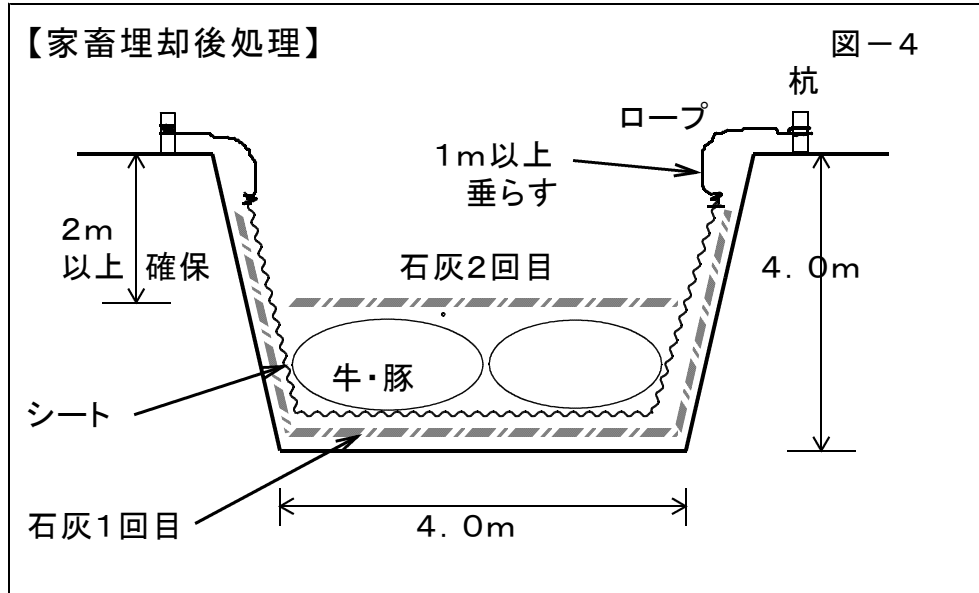
- ①種豚、母豚（200～350 kg） = 8～10頭／m
  - ②育成豚（50 kg 程度） = 20頭／m
- ※ 子豚は隙間に埋却するなどほとんどスペースを取らない。



### 3 埋却後処理

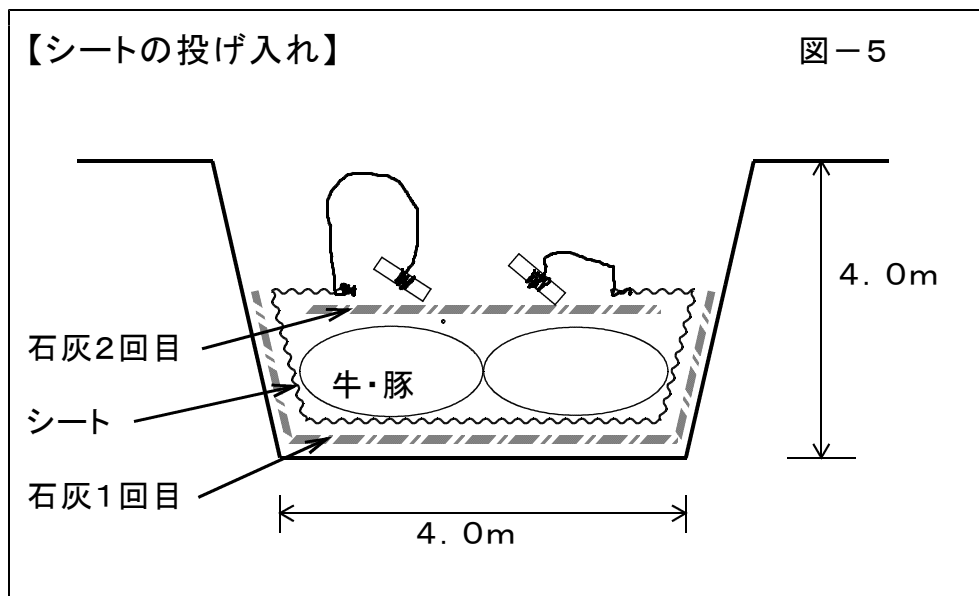
#### (1) 土の被覆と石灰散布

家畜を埋却し終わったら、家畜の上に再度石灰を散布する。(におい消しとウイルスの散逸防止)



#### (2) シートの投げ入れ

石灰を散布した後、シートを止めていた杭を引き抜き、投げ入れる。

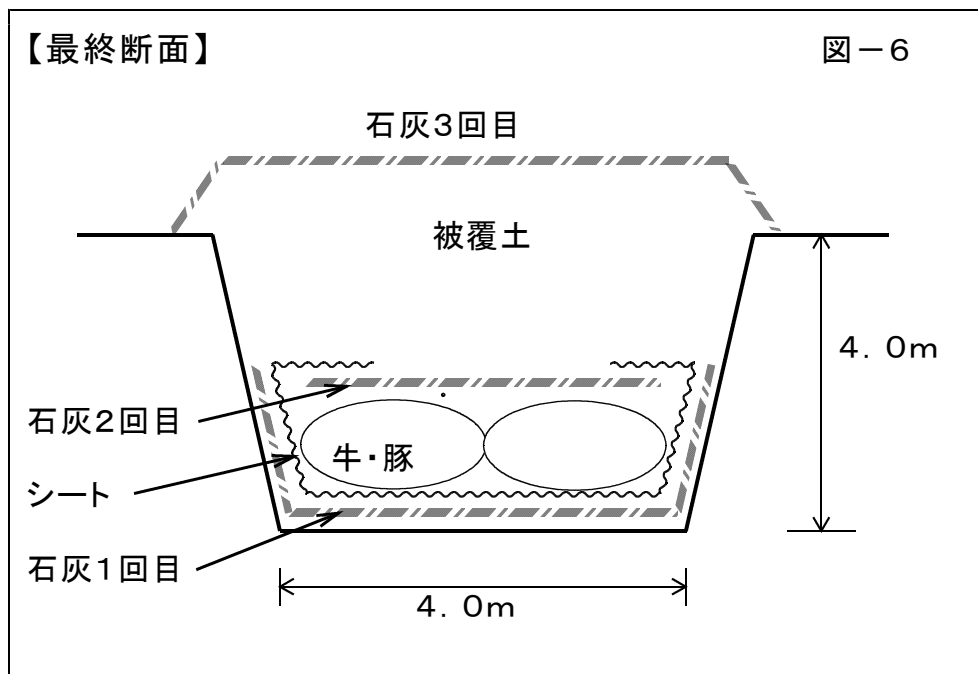


### (3) 埋め戻し

掘削土を埋め戻し、3回目の石灰を散布し作業終了。

(重機による締固めは行わない。バケットで軽く均す程度。)

殺処分畜を投入していることから、30cm程度の余盛り状態となる。



## ■5 埋却溝の配置と作業手順

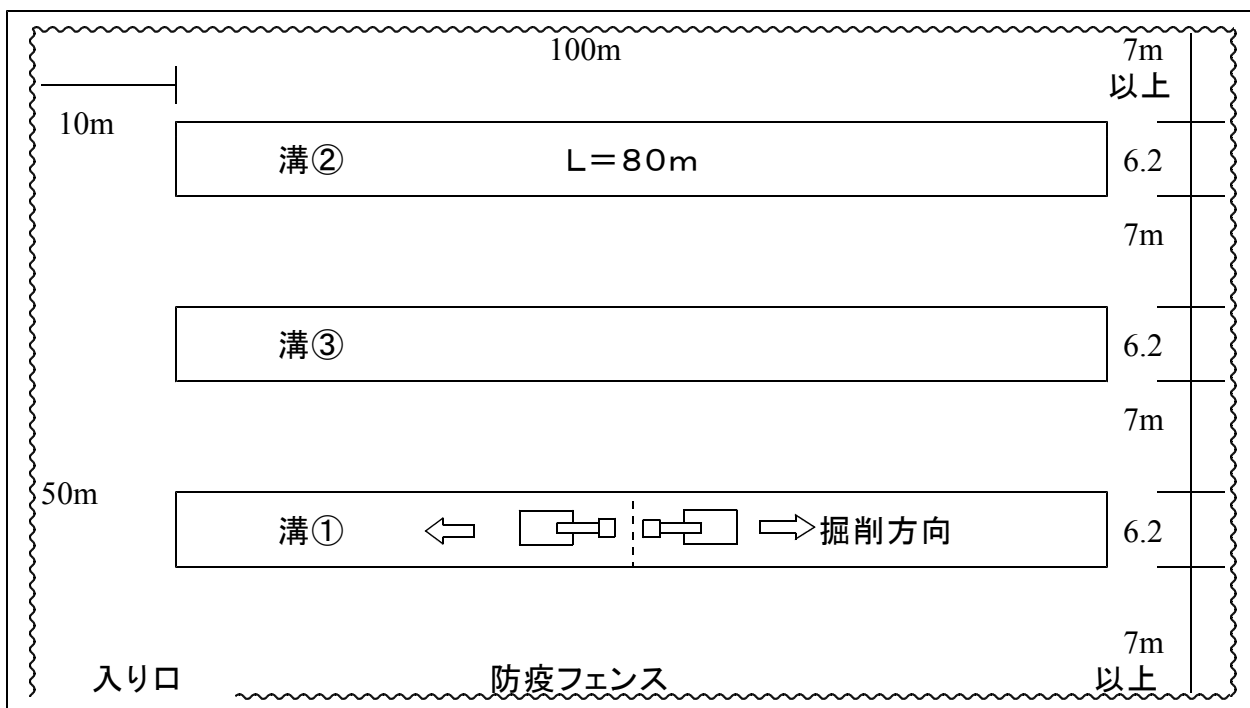
### 1 50aの矩形用地(100m×50m)の場合

#### (1) 基本事項

- ・埋却溝の配置は図－8の様な形を基本とする。
- ・この場合、標準断面の溝が3本（総延長 $L80m \times 3 = 240m$ ）確保できる。
- ・溝周辺の作業スペースは10m程度確保することが望ましい。
- ・更に密接して溝を確保することも可能であるが、肥育牛で480頭、豚で2,400頭以上が埋却されることになり、埋却後の環境を考慮し、これ以上の埋却は行わない。
- ・掘削延長が長い場合、搬入家畜頭数が少ない場合など、受け入れ状況を勘案し、1本の溝を数本に分割して掘削することも検討すること。（用地の有効利用）

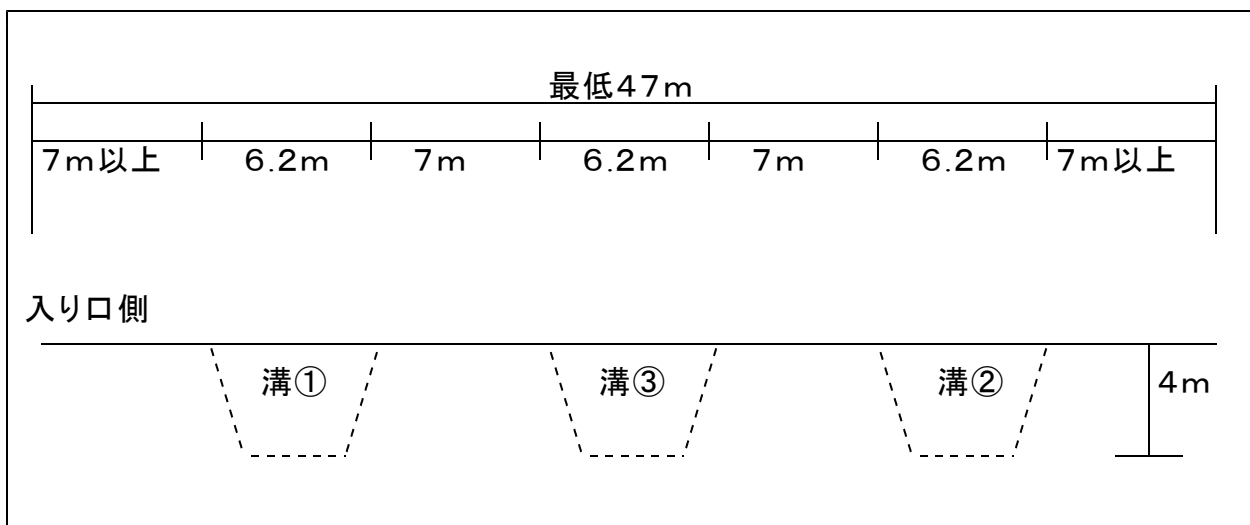
【平面図】

図－8



【断面図】

図－9



## (2) 掘削の手順

### 【1本目】

- ・掘削は溝番号①→②→③の順に掘削する。
- ・BHが2台確保できている場合は中央から向かい合って掘削すると効率的。
- ・良好な土質の場合、0.7m<sup>3</sup>バケットのBHで7～8m/h程度の掘削が可能。
- ・この場合掘削土は溝③側に上げるが、杭打ちやシート埋却のため、人間が動ける程度の作業道（幅1.0m程度）を確保する必要がある。
- ・掘削土と反対側は家畜搬入や埋却機械の作業ヤード（図-10、11に示す作業道）とする。

図-10

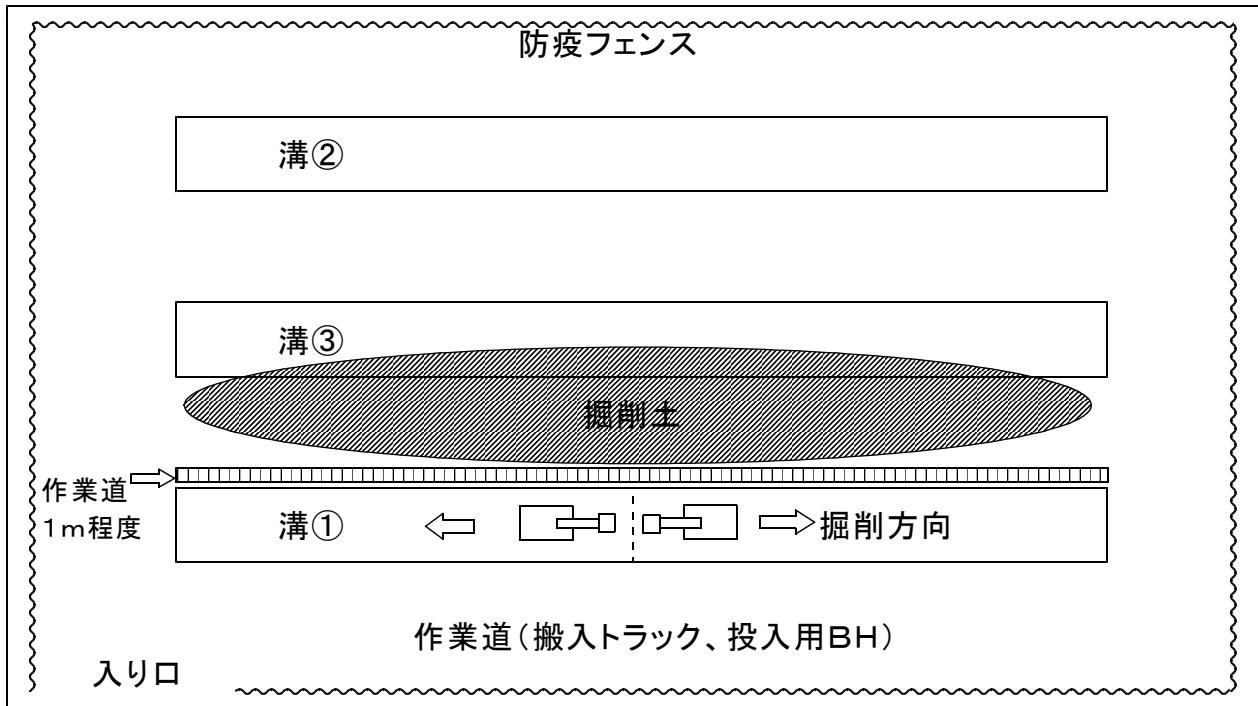
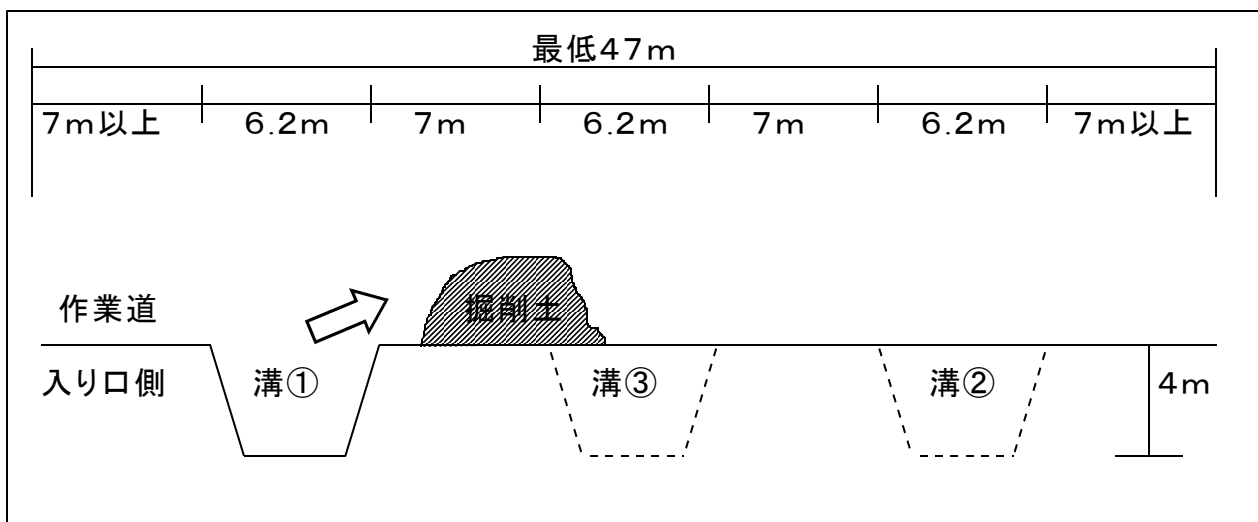


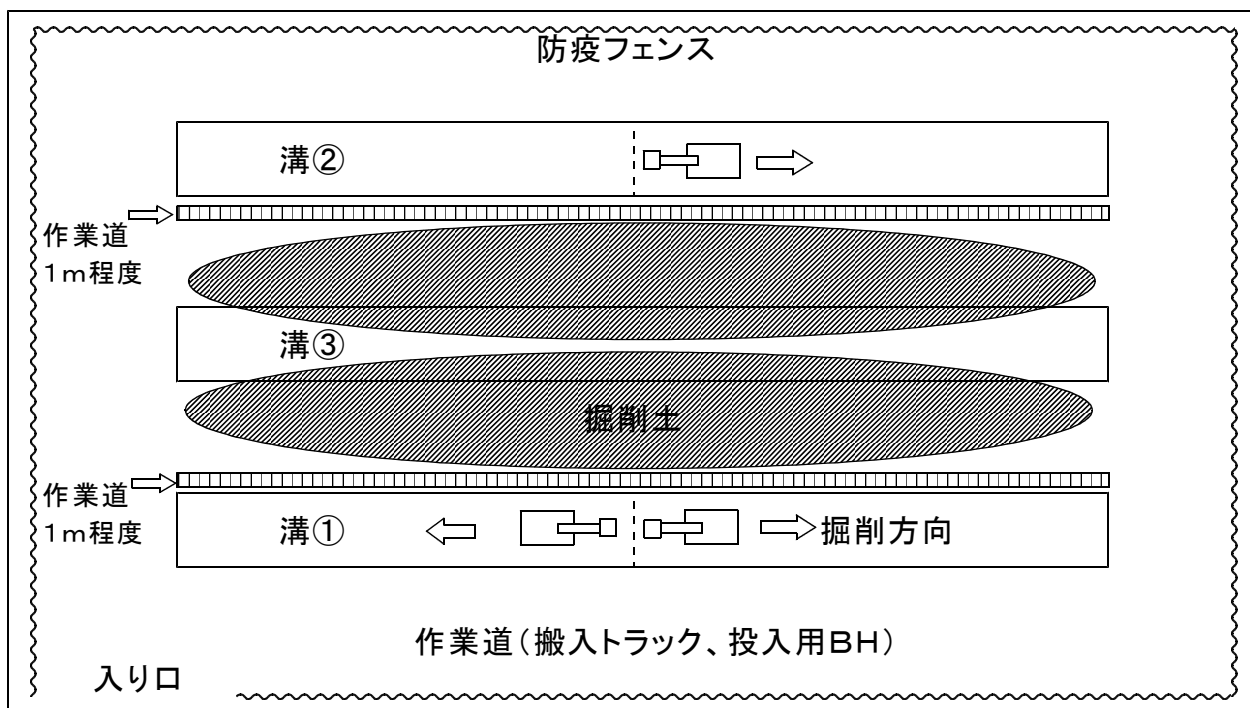
図-11



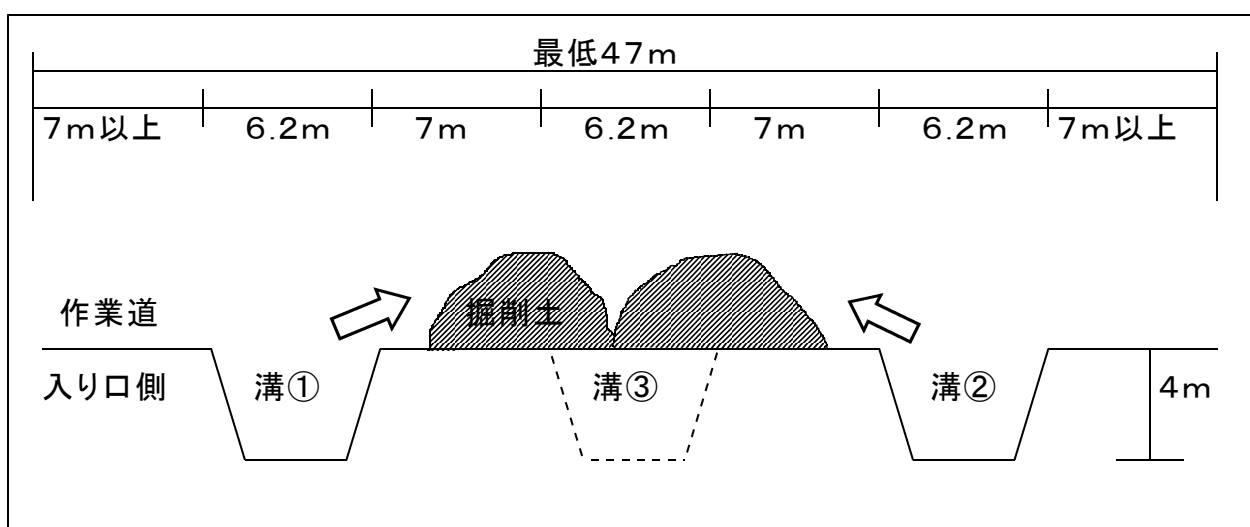
## 【2本目】

- ・溝番号①の次は溝②を掘削する。掘削土は溝③をふさぐ形で中央に上げる。
- ・このように、急ぐ場合は埋却家畜が到着する前でも埋却溝2本を確保することができる。
- ・埋却溝①の掘削終了後に埋却家畜の受入が始まった場合は、家畜投入を行いながら溝②の掘削を開始する。
- ・以上のことからBHは最低3台確保し、現場状況に応じて適切な配置をする必要がある。

図－12



図－13



### 【3本目】

- ・3本目（溝③）の掘削は、溝①の家畜埋却と埋め戻しが終了し、溝②の埋め戻しがある程度進んだ状態から開始する。（溝②の掘削土が溝③を一部塞いでいる状況となっている）
- ・急ぐ場合は別BHで掘削土を成型し掘削場所を確保しながら掘削を進めることも可能。
- ・図-14の様な状況ではBH3台が必要となる。

図-14

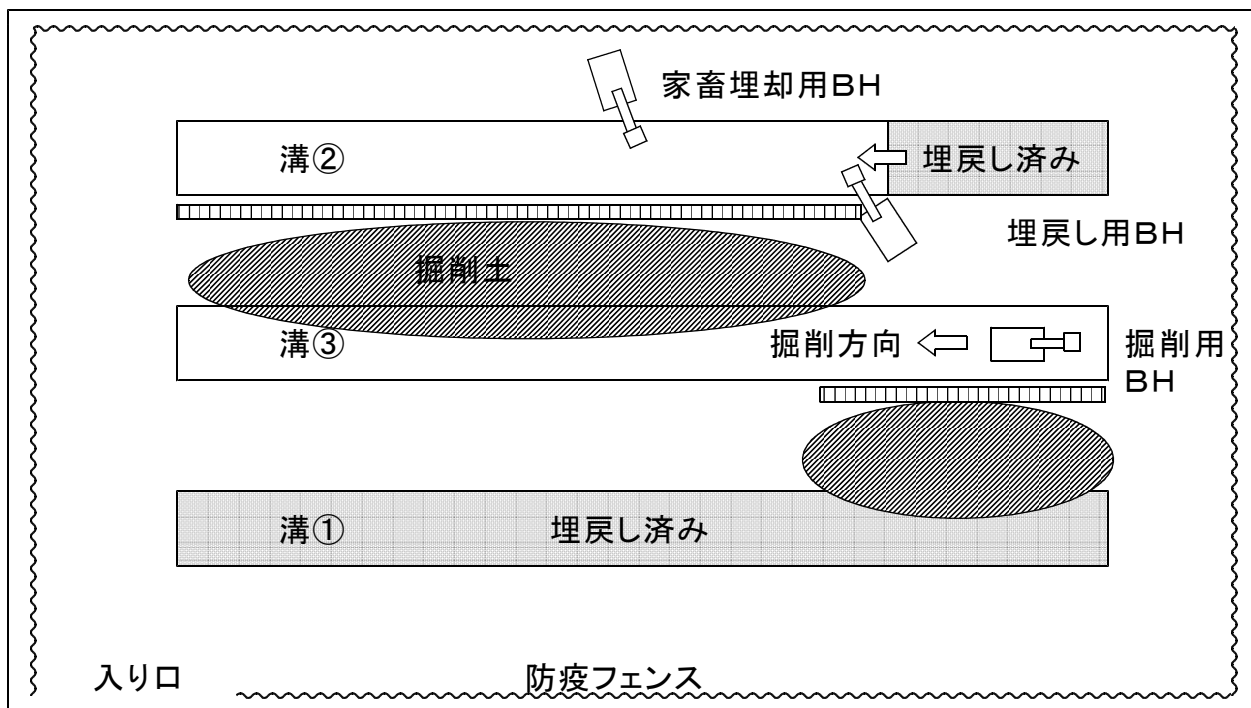
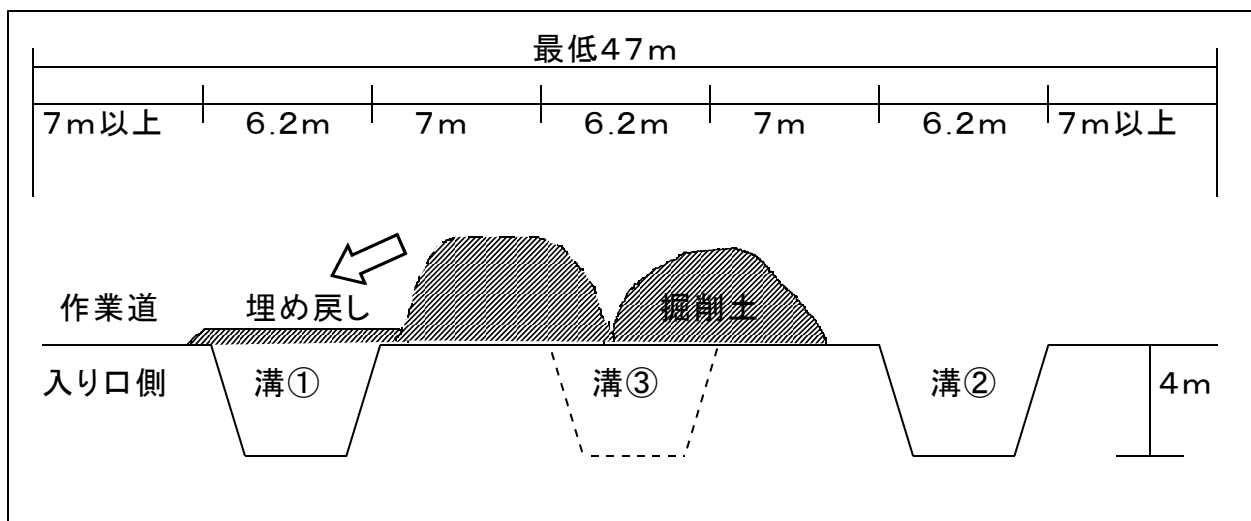


図-15





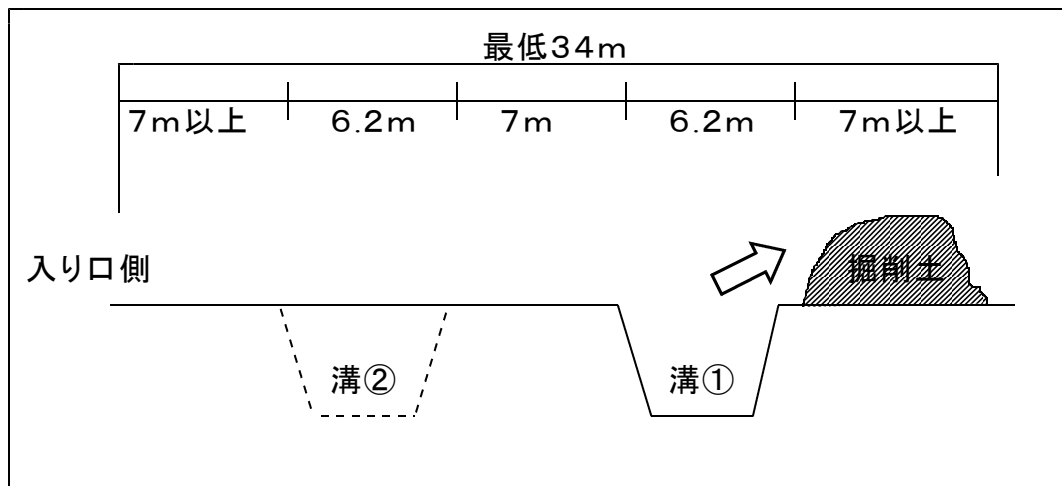
## ■6 応用編

### 1 用地幅が30～35m程度の場合

#### 【1本目】

- ・掘削できる埋却溝は2本程度となる。
- ・できれば入り口側より奥から掘削し、掘削土も奥側に上げ、作業ヤードを広く確保する。

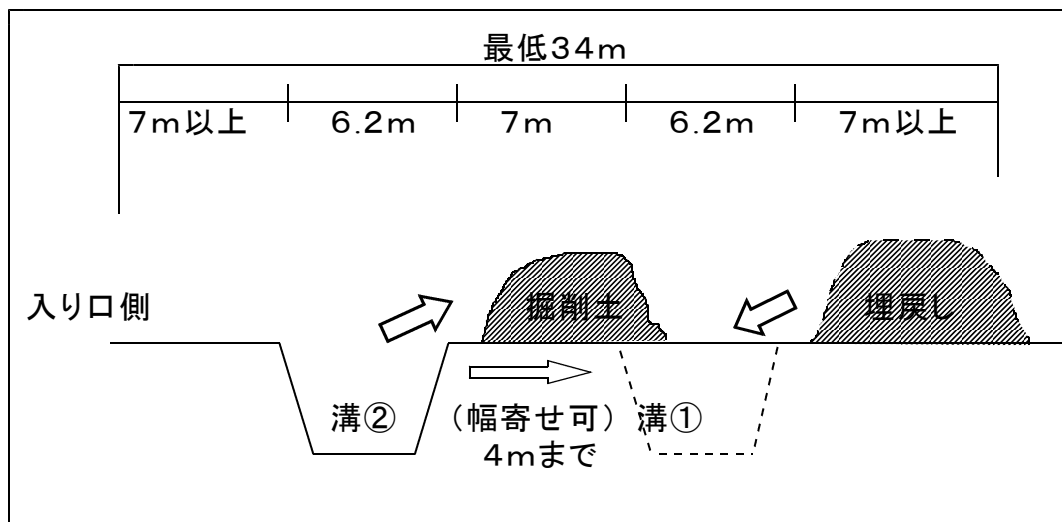
図－16



#### 【2本目】

- ・入り口側の作業幅が確保できない場合は溝②と溝①の間隔を7mとしているが、4m程度までは幅寄せが可能。
- ・しかし、あまり近接することは事後の悪臭対策等の作業が困難となるので避けるべきである。

図－17



### 2 用地幅が20m程度の場合

- ・基本的に作業効率の観点から選択される可能性は少ないが、埋却溝1本が掘削可能。
- ・現場状況により掘削幅を狭める等の対応も検討する。

## ■7 雨天時作業の留意事項

### 1 目的

家畜の埋却作業は、雨天時を避けて作業を行うことが望ましいが、状況によっては、やむを得ず雨の中での埋却作業を行う場合もあるため、雨天時の留意事項について整理した。

雨天時における埋却作業は、降雨の現況及び予想を基に、十分な準備と的確な判断を行い、安全性を最優先した作業に努める。

実際の現場においては、降雨の状況や土質状況、足場の状況等、各種条件を総合的に勘案し、安全性を確認したうえで、埋却作業の開始や中止について、現場リーダーと十分協議・検討のうえ判断することが肝要である。

### 2 雨量予想情報の活用

宮崎気象台から現地対策本部に毎日夕方、翌日の3時間毎の雨量に関する気象情報が提供されている。この情報や県の防災気象情報等で得られる情報を活用し、段取り等を検討する。

### 3 事前準備

降雨が予想される場合は、事前に埋却地を十分調査し、敷鉄板や敷砂利等の必要性を検討する。

大規模埋却地等において、埋却期間も長く、その間の降雨が予想される場合は、あらかじめ敷鉄板等について、搬入しておくことも検討する。

### 4 工程毎の対応

#### (1)本掘削

- ・降雨中または降雨が予想される場合は、必要以上の掘削を見合わせる。
- ・やむを得ず掘削する場合は、必要最低限の掘削とし、長い埋却溝の掘削が可能な埋却地であっても、全体を連続して掘削せず、途中で掘削しない箇所（約5m程度）を設け、短い溝（約30m程度）が連続する掘削溝とする。

#### <メリット>

家畜が投入されていない溝は、ポンプ排水が可能  
掘削していない箇所を利用し、溝の反対側へ重機の移動が可能

- ・埋却溝毎に、ポンプ排水が容易となるよう、適当な規模の釜場を掘削しておく。
- ・地形的に雨水の流入が考えられる場合は、土堰堤や小排水溝の設置を行う。

#### (2)埋却

- ・埋却溝に雨水が溜まっている場合は、埋却前にポンプ排水を行うが、釜場以外は雨水が溜まっていない状態まで排水する。（埋却溝全体では水位が低くても、端から埋め戻しを行っていくと、残った箇所に水が押しやられ、水位が上昇し家畜が浮くことがある）
- ・ダンプトラックの往来に支障を来す場合や法肩の崩壊に対する安全確保のため、敷鉄板の設置や敷砂利を行う。（鉄板の搬入及び敷設、搬出には、相当の手間と時間を要するため、必要最小限の枚数とする。また、殺処分開始タイミング等について、現場リーダーと十分な調整が必要）
- ・法肩にクラック等がないか、定期的に安全確認を行う。特に、木杭の箇所にクラックが入りやすく、さらにブルーシートや鉄板で隠されている場合があるので、十分確認する。
- ・埋却中に激しい降雨があり、釜場や埋却溝に雨水が溜まっている場合は、吸水材として、おが屑を投入することも有効である。

#### (3)埋め戻し

- ・降雨の中での埋め戻しは、家畜を投入した箇所では、投入したままで放置せず、原則、埋め戻しを行う。

## 5 作業中止の判断

作業中止の判断は、埋却作業の安全性を最優先にし、現場条件を総合的に勘案し、現場リーダーと十分協議のうえ判断する。

### (1) 判断要素

- ・ 今後の雨量予測
- ・ 足場の状況（法肩の崩壊危険性、ダンプトラック等のスリップ等）
- ・ 埋却溝内の雨水の溜まり具合等

### (2) 埋却中溝の処理

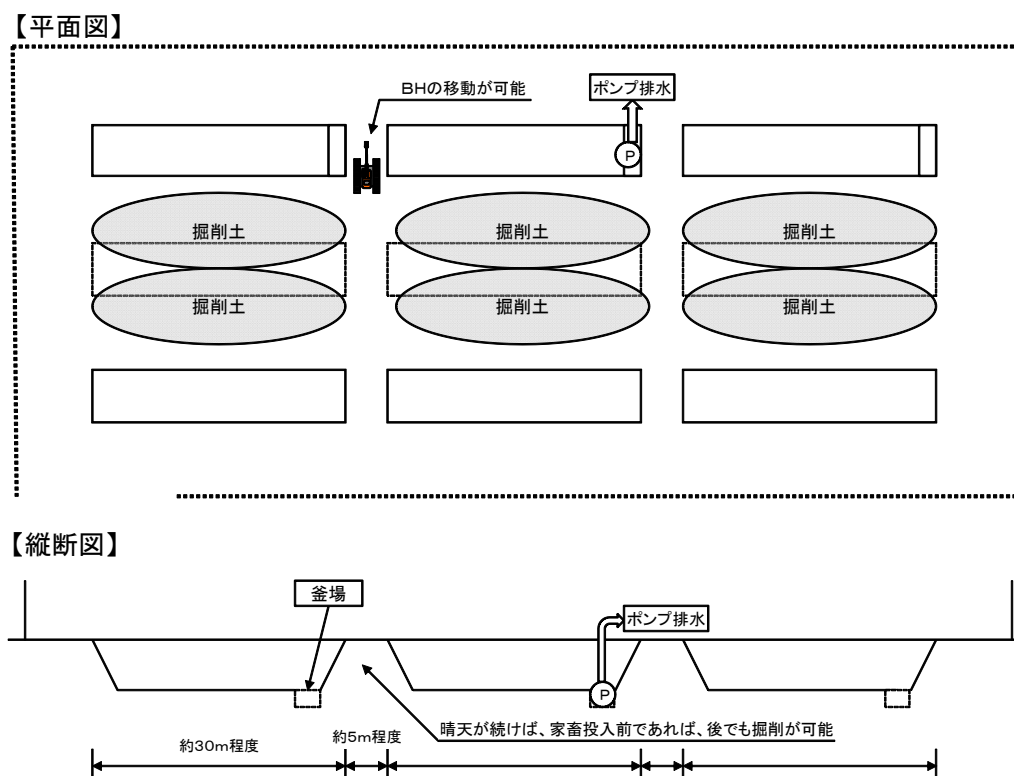
やむを得ず、家畜埋却中に中止せざるを得ない場合は、

- ① 土堰堤や小排水溝の設置
- ② シートでの被覆等により、雨水の流入を防ぐ措置を行う。

## 6 その他

本留意事項以外でも、降雨対策として有効と考えられるものは、現場の判断で積極的に行うことが重要である。

## ○ 掘削参考例



## ■8 家畜体液の噴出及び臭気対策

家畜の埋却後、土中で家畜からのガスが発生するが、数日後に体液がガスとともに地表へ噴出し、異臭を発生する場合があるので、現場状況を勘案し対策を行う必要がある。

### 1 体液噴出の状況

体液の噴出がある埋却地は、水分量が多いことが大きな原因と思われるが、その他下記の原因が考えられる。

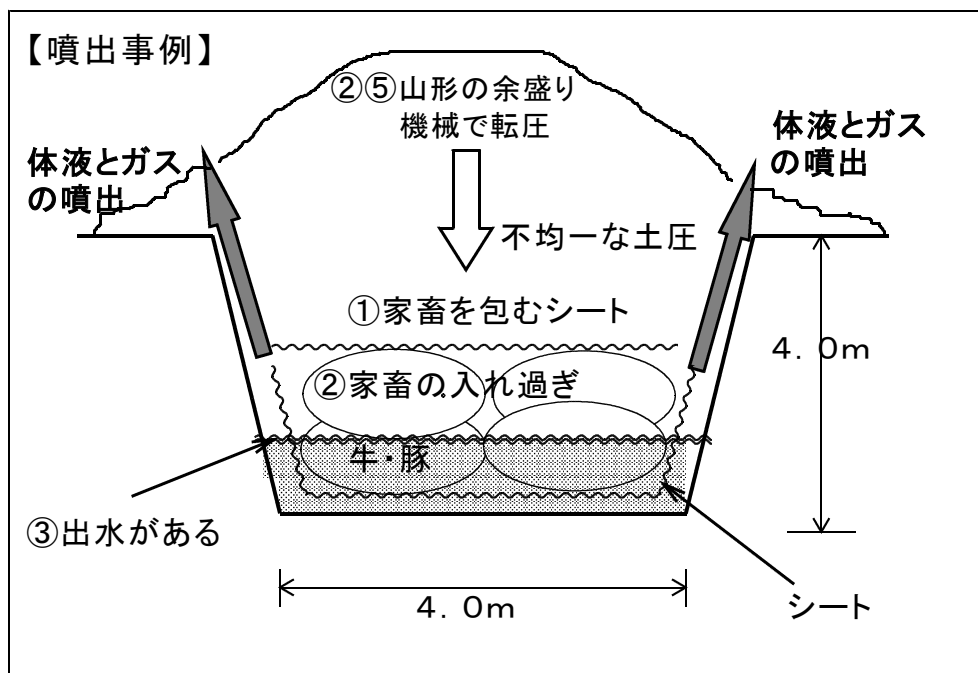
#### (1) 噴出箇所

ガスと体液は溝の中央から噴出している事例は少なく、その場合体液の量も少ない。

最も多いのは埋め戻し土と地山の境に沿って掘削断面の法肩から噴出している事例である。

#### (2) 原因

- ① 家畜をビニールシートで包んだ状態にしておくと、ガスが上方へスムーズに抜けず、シートの両サイドの隙間から側壁沿いに噴出。
- ② 埋却家畜量が過大（余盛りの土が高いところは家畜数が多かった証拠）
- ③ 埋却溝に出水が見られた、降雨時に埋却を行った所→水分が多く噴出
- ④ 現地の土壌が粘土質などで上方へガスが抜けにくい
- ⑤ 作業時に埋却溝に重機が乗ったり、余盛り土をバケットで整形し、家畜に不要な圧力をかけたなどの原因が考えられる。



## 2 体液噴出の防止

埋却数日（2～3日）後のガスの発生および地表への噴出は必ず発生し、防止することは不可能であるが、環境面への配慮からできる限り、体液の噴出を防止する必要がある、基本的に次のことを理解する必要がある。

### （1）基本事項

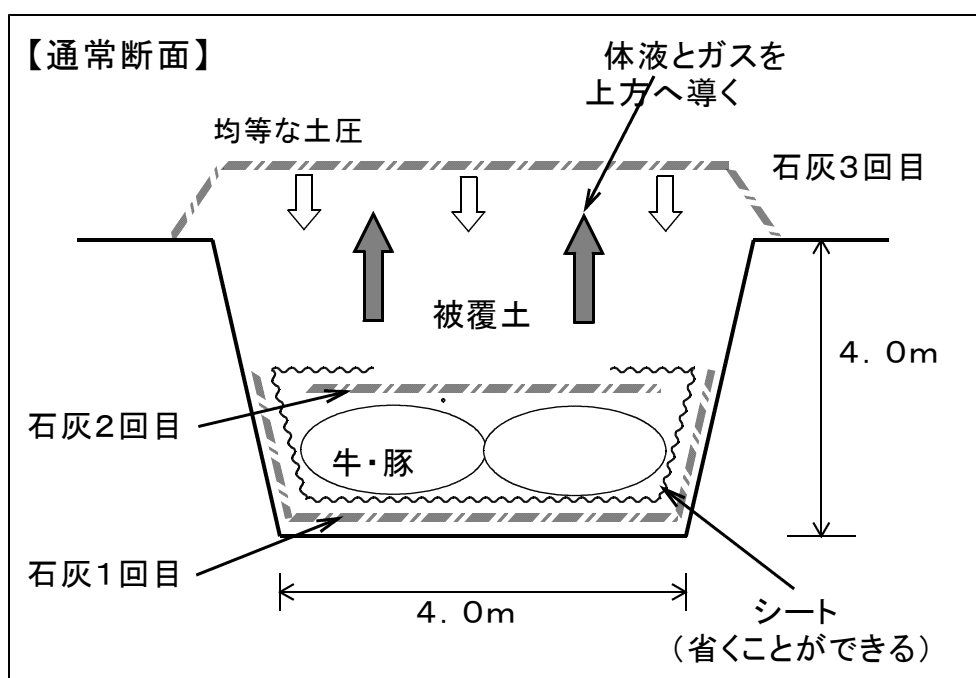
噴出は埋却溝内の水分（家畜体液や湧水）が土圧により家畜から発生するガスとともに空隙を見つけて上昇し噴出することにより生じている。

現場の土が空隙の多い土質でガスが自由に抜けることができ、また水分を十分吸収できるなど、一定の条件が保たれた現場では噴出が起こっていないことに注目する必要がある。

このことから、以下を注意することで体液噴出の軽減を図ることとする。

### （2）注意事項

- ① 家畜の埋却量を抑える（埋却厚は原則1.5mを最大とする。）
- ② 家畜を上から被覆するビニールシートは設置しない。
- ③ 底面のシートについては地下水汚染への配慮から設置しているが、家畜の生物分解を促進する観点からは設置しないほうが望ましいとされている。  
このことから、周辺住民の理解が得られ、水源等への影響がないと判断される現場においては省略することは可能。
- ④ 埋却溝上に不必要な圧力を生じさせないこと。  
例1：重機で乗らない  
例2：溝上の余盛りは均平な厚さになるようにする。（山盛りにしない）
- ⑤ 被覆土の空隙を確保し、土被りの厚い上方へ体液を浸透させる。  
例1：盛り土をバケット等で押さえない
- ⑥ 埋却溝は可能な限り等高線に平行に掘削するなど、底面の水平確保をおこなうこと。（傾斜地では最下点での体液噴出が見られる。）



### 3 噴出・臭気予防対策

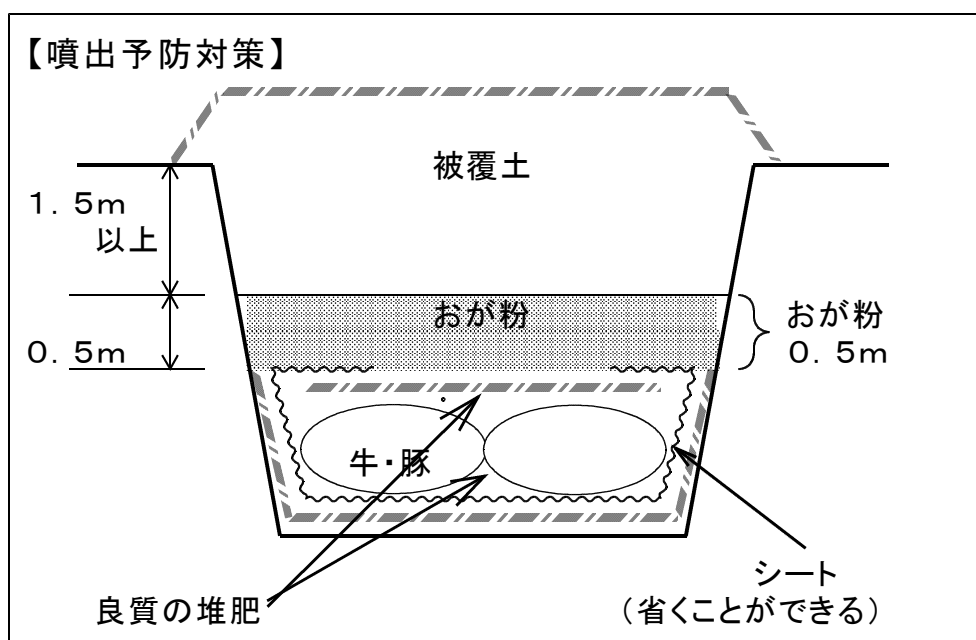
#### (1) 噴出が予想される埋却地の場合

体液の噴出と臭気は極力前述の対策を講じることにより防止に努めることとするが、下記のような条件から体液噴出の可能性が予想される現場においては、埋め戻しの際下図の位置に「おが粉」および「堆肥」を投入することで体液の噴出と臭気防止を図る。

- ① 掘削溝に出水が見られる。
- ② 埋却地が狭く、基準量以上に家畜を投入する必要がある。
- ③ 地形上、傾斜のある溝を掘削せざるを得ない。

#### (2) 噴出・臭気予防

市町村等の判断で現場での「おが粉」や「堆肥」の円滑な入手が可能であり、投入作業の手間取りが無く、埋却作業に支障を生じないと判断される場合、臭気対策の意味から「通常の条件下」でも予防的に投入することを検討する。



### 4 体液が噴出した場合の対処

体液の噴出があった場合、ウイルスの拡散防止及び衛生害虫等の発生防止のために、次の措置を行う。

- ① ウイルス漏出対策として、直ちに石灰を散布するとともに、噴出現場を囲む土堤を作り体液の拡散を防止する。なお、ガスの噴出が治まるまでは盛り土で押さえ込まない。
- ② 消臭対策としては様々な消臭剤等も考えられるが、安価に入手できる資材として「石灰」と「おが粉（敷き料）」がある。ガスの出ている状態でも土堤内に投入することにより、吸水とかなりの消臭効果が期待できる。
- ③ ウジ等には石灰が有効であるので十分な石灰散布を行うと共に、殺虫剤が入手できる場合は散布する。
- ④ ガスの噴出が治まった後、盛り土を行い更に石灰を散布する。

## ■9 埋却作業終了時の消毒等

- ・フェンス設置時及び鉄板設置時に使用した機材、余った資材等は、消毒薬に浸漬、浸漬が困難な場合は十分に噴霧消毒後、農場外へ持ち出す。
- ・フェンスに利用した目隠し材等及び鉄板は、埋却または十分に消毒。埋却完了後にフェンスの撤去を行う場合は、目隠し材へのウイルス付着を考慮し、十分に消毒。
- ・防疫フェンス設置及び鉄板設置並びに撤去に利用した機材等は、原則として作業後7日間は発生農場以外の偶蹄類動物飼養施設で利用しない。やむを得ず利用する場合には、家保の指示を受ける。
- ・農場内へ持ち込んだ資材、機材を場外へ持ち出す場合には、浸漬消毒または十分な噴霧消毒を行う。

## ■10 参 考

おが粉の供給に当たっては、環境森林部山村・木材振興課木材産業振興担当に相談すること。



## 16 農場清掃・消毒

### ■1 農場消毒

- (1) 飼養場所の排水溝を閉鎖（確認）する。（適切な消毒措置を講じるまでの間）
- (2) 石灰乳の作成、消毒薬の希釈等に使用する水の確保を行う。
- (3) 家畜の殺処分後、畜舎に残ったふん尿を重機で搬出し、残ったものをスコップ、ほうきなどで集め搬出する。
- (4) 畜舎に残された、種々の汚染物品については担当者の指示により搬出する。
- (5) その後、畜舎の床面に石灰乳の塗布、畜舎壁や天井・屋根に動力噴霧機で消毒薬の噴霧を実施する。
- (6) 堆肥舎・倉庫・その他汚染された恐れのある構造物も（3）～（5）に準じて実施する。  
なお、構造物において配電盤等、散布消毒が困難なものは、消毒薬を浸ませた布等で拭く。
- (7) 農場の下水及び排水溝に消毒薬を投入する。
- (8) 汚染物品で、埋却等の処分をしない家畜管理用具類（金属製用具など消毒が容易なもの）および衣類については消毒薬で洗浄・消毒する。
- (9) 農場内で飼養管理作業に用いた車両・器具類は、清掃後消毒する。
- (10) 農場内で防疫作業に用いた重機等は、退場時、担当者の指示により入念に清掃し、消毒する。（退場可否についての判断を必要とする）
- (11) 農場敷地は消石灰の散布により消毒する。
- (12) 農場出入り口では、入退場する車両、人を動力噴霧機で消毒する。  
なお、(11) (12) については防疫措置の早い段階で開始し、(11) は必要により随時追加実施する。
- (13) 農場消毒は、殺処分、死体及び汚染物品の処理の完了後に、繰り返し実施するものとする。（少なくとも1週間間隔で3回以上）

#### 参考

#### 規則別表第二の三 消毒の基準

消毒薬：炭酸ナトリウム（4%）、各種市販消毒薬（塩素系、ヨウ素系、アルデヒド系など）、消石灰

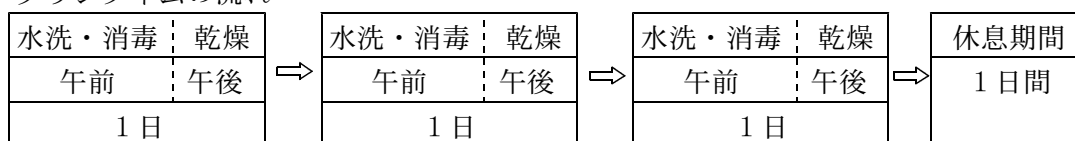
### ■2 借受車両等の消毒（返還時）

借り受け車両は、返却後の安全性を確保するため、以下の事項を必ず行う。

- (1) ダウンタイム期間は4日間とする。
- (2) ダウンタイム期間中の作業内容
  - ア 1日の中で「水洗→消毒」を午前中に済ませ、午後から「乾燥」の工程を3回繰り返す。
  - イ 全3日間の工程終了後、1日のダウンタイムを設ける。
  - ウ 運転席・助手席の足マットは、1,000倍希釈ビルコンで浸漬消毒後、乾燥させる。
  - エ 車内は「1,000倍希釈ビルコンを含ませたふきんによる清拭→水ふきん清拭→乾燥」工程を3回繰り返す。



ダウンタイムの流れ



【参考】 口蹄疫ウイルスに効果があるとされている消毒薬

| 分 類        | 商 品 名                | 効果が認められる<br>最高希釈倍数(注) |
|------------|----------------------|-----------------------|
| ヨウ素系消毒薬    | クリンナップA              | 400倍                  |
|            | ファインホール              | 400倍                  |
|            | バイオシッド30             | 1,000倍                |
| 塩素系消毒薬     | アンテックビルコンS           | 2,000倍                |
|            | クレンテ                 | 2,000倍                |
|            | スミクロール               | 1,000倍                |
| アルデヒド系消毒薬  | グルタクリン               | 800倍                  |
| 複合消毒薬      | アリバンド                | 400倍                  |
| NaOH 添加消毒薬 | クリアキラー 100( NaOH 添加) | 2,000倍                |

注：併用する場合は、消毒薬の相性を考慮する。

感作条件は室温30分、その他条件は以下の論文を参照。

承認された用法・用量の範囲で効果が認められる最高希釈倍数

「口蹄疫ウイルスに対する市販消毒薬の効果」

日本獣医師会雑誌55巻9号 P575～579（2002）より改変



【畜舎の消毒】

## 17 家畜排せつ物の処理

排せつ物や飼槽に残っている残飼等は、ウイルス汚染源になります。  
取り扱いは家畜同様厳格に対応すること。

### ■1 初期の対応

乾燥した家畜排せつ物等は風に飛ばされて汚染源になるため、乾燥しないように注意する。

#### 1 ウイルス汚染源の埋却

- (1) 畜舎内の排せつ物及び飼槽の残飼・ロープなど消毒しにくいものは、原則としてフレコンバックに詰めて埋却する。
- (2) 堆肥舎の堆肥は可能な限り埋却する。また、深型ダンプ等で運搬する場合は、農業用ビニール（市販品 0.1mm×4m×100m）で全体を覆い、消毒後、さらにブルーシートで覆って運搬する。

#### 2 畜舎内の排せつ物の取り扱い

- (1) 壁や仕切りに付着した排せつ物の除去は、スコップよりもヘラで除去した方が作業しやすい。
- (2) 飼槽の残飼の除去は、手及びヘラで行う。（後で畜舎内の排せつ物と同時に処理する）
- (3) 水槽の水は全て取り出す。（後で石灰を投入するため、石灰が固まるのを防止する）
- (4) 床面の排せつ物は角型スコップで全て除去する。（ホウキで掃くときには乾燥した排せつ物が飛散しないように注意する）
- (5) ロープ類は切り取って除去する。

##### ① 2階に乾草など飼料が保存してある場合

- ア 消毒薬の散布（途中で埃が舞う場合は随時散布）
- イ 下に見張り役を兼ねて評価のための貯蔵飼料数確認役を配置する。
- ウ 2階の床板と下の人間に注意しながら、飼料を下ろす。床板が古い場合はコンクリートパネルを敷いて補強する。
- エ 敷地外へ運搬・埋却する場合は排せつ物と同様の扱いをする。

##### ② 飼料庫の飼料

- ア 消毒薬の散布（途中で埃が舞う場合は随時散布）
- イ 評価のための貯蔵飼料数確認役を配置する。
- ウ 敷地外への運搬は排せつ物と同様の扱いとし、場合によってはフレコンバックに詰める。

##### ③ 飼料タンクのバラ飼料

- ア 下に一輪車などを置いてバラ飼料を受ける。状況によっては直接フレコンに詰めて引き出す。

イ バラ飼料をフレコンバックに詰める。

ウ フレコンバック周囲を消毒後運搬し埋却する。

④ サイレージ

口蹄疫ウイルスは酸性に弱いため危険性は低いものの、堆肥と同じ扱いとする。

ラップサイレージ等の密閉済みサイレージについては、未開封のもので破損がないことを確認の上、外面を消毒し、汚染物品扱いとしない。

⑤ 仕切り板など

ア 家畜に触れている物は全て消毒する。

イ 消毒不可能な物は、所有者の許可を得た後埋却処分する。

⑥ 尿溜

ア 尿など溜枳には、クエン酸を投入しPH5以下に調整する。

イ 石灰などの消毒薬が多量に混入しており、アルカリ性に片寄っている場合は、炭酸ソーダなどでpH10以上に調整する。

⑦ 消毒可能な物

金属等は消毒し、むやみに捨てないようにする。

⑧ 領収書や繁殖台帳など重要書類

家畜防疫員の指導の下に消毒して保管する。

手当金請求や納税、胎児確認（人工授精）などに必要となるので、証拠書類はむやみに捨てないように注意する。また、農家にも必ず保管しておくよう指導すること。

### 3 消毒

畜舎内汚染物品の処分が終了したら全体を消毒する。

炭酸ソーダは防護服から染みこむことが多いので、カップとゴーグルを使用して作業する。

(1) 準備

配電盤などが濡れて水（ポンプ）が止まることのないように配慮する。（配電盤周辺は最後に行くか、配電盤をビニール等で覆い、消毒薬が直接かからないように注意する。）

また、後日、漏電が原因で火事にならないように、所有者にも十分注意するよう伝える。

消毒薬は4%炭酸ソーダ水溶液を使用する。（金属は錆びる場合があるので、消毒後しばらくしてから水洗する。）

可能であれば、機械類や紙類はビルコン等を使用する。（但し、床面に石灰を散布する場合はビルコンでは中和されるので注意が必要。酸性消毒薬を使用する場合は、最小限にする。）

(2) 畜舎・飼料庫・堆肥舎

① 外壁を外側から消毒する。（最後でも良い）

② 壁・仕切りと床を十分な量の消毒薬で消毒する。

③ 天井を消毒する。

・人間にも有害なので、特に目に入らないように注意すること。

・眼鏡のプラスチックレンズは炭酸ソーダで傷む場合があるので、ゴーグル等を用すること。

- ・蜘蛛の巣も払い落とすこと。

(3) 人家

- ① 所有者の許可を得てから、畜舎に隣接する人家の外壁を消毒する。
- ② 事務所内や人家の中は所有者に消毒してもらうようにする。

(4) 車両等

車両の消毒作業は土の上でなく、コンクリート等の上で実施する。

- ① 車両はタイヤの溝やカバーに汚染物質が残らないように厳重に消毒する。
- ② 車両上部は汚染物質がなければ軽く吹きかける程度にする。

場内で使用したホイルローダやトラックは消毒時に少しずつ移動させながら、タイヤの溝に汚染物質が残らないように注意する。また、バケットに付着した排せつ物、敷き料等はスコップ等で全て除去した後消毒する。

- ③ テントが汚染地帯の近くに設営してあった場合はテントも消毒する。

参考資料

著者: HJ Pharo

出典: New Zealand Veterinary Journal 50 <2>, 46-55, 2002

口蹄疫ウイルス不活化に対する温度及びPHの影響

| 90%の不活化に用する時間 |      |         |       |
|---------------|------|---------|-------|
| 温度            |      | PH      |       |
| 61℃           | 30秒  | 10.0    | 14時間  |
| 55℃           | 2分   | 9.0     | 1週間   |
| 49℃           | 1時間  | 8.0     | 3週間   |
| 43℃           | 7時間  | 7.0-7.5 | 5週間以上 |
| 37℃           | 21時間 | 6.5     | 14時間  |
| 20℃           | 11日  | 6.0     | 1分    |
| 4℃            | 18週間 | 5.0     | 1秒    |

## ■2 後期の対応

多発期においては、殺処分畜の埋却を優先し、時間と埋却場所が許せる範囲内で、ウイルスの汚染度の高いものから順に埋却する。

家畜排せつ物を埋却できない場合は、飛散しないように農場内（畜舎内）で封じ込めした後、堆肥化处理して発酵熱でウイルスを死滅させる。

### 排せつ物の封じ込め

畜舎内で封じ込めする場合は、排せつ物を畜舎内に一カ所から数箇所に集め、消石灰散布後ブルーシートで覆う。

堆肥舎に余裕があり、畜舎内の糞を移動させて封じ込めする場合は、排せつ物が飛散ないように、堆肥舎に移動させ集積後、消石灰を散布してブルーシート等で覆う。

畜舎から堆肥舎までの通路は、後に十分消毒を行う。

なお、飛散防止を考慮すると、畜舎内での封じ込めが良い。

## ■3 堆肥が上手く発酵していなかった場合の対応

堆肥の温度確認時に堆肥の温度が上手く上がっていない場合は、次の確認を行う。

### 1 堆肥の比重を図る。

比重のはかり方は、

- ① 10リットルのバケツに堆肥を山盛りに入れて、10回ほど底を床に打ち付ける。
- ② 沈んだ分に堆肥を追加して、再度5回ほど底打ちして、上面に盛り上がった分を取り除く。
- ③ 重さを量る。

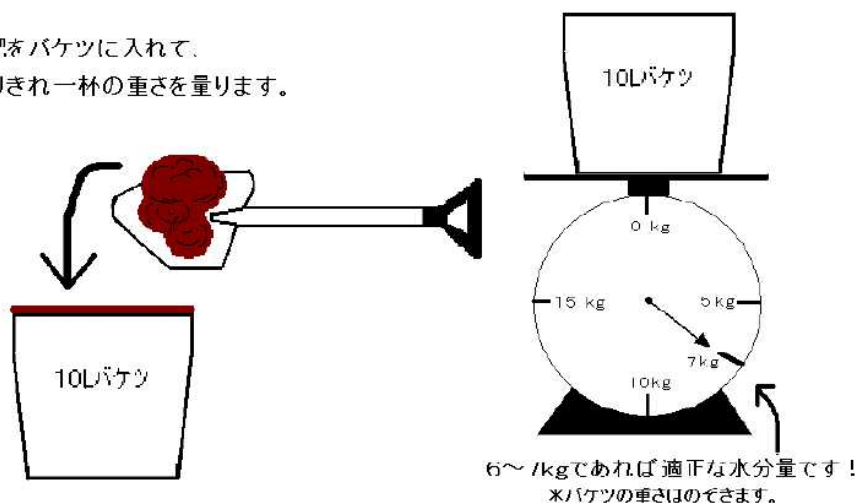
この重さが、バケツの重さを除いて6～7kgであれば、ちょうど良い水分量となる。

それよりも軽い、若しくは重い場合は、以下を参考に水分調整を行う。

堆肥入りのバケツの重さ－バケツの重さ＝堆肥の重さ

↑これが6～7kgであればOK！

堆肥をバケツに入れて、  
すりきれ一杯の重さを量ります。



## 2 堆肥が重過ぎる場合

水分が多すぎるために、うまく発酵していないことが考えられる。

堆肥にもみがら・おがくず・稲ワラ（できれば細断したものが望ましい）・鶏糞などを混ぜ込み、水分調整をしてから切り返しをおこなう。

## 3 堆肥が軽過ぎる場合

水分が足りないために、うまく発酵しないことが考えられる。

堆肥に水を振りかけて（ホースでシャワー状の水をまく・動噴などで霧状に水をまくなど）から切り返しを行う。

※ 水分の目安としては、水をまいて切り返しを行った後、手でぎゅっと握ると、水分がじんわりしみ出す程度とする。



## 4 その他

水分量に問題がないのに発酵が進んでいない（温度上昇が見られない）場合、堆肥の中の微生物の栄養が足りなくなっていることも考えられる。

その場合、水分量の調整と同時に、米ぬか・尿素・鶏糞などを混ぜ込むと栄養が補給されて、微生物の分解・発酵促進につながる。



【封じ込めした堆肥】



【堆肥化の温度計測状況】

## ■4 農場での汚水等の処理

### 1 処理を実施するに当たっての留意事項

発生農場の防疫措置では、大量のウイルスが存在する家畜排せつ物に、炭酸ソーダや消石灰等を散布・投入し、ウイルスを不活化させる。

このため、汚水中のウイルス量は、何もしなくても水温20℃なら11日間で10%に減少すると云われているが、ウイルスを瞬時に不活化するためには相当な追加措置を実施する必要がある。

### 2 農場への出入り

- (1) 農場内（畜舎及び堆肥舎エリア）でない位置に車両を止める。
- (2) 農場内で作業する前に防護服、手袋、マスク、帽子及び専用長靴を着用し、消毒用噴霧器とゴミ袋を農場入り口に設置してから必要な資材を農場内へ持ち込む。
- (3) 作業終了後は、農場入り口で防護服、マスク、帽子、手袋の順に脱衣しゴミ袋へ入れ、消毒薬で長靴（特に靴底）を消毒し、靴を履き替える。  
※消毒後使用した長靴はゴミ袋へ入れて次の農場へ移動する。

### 3 農家での確認

まず、家畜排せつ物の防疫措置状況確認台帳（226～228ページ）等の記入事項に従って、排せつ物の所在場所や管理状況、浄化処理のフローなど農場主への聞き取りを行う。必要であれば農場の見取り図等を記載する。

#### (1) 浄化槽がある場合

浄化処理では、凝集・沈殿の際に、ウイルスは汚泥中に取り込まれるため、上水は放流可能である（放流水にはウイルスは含まれない）。ただし、汚泥中にはウイルスが存在する可能性があるため不活化が必要である。

- ①汚泥が堆肥化されているかを確認する。（発酵しにくい場合は副資材等を十分に用いる。）
- ②堆肥の温度が60℃以上あるかを確認する。
- ③家畜再導入後も引き続き堆肥化されるかを確認する。

その他の処理として、畑等へ散布する場合は排出時にクエン酸処理を実施する。

また、産廃処理業者へ処理を委託している場合は、処理業者へ処理方法の確認を行う。

なお、浄化槽の修理のために曝気槽より前の工程（原尿槽など）の汚水を除去する必要がある場合には、該当部分の槽でクエン酸処理を行う。

#### (2) 浄化槽がない場合

以下のクエン酸処理を行う。なお、クエン酸処理後は液肥として施肥可能である。

## 4 汚水のクエン酸処理

### (1) 作業の流れ

#### ① 予備試験

- ア 処理対象汚水を1リットル採取し、消泡剤を1g入れ、pHを測定する。（このとき、畜舎の消毒薬等の影響でpHが10以上あればクエン酸処理は不要となる。）

イ クエン酸10gを入れ、よくかき混ぜる。泡ができててもすぐに消えることを確認する。  
ウ pHを測定する。pHが5以下であれば、いままでに投入したクエン酸量を合計し、必要な濃度（投入したg数×0.1%）を計算し、イの汚水量計測に進む。

pHが5以上の場合は、②にもどりクエン酸10gを投入し攪拌、pH測定を繰り返す。

## ② 汚水量計測

実測可能であれば、汚水の量を計測する。（槽の幅・奥行きをメジャーで測り、深さを竿などを用いて測る。）地下式など実測不可能な場合は農家からの聞き取りとする。

## ③ 投入量計算

ア クエン酸：アの濃度×イで計算した汚水量 $1\text{m}^3$  (1,000kg)【通常1%で十分なので、 $1\text{m}^3$ あたり10kg】

イ 消泡剤：汚水量 $1\text{m}^3$ あたり1kg

## ④ 薬剤投入

ア まず、可能な限り換気をよくする。屋外で投入できれば一番よい。畜舎内で投入する場合は、酸欠になる危険性があるので、窓を開け換気扇をつける。また、酸素ポンペを携帯するようにする。

イ 消泡剤を投入する。

ウ クエン酸を少量ずつ（5～6kgずつ）、泡の発生状況を見ながら、槽の内容が噴出しないように慎重に加える。（泡があふれそうな場合は消泡剤を噴霧する。実地試験では $7\text{m}^3$ の汚水処理に20分以上を要した。）

エ 投入作業終了後に槽のpHを測定し、5以下であることを確認する。

- ・酸欠に注意し、作業中に気分が悪くなったら無理せず中断する。
- ・万一同僚が倒れても、不用意にかけよらず、119番通報を優先する。  
その上で自分の口に酸素ポンペを当てながら、同僚を屋外に搬出する。  
必要に応じて人工呼吸などの応急措置をしながら救急車の到着を待つ。  
酸欠で倒れても4分以内に呼吸が再開すれば蘇生率は高いので、落ち着いて行動する。
- ・熱中症にも注意。適宜休憩して水分を補給すること。
- ・徐々にクエン酸投入から泡の発生までの間隔が長くなるので注意。

## 5 資材

クエン酸（25kg袋、実地試験用の10g袋、1g袋）

消泡剤（原液、噴霧用の30倍希釈液）

pHメーター

噴霧器

酸素ポンペ

1リットルを計測できる容器

目盛りつきバケツ

ひしゃく

防疫用品（防護服、手袋、タオル、長靴など）





## 18 ワクチン接種

---

### ■ 1 ワクチン推進班

#### 1 班編成と業務

病勢等の拡大により、動物衛生課との協議の結果、ワクチン接種を行うこととなった場合は、県の対策本部にワクチン推進班（組織体制図10ページ参照）を設置し、原則、発生地以外の家保所長が班長となり、以下の係を設置し、業務を行う。

- ①全体計画の策定、作業従事者（獣医師）の確保、割り振り
- ②接種実績の取りまとめ

また、現地対策本部にも、ワクチン接種班を設置し、接種計画に基づいて、以下の業務を行う。

- ①ワクチン、防護服一式、連続注射器、豚針等の必要資材（下記参照）の手配
- ②ワクチン接種実績の取りまとめと県対策本部への報告
- ③ワクチン使用実績の取りまとめ、予防液報告書（防疫指針別記様式）の作成
- ④ワクチン在庫の管理、余剰ワクチン及び容器の回収

#### 2 必要資材

- ①連続注射器（1頭1針は行わないが、農場毎に替える。）
- ②防護服
- ③マスク
- ④キャップ
- ⑤手袋（ニトリルグローブ）
- ⑥ブーツカバー
- ⑦ポリ袋（脱衣後のゴミ入れ）
- ⑧ラッカースプレー
- ⑨手動消毒器

### ■ 2 作業手順

#### 1 接種方針の確認

動物衛生課と協議し、以下の事項について確認を行う。

- ① 接種対象地域・対象家畜、接種期間
- ② 接種従事者の条件と確保
- ③ 接種家畜の生乳・排せつ物・死体等の取扱い
- ④ 接種後の殺処分・補償内容

#### 2 家伝法に基づく地域指定

接種家畜を殺処分する場合は、家伝法第17条の2の規定に基づき、農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患畜等以外の家畜の殺処分を行う必要がある地域を指定する。

### 3 推進会議の開催

対象市町村、関係機関団体等を招集し、推進会議を開催し、ワクチン接種の概要説明、協力依頼を行う。

### 4 対象市町村への作業依頼

対象市町村へは以下の作業を依頼する。(表12 ワクチンの接種作業について)

- ①接種対象農場数及び対象頭数の把握
- ②生産者への事前説明
- ③接種計画の作成(様式26 233ページ)
- ④車両、案内人の確保

### 5 作業従事者の割り振り

市町村が提出した接種計画に基づき、作業従事者の割り振りを行う。各市町村毎に、従事者の中からチームリーダーを配置し、以下の作業を依頼する。

**集合場所(役場、公民館等)で**

- ①班編成確認
- ②接種に関する注意事項、その他の指示
- ③資材の確認

**終了後**

- ①使用着衣等の片付け
- ②長靴の消毒
- ③本日の事故や報告事項の聴取
- ④農場ごとのワクチン接種頭数を、県ワクチン推進班にファクシミリで送信。  
(様式27 234ページ)

表12

● ワクチンの接種作業について(関係市・町・村の皆様へ)

1. ワクチン接種までの準備

①ワクチン接種を行う農家への事前説明・協力依頼をお願いします。

接種への協力の可否を確認し、頭数を確認する。また、接種に同意する農家には接種作業までに牛の保定・繋留をするなど協力をお願いします。

※1：ワクチン接種後の家畜は随時殺処分することを説明してください。

※2：同意が得られた農家を対象にワクチン接種をしていきます。

資材、チラシ、補償内容等の説明書

②ワクチン接種予定農家数・頭数・案内者等のリストを作成します。

③獣医等関係者の集合場所、資材保管場所を決定します。

④様式27（234ページ）により取りまとめ内容を県対策本部ワクチン推進班（FAX 0985-〇〇-〇〇〇〇）に報告する。

送信後ご連絡ください（TEL0985-〇〇-〇〇〇〇）。

→県対策本部ワクチン推進班は県内全体を取りまとめ、調整し、調整結果を連絡します。

2. 当日の作業

①国から派遣される獣医師・保定員は指定された現地に集合します。

※市町村からの案内者、支援者も現地に集合してください。

※集合時間は（        ）

②資材の確認、配布（資材は県対策本部ワクチン推進班から集合場所に配送します）

③獣医師への説明

・【接種作業について】（192ページ）を配布してください。

④農場への案内・誘導

※集合場所～農場～集合場所の車の手配をお願いします

★参加獣医師の中にリーダーがいますので連携して作業の打合せ、人員の割り振りをします。

⑤接種作業

★作業終了見込み時間を県対策本部ワクチン推進班に連絡してください。

（帰りのバス等の手配をします） TEL0985-〇〇-〇〇〇〇

⑥作業終了後

- ・ 作業者の脱衣・消毒を行い、廃棄物をまとめます。

⑦接種後、現地確認書を作成し、獣医師の記名をもらいます。

- ・ 頭数等は農家から聞き取りした数で結構です。
- ・ 作業終了後県対策本部ワクチン推進班にFAXをお願いします。（原本は保管）

⑧移動

- ・ 獣医師・保定要員を集合場所まで案内します。

⑨廃棄物の処理

- ・ 医療廃棄物（注射針、注射器、使用残ワクチンの残）は役場で一時保管をお願いします。後日回収します。
- ・ 防護服、手袋、帽子、ブーツカバー等はビニール袋に入れて農場に保管を依頼します。無理なら役場に持ち帰り保管します。
- ・ 長靴はビルコン等で消毒し集合場所に保管し次回使用します。

3. その他

①昼食・飲料の手配をお願いします。

- ・ 個数＝派遣獣医師＋市町村からの案内者・支援者
- ・ 請求書の宛名「宮崎県知事 ○○○○」、送り先「県対策本部ワクチン推進班」

【接種作業について】

(獣医師の皆さんへ)

【接種作業について】

- ① 2ccを筋肉注射します。
- ② 接種対象は豚、牛ともに14日齢以上です。
- ③ 連続注射器(ガンタイプ)、マイエル注射器を用意しています。
- ④ 1頭1針は実施しません。  
※農場をかわるときには必ず針を替えてください。
- ⑤ 接種前にはワクチンを十分に転倒回転して混和してください。

※ワクチン:油性アジュバンド加不活化精製口蹄疫ワクチン200ml

※ 口蹄疫のワクチン接種は家畜伝染病予防法第31条に基づいて実施されます。

(検査、注射、薬浴または投薬)

第31条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員に、農林水産省令で定める方法により家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。

法31条に基づく家畜防疫員によるワクチン接種は、緊急性を要することから、行政機関が直接に私人の財産に実力を加え、行政上必要な状態を実現する「即時強制」に位置づけられている。このため家畜の所有者等の意志に反して接種を行うことが認められているが、抵抗を排除するまでの実力行使は認められないとされる。(但し公務執行妨害に該当する可能性はある)

このため、飼養者がワクチン接種の実施に反対した場合には、ワクチン接種は実施せず、引き続き必要性を説明するなど、説得に努める。

## 19 飼料の運搬・自給飼料の取扱い

---

### ■1 飼料運搬車

#### 1 移動制限区域内での運搬

- ① ウイルス拡散防止の観点から移動制限区域内では、区域内専用車両により運搬を行い、区域外との境界付近に中継基地（飼料運搬車両の消毒ポイントを兼ねる）を設置する。また、農場への運搬は、原則として1回1農場とする。
- ② 農場の出入りの際は、農場設置の消毒装置か携帯式消毒器により、車両の足回りやドライバーの靴底等の消毒を徹底する。また、農場内での作業時には、防護服を着用し、長靴等は、極力農場に備え付けのものを使用する。
- ③ 発生状況により配送経路の検討を行うとともに、配送経路は記録する。
- ④ 移動制限区域内で使用した飼料運搬車は、制限解除後、区域内での配送が終了したら、区域内（中継基地等）で車体や足回りだけでなく、運転席や助手席などの車内についても、水洗→消毒→乾燥の工程を数回繰り返す、最低でも4日間のダウンタイムを設ける。なお、消毒後の乾燥が不十分な場合は乾燥するまでの日程を延長する。この消毒を実施した後、最終的に消毒ポイントを通して移動制限区域外へ出る。

#### 2 搬出制限区域内での運搬

- ① 制限区域内への出入りの際は、最寄りの消毒ポイントで確実に消毒を行う。
- ② 可能な限り1回1農場の運搬が望ましいが、やむを得ず1回の配送時に複数の農場へ配送する際は、発生地に遠い農場から行う。また、農場の出入りの際に車輛の消毒を必ず行うこと。

### ■2 自給飼料

#### 1 移動制限区域内で、収穫する牧草等

- ① 移動制限区域内で、今季、収穫する牧草は、可能な限りサイレージに調製する。
- ② やむを得ず乾草ロールにする場合は、これまで以上に天日で乾燥させた上、保管する。
- ③ ①及び②の飼料については、移動制限の解除後、最低3か月が経過するまでは給与を自粛する。
- ④ 生草の給与は自粛する。

## 20 生乳の取扱い

---

### ■1 非発生農場における集乳

- ① 移動制限区域内の非発生農場での集乳は、集乳日の朝、家畜防疫員が電話で家畜の異常の有無を聞き取りし、清浄性を確認した上で、当日の集乳を行うか決定する。
- ② 集乳路線は、発生農場の位置を確認して、発生農場より遠い農場を先に集乳する路線に変更する。また、農場出入り時の集乳車の消毒並びに乗降時の消毒を徹底するとともに、消毒液で濡らした布で生乳タンク排気口の被覆を行い、ウイルス拡散防止措置を行う。また、集乳経路の記録を行う。
- ③ 仮に口蹄疫の疑いで採材予定の農場については、採材後、口蹄疫と確定するまでの間、念のため生乳の出荷はせずに産廃処理する。

### ■2 発生農場における生乳の廃棄処理方法

- ① 発生農場では、乳量20kg／日以下の乳牛は、できるだけ乾乳する。
- ② 搾乳した生乳は、バルクに1トン当たり100%酢酸を2リットル（希釈酢酸の場合は、100%に換算して添加量を算出）を徐々に添加し、1時間以上攪拌を継続し、尿溜に入れる。尿溜は、別途石灰等で消毒する。
- ③ 尿溜がない場合は、牛舎周辺の畑等に穴を掘り、底に乾草や配合飼料等を敷き、生乳を流し込み、最後に石灰を周辺及び廃棄した生乳に散布する。危険防止のために、穴の周辺にはロープ等を張っておく。

### ■3 ワクチン接種農場における生乳の廃棄処理方法

- ① ワクチン接種後、殺処分までの生乳は、産廃処理により廃棄する。
- ② 産廃処理の契約は、産廃業者と経済連等がまとめて契約を行うと手続きの簡素化が図れる。この際、産廃料金の支払は農家から経済連等が徴収し、業者に支払うこととなる。
- ③ 産廃処理は、■2の②と同様に酢酸処理を行い、産廃業者に集乳を依頼する。  
なお、産廃業者の農場への出入りでは、消毒を徹底させる。

## 21 家畜の再導入

---

### ■1 導入前の検査

家保は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の1月前以内に、当該農場に立入検査を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導を徹底する。

(1) 再導入予定農場の立入検査は、原則として家保の家畜防疫員が行う。ただし、再開農場が多数等により困難な場合は、その他所属の家畜防疫員又は県が適当と認めた民間獣医師又は市町村職員等が立入検査を行う。

(2) 確認する内容は、次のとおりとする。

① 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施している。

② 農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了している。

(3) 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から1週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう、指導する。

(4) 家畜の再導入に当たって、県は万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

### ■2 導入後の検査

家保は、家畜の再導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。



## 22 埋却地の管理

埋却地の管理は、周辺農地や地域住民の生活環境に影響がないように、適正に行うことが求められており、埋却地の所有者・利用者と県・市町村が連携しながら、対策を講じるものとする。

### ■1 埋却地の管理責任(管理主体)

#### (1) 民有地

家畜伝染病予防法第21条では、まん延防止という公益上の必要から、埋却は家畜の所有者が行うものとされているため、原則として埋却した家畜の所有者が管理を行う。

#### (2) 県公社保有地

埋却完了後に県公社が買い入れた埋却地については、県公社が管理を行う。

#### (3) 公有地

国、県、市町村の公有地に埋却した場合、基本的には埋却した農家が管理を行う。

ただし、公有地の一体的な管理の観点から、行政機関が管理することが適当な場合は、農家はその実費を負担することとし、国・県は、農家が負担する経費に対して予算の範囲内で支援を行う。

### ■2 環境対策

埋却後、埋却地からの異臭、地下水への影響、陥没など環境への悪化が懸念されるため、臭気や水質等の専門家からなる有識者会議を設置するなどして、環境保全のために専門的な見地からの検討を進め、定期的な埋却地の現地調査や周辺地域の水質調査など、継続的な監視を行う。

このうち水質調査については、埋却場所を中心に半径500mの範囲内で、地形や地下水の流れ、井戸の利水状況などを考慮し、調査地点(調査井戸)を選定する。検査項目は、一般飲料水項目(10項目)・電気伝導度・カルシウムイオン・硫酸イオンの13項目であり、季節的な変動を考慮し、原則として3か月に1回測定を実施する。

なお、影響が確認された場合には、県と市町村が協議し、適切な措置を講じる。

### ■3 農地再生に向けた対策

埋却地の多くは、畑かん地域内で面的に整備された優良農地である場合が多いため、将来の貴重な経営資源として再生活用を含めて、適正な管理を行う。

#### (1) 草刈り等の管理

家畜伝染病予防法では、埋却地は3年間の発掘禁止となっているため、この間、それぞれの埋却地の管理主体が草刈りなどの保全管理を適正に行っていく。

#### (2) 農地としての再生整備

優良農地を埋却地にした場合は、所有者の意向等を踏まえ、地域の復興計画と整合性を図った上で再生整備を行う。

再生整備については、埋却地を含む農地の面的集積の促進や畜産施設等の集約・再編整備に向けた用途変更の検討など幅広い視点から進めていく。

### ■4 県公社保有地の売渡促進

県公社が買い入れた埋却地は、10年以内に担い手への売渡が必要であることから、県、市町村、県公社等の関係機関・団体による協議会等を設置し、担い手情報の共有化やあっせん活動の実施など売渡促進に向けた活動を行う。

農家への情報伝達に係る調査票

宮崎県農政水産部畜産新生推進局  
家畜防疫対策課 防疫指導担当 宛て  
FAX : 0985-26-7329

所 属:

担当名:

以下について、○で囲むか記入をお願いします。

- 1 県からの情報を畜産農家へ連絡しましたか。

全ての農家      一部の農家(      )      連絡していない

- 2 連絡した畜産農家戸数

対象農家戸数      牛:      戸      豚:      戸      鶏:      戸

連絡済農家戸数      牛:      戸      豚:      戸      鶏:      戸

- 3 畜産農家への連絡をどのように行いましたか。(複数回答可)

電話      FAX      防災無線      広報車      広報誌      訪問

農協等の団体を通じて      その他(      )

- 4 畜産農家への連絡が終了した日時

月      日      時      分

- 5 その他特記事項

様式2（参考様式）

現地対策本部・受付会場ホワイトボード 記載例

| 【動員者数一覧】         |                    | 国 | 県 | 市町村 | NOSAI | 経済連<br>・JA | 建設業<br>協会 | その他 | 計 |
|------------------|--------------------|---|---|-----|-------|------------|-----------|-----|---|
| 農場<br>内          | 家畜防疫員（獣医・畜産）       |   |   |     |       |            |           |     |   |
|                  | 農場作業動員者            |   |   |     |       |            |           |     |   |
|                  | 農場作業オペレーター         |   |   |     |       |            |           |     |   |
| 埋<br>却<br>地      | 埋却リーダー             |   |   |     |       |            |           |     |   |
|                  | 埋却班員               |   |   |     |       |            |           |     |   |
|                  | 埋却作業オペレーター         |   |   |     |       |            |           |     |   |
| テ<br>ン<br>ト      | 現地防疫対策班長・<br>防疫調整係 |   |   |     |       |            |           |     |   |
|                  | 動員サポート班員           |   |   |     |       |            |           |     |   |
|                  |                    |   |   |     |       |            |           |     |   |
| 受<br>付<br>会<br>場 | 受付会場責任者            |   |   |     |       |            |           |     |   |
|                  | 受付会場サポート班員         |   |   |     |       |            |           |     |   |
|                  | 人員搬送係              |   |   |     |       |            |           |     |   |
|                  | 健康相談員              |   |   |     |       |            |           |     |   |
| 計                |                    |   |   |     |       |            |           |     |   |

| 【搬入機材】          | 現場農場内 | 埋却地 | 現地テント | 受付会場 | 計 |
|-----------------|-------|-----|-------|------|---|
| 動力噴霧器           |       |     |       |      |   |
| 消毒薬タンク          |       |     |       |      |   |
| バルーンライト         |       |     |       |      |   |
| 発電機             |       |     |       |      |   |
| バックホー           |       |     |       |      |   |
| フロントローダー        |       |     |       |      |   |
| フォークリフト         |       |     |       |      |   |
| 運搬用トラック         |       |     |       |      |   |
| うがい水用タンク        |       |     |       |      |   |
| 簡易トイレ           |       |     |       |      |   |
| 簡易洗面台           |       |     |       |      |   |
| マイクロバス（ピストン輸送用） |       |     |       |      |   |
| 公用携帯・トランシーバー    |       |     |       |      |   |
| テント             |       |     |       |      |   |

| 作業内容         | 開始時刻 | 終了時刻 | 作業内容      | 開始時刻 | 終了時刻 |
|--------------|------|------|-----------|------|------|
| 殺処分前農場消毒     |      |      | 汚染物品埋却作業  |      |      |
| 第1陣動員者受付会場受付 |      |      | 殺処分後農場消毒  |      |      |
| 第1陣動員者現場農場入場 |      |      | 第2陣現場農場退場 |      |      |
| 殺処分準備（保定等）   |      |      | 第2陣受付会場退場 |      |      |
| 埋却溝試掘        |      |      | 埋却班撤収     |      |      |
| 埋却溝本掘        |      |      | 健康相談係撤収   |      |      |
| 殺処分（第○畜舎）    |      |      | サポート班撤収   |      |      |
| 殺処分（第○畜舎）    |      |      | 家畜防疫員撤収   |      |      |
| 殺処分（第○畜舎）    |      |      |           |      |      |
| 第1陣現場農場退場    |      |      |           |      |      |
| 第1陣受付会場退場    |      |      |           |      |      |
| 第2陣動員者受付会場受付 |      |      | ※その他適宜追加  |      |      |
| 第2陣動員者現場農場入場 |      |      |           |      |      |

# 車両消毒確認書

| 車両No.              |                    | 運転者                |                    |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 場所：<br>1・2・3・4・5・6 | 場所：<br>1・2・3・4・5・6 | 場所：<br>1・2・3・4・5・6 | 場所：<br>1・2・3・4・5・6 |
| 時間：      ：         | 時間：      ：         | 時間：      ：         | 時間：      ：         |
| 特認・例外・一般           | 特認・例外・一般           | 特認・例外・一般           | 特認・例外・一般           |
|                    |                    |                    |                    |
| 場所：<br>1・2・3・4・5・6 | 場所：<br>1・2・3・4・5・6 | 場所：<br>1・2・3・4・5・6 | 場所：<br>1・2・3・4・5・6 |
| 時間：      ：         | 時間：      ：         | 時間：      ：         | 時間：      ：         |
| 特認・例外・一般           | 特認・例外・一般           | 特認・例外・一般           | 特認・例外・一般           |
|                    |                    |                    |                    |
| 場所：<br>1・2・3・4・5・6 | 場所：<br>1・2・3・4・5・6 | 場所：<br>1・2・3・4・5・6 | 場所：<br>1・2・3・4・5・6 |
| 時間：      ：         | 時間：      ：         | 時間：      ：         | 時間：      ：         |
| 特認・例外・一般           | 特認・例外・一般           | 特認・例外・一般           | 特認・例外・一般           |
|                    |                    |                    |                    |

## 注 記入方法

|    |         |   |
|----|---------|---|
| 場所 | 〇〇市〇〇地区 | 1 |
|    | 〇〇市〇〇地区 | 2 |
|    | 〇〇市〇〇地区 | 3 |
|    | 〇〇市〇〇地区 | 4 |
|    | 〇〇市〇〇地区 | 5 |
|    | 〇〇市〇〇地区 | 6 |

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 車両 | 通過許可車両 | 特認 |
|    | 移動指示車両 | 例外 |
|    | その他の車両 | 一般 |

No. \_\_\_\_\_

## 通 過 許 可 車

この車両は、指定ポイントで消毒し、指定されたルート(国道〇〇号線)を搬送することを条件に、家畜伝染病予防法施行細則第4条で移動を制限されている物品の、移動制限区域の通過を許可されています。

宮崎県口蹄疫対策本部

※ 出口消毒ポイントで返却すること

( A4 版横 )

## 車両消毒台帳（消毒ポイント控え）

| No. | 月 日 | 時 間 | 車 両<br>No. | 会 社 名 | 運 転<br>者 名 | 車 両<br>区 分 | 通 行 許 可 車 両 |         | 備 考（ 行 き 先 、<br>積 荷 等 ）<br>どこから→どこまで |
|-----|-----|-----|------------|-------|------------|------------|-------------|---------|--------------------------------------|
|     |     |     |            |       |            |            | 交 付 番 号     | 回 収 番 号 |                                      |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         | →                                    |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         |                                      |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         | →                                    |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         |                                      |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         | →                                    |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         |                                      |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         | →                                    |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         |                                      |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         | →                                    |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         |                                      |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         | →                                    |
|     | 月 日 | :   | —          |       |            |            |             |         |                                      |

注 記 入 方 法

車 両 区 分

|     |                    |
|-----|--------------------|
| A : | 飼 料 運 搬 車（ 牛 ）     |
| B : | 飼 料 運 搬 車（ そ の 他 ） |
| C : | 畜 産 関 係 車 両        |
| D : | 一 般 車 両            |
| E : | 通 過 許 可 車 両        |
| F : | 移 動 指 示 車 両        |

様式6 移動制限区域の例外措置（死亡家畜の移動）に関する協議書

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住所

氏名

口蹄疫疑似患畜発生に伴う移動制限区域の例外措置に関する協議について

このことについて、特定家畜伝染病防疫指針第8の5の（1）に基づき、移動制限の例外措置を協議したいのでよろしくお願いします。

記

1 死亡家畜移動先

〇〇株式会社（住所： ）

2 輸送経路

作業従事者：〇〇〇〇

死亡家畜運搬( トラック・〇〇〇〇会社)

消毒  
農 場 → (町道) → (国道 号線) → 消毒ポイント(〇〇〇〇) →

消毒  
(国道 号線) → 消毒ポイント(新富) → (国道 号線) → 〇〇株式会社

※ 消毒ポイント、農場（地図の③）、制限区域を記入した地図・・・別添

様式7 移動制限区域の例外措置協議（死亡家畜の移動）回答書

文書番号

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所長

県内で発生した口蹄疫疑似患畜の発生に伴う移動制限区域の例外措置に  
関する協議について（回答）

先般照会のあった「口蹄疫疑似患畜発生に伴う移動制限区域の例外措置に関する協議  
について」（平成 年 月 日付け）について、貴農場は口蹄疫に罹患していない  
農場と判断しますので、例外措置を適用することを許可します。

なお、搬出に当たっては、別添の「死亡家畜移動指示書」の内容を遵守してください。

記

- 1 農場（農家）名

〇〇〇〇

- 2 搬出先名

〇〇株式会社（住所： ）



様式8 死亡家畜移動指示書（表面）

| 死 亡 家 畜 移 動 指 示 書                      |                             |                   |                 |
|----------------------------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------|
| 平成      年      月      日                |                             |                   |                 |
| 家畜防疫員   所属<br>氏名                       |                             | 印                 |                 |
| 次のとおり移動を指示します。なお、移動に際しては、裏面の事項を遵守願います。 |                             |                   |                 |
| 家畜の種類                                  | 移動理由                        | 所有者又は管理者の<br>住所氏名 | 移動許可願人の<br>住所氏名 |
|                                        | 死亡家畜を死亡獣畜<br>処理場に搬入するた<br>め |                   |                 |

1 移動年月日：平成      年      月      日より、移動制限期間が終了するまでの間  
（ただし、今後の状況に応じて、移動の指示を取り消すことがある。）

2 経 路

農場 → （町道） → （国道      号線） → 消毒ポイント（○○○○）→  
（国道      号線） → 消毒ポイント（○○） → （国道      号線） →      ○○○

3 移動先に関する事項

施設の住所及び名称：

様式8 死亡家畜移動指示書（裏面）

- 1 死亡家畜は、農場の入出場時、移動制限区域の入出場時、死亡獣畜処理場の入出時には車両の消毒を行い、記録を残すこと。
- 2 運搬経路は家畜の飼養農場付近を極力走行しないルートを設定し、移動指示書に記載されたとおりとし、処理場への直接搬出のみとすること。
- 3 車両の荷台をコンテナやシート等で覆うとともに、荷台からの液体の漏えいがないよう輸送すること。
- 4 死亡家畜を目的地で下ろした後は荷台や輸送容器を含め確実に車両の消毒を行うこと。
- 5 死亡獣畜処理場での車両等による交差汚染を防止するため、当該死亡家畜の搬入及び処理はその日の最後に実施すること。
- 6 万一、異常が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること。

様式9 家畜排せつ物等移動申請書

家畜排せつ物等移動申請書

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住 所  
氏 名

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針第8の5の（1）に基づき、家畜排せつ物等を移動したいので、下記により申請します。

記

- 1 家畜の種類：
- 2 家畜の健康状態：
- 3 移動年月日：平成 年 月 日
- 4 移動経路：農 場 → 〇〇道 → 〇〇畑又は〇〇処理施設
- 5 その他：移動ルートの手図を添付すること。

様式10 家畜排せつ物等の移動について（回答書）

平成 年 月 日

家畜排せつ物等の移動について

殿

〇〇家畜保健衛生所長  
(公 印 省 略)

平成 年 月 日付けで照会のあった標記について、下記の事項を確認したので、留意すべき事項の遵守を条件に家畜排せつ物等の移動を認めます。

記

1 家畜防疫員 氏名 ( (代行防疫員: ( )) の確認事項

(1) 家畜の種類:

(2) 家畜の健康状態:

(3) 確認年月日: 平成 年 月 日

(4) 移動経路: 農場 → →〇〇〇〇 (約〇〇km)  
又は〇〇污水处理施設

2 家畜排せつ物等の輸送に当たって留意すべき事項

(1) 家畜排せつ物等を運搬する車両は、原則として密閉コンテナ車両等を用いること。

(2) 農場等を出る際には、車両を十分に消毒すること。

(3) 運搬経路は申告したとおりとし、処理施設、畑地等への直接搬入のみとすること。

(4) 処理のための家畜排せつ物等を目的地で下ろした後は、荷台を含め確実に車両の消毒を行うこと。

(5) 2回目以降の輸送にあたっては、毎回、家畜防疫員の確認が必要であるが、別紙様式7のとおり農場主が確認・押印し、家畜保健衛生所あて報告することでこれに代えるものとする。

※ (5) は豚の尿に限った移動の場合に適用するが、3～4回に一度は防疫員の立入を実施すること。

様式11 家畜排せつ物（尿）移動に係る状況確認報告書

家畜排せつ物（尿）移動に係る状況確認報告書

〇〇家畜保健衛生所長 殿

私、  
の飼養管理する、豚 頭について、流涎・水疱  
・かいよう・びらん等の口蹄疫に該当する症状がないことを確認しました。

平成 年 月 日

署名

印

1 その他

豚舎内および飼養管理する豚の鼻・蹄の拡大写真を各1枚、添付すること。

様式12

## 医療機関受診報告書

|           |                                                    |          |     |       |     |  |
|-----------|----------------------------------------------------|----------|-----|-------|-----|--|
| 氏 名       |                                                    |          | 性 別 | 男 ・ 女 | 年 齢 |  |
| 職 種       |                                                    | 所属機関・団体名 |     |       |     |  |
| 住 所       |                                                    |          |     |       |     |  |
| 傷 病 名     |                                                    |          |     |       |     |  |
| 受診医療機関名   |                                                    |          |     |       |     |  |
| 外来・入院の別   | 外来      ・      入院      （      月      日）            |          |     |       |     |  |
| 重 傷 度     | 軽度                  中度                  重度         |          |     |       |     |  |
| 受傷（発病）日時  | 月      日      （      曜日）                  時      分 |          |     |       |     |  |
| 受傷（発病）場所  |                                                    |          |     |       |     |  |
| 受傷（発病）の状況 |                                                    |          |     |       |     |  |

## FMD防疫作業事前調査票

年 月 日

第 農場 ( 農場)

調査者

埋却地 ( 確定 : ゼンリン                      へージ、未定 )

農場（自宅）TEL/FAX

携帶No.

○ 飼養形態・頭数

酪農、乳肉複合、肉用牛（繁殖、肥育、一貫）、養豚（繁殖、肥育、一貫）

牛： 頭（成牛： 頭、育成牛： 頭、肥育牛： 頭）

豚：           頭（種豚：           頭、育成豚：           頭、子豚：           頭、肥育豚           頭）

殺処分方法      薬殺      ・      炭酸ガス      ・      電殺

○ 必要人員

|         |                         |   |                   |            |                   |   |  |
|---------|-------------------------|---|-------------------|------------|-------------------|---|--|
| 牛       | 1 班                     | × | 班                 |            |                   |   |  |
| 獣医師     | 5人                      |   | 人                 | (25頭/時間/班) |                   |   |  |
| 保定      | 10人                     |   | 人                 |            |                   |   |  |
| 薬液補助 ※  | 3人                      |   | 人                 |            |                   |   |  |
| 搬出補助 ※  | 14人/搬出場所 × _____ か所＝    |   |                   | 人          |                   |   |  |
| 農場消毒 ※  | _____人/棟 × _____ 棟＝     |   |                   | 人          |                   |   |  |
| 豚       | 炭酸ガス殺<br>(60～100頭/時間/班) |   | 薬 殺<br>(20頭/時間/班) |            | 電 殺<br>(60頭/時間/班) |   |  |
|         | 1 班                     | × | 班                 | 1 班        | ×                 | 班 |  |
| 獣医師     | 1 人                     |   | 人                 | 6人         |                   | 人 |  |
| 追い込み    | 10人                     |   | 人                 | 10人        |                   | 人 |  |
| 保定      | —                       |   |                   | 6人         |                   | 人 |  |
| 薬液補助 ※  | —                       |   |                   | 3人         |                   | 人 |  |
| シート・ガス※ | 10人                     |   | 人                 | —          |                   | 人 |  |
| コンパネ誘導※ | —                       |   | 人                 | 10人        |                   | 人 |  |
| 搬出補助 ※  | (14 人/搬出場所) × _____ か所＝ |   |                   | 人          |                   |   |  |
| 農場消毒 ※  | _____人/棟 × _____ 棟＝     |   |                   | 人          |                   |   |  |

※は一般動員者対応

○ 重機関係 (必要数)

□ローダー (大: 台、中: 台、小: 台) (うち農場所所有 台)

□ボブキャット (大: 台、中: 台、小: 台) (うち農場所所有 台)

口フォークリフト（大： 台、中： 台、小： 台）（うち農場所所有 台）

□ダンプカー 特装（4 t : 台、2 t : 台）（うち農場所所有 台）

平型（4 t :       台、2 t :       台）（うち農場所有       台）

□その他の車両（ ）（ ）台

□動力噴霧機・タンク：                    セット、    □汲み上げホース付き：                    台

□軽トラ・動噴セット： 台、 □タンク： 台（うち農場所所有 台）

○ 消毒資材 (必要数、牛舎：1袋/20m<sup>2</sup>、堆肥舎：1袋/5m<sup>2</sup>)

☐消石灰 袋/20kg、 袋/500kg ☐炭酸ソーダ 袋/20kg

○ 殺処分

|                                                  |                                                   |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 電殺機・発電機・前掛け・金ブラシ・コードリール | セット                                               |
| <input type="checkbox"/> 10mlシリンジ                | 本 <input type="checkbox"/> 保定用ロープ (6~12mm) 本      |
| <input type="checkbox"/> 20mlシリンジ                | 本 <input type="checkbox"/> コンパネ取手付き 枚             |
| <input type="checkbox"/> 30mlシリンジ                | 本 <input type="checkbox"/> コンパネ取手無し 枚             |
| <input type="checkbox"/> 注射針 ( G)                | 本 <input type="checkbox"/> ラッカーズプレー (赤) 本         |
| <input type="checkbox"/> カテラン針                   | 本 <input type="checkbox"/> ラッカーズプレー (白) 本         |
| <input type="checkbox"/> ベニユーラ針                  | 本 <input type="checkbox"/> 豚保定器 本                 |
| <input type="checkbox"/> パコマ (18L)               | 個 <input type="checkbox"/> 保定用ワイヤ 本               |
| <input type="checkbox"/> セラクター (25ml)            | 本 <input type="checkbox"/> 炭酸ガス ( kg) 本           |
| <input type="checkbox"/> マフロパン (20ml)            | 本 <input type="checkbox"/> ガスキャリア 個               |
| <input type="checkbox"/> ドミトール (20ml)            | 本 <input type="checkbox"/> 交換用スパナ 本               |
| <input type="checkbox"/> 牛保定用頭絡                  | 本 <input type="checkbox"/> 脚立 (ガス殺用) 個            |
| <input type="checkbox"/> 搬出用農業ビニール (5m×100m)     | 枚、 <input type="checkbox"/> 搬出用ブルーシート (10m×10m) 枚 |
| <input type="checkbox"/> ホース m巻                  | 個                                                 |
| <input type="checkbox"/> フレコンバック (500kg)         | 枚、 <input type="checkbox"/> フレコンバック (1 t) 枚       |

○ 特記事項 目隠しシート (要・不要)、通行止め (要・不要)  
三角コーン (要・不要)、消毒薬埋却経路散水 (要・不要)

○ 清掃・消毒

|                                 |                                         |                                            |
|---------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 竹ぼうき 本 | <input type="checkbox"/> 角スコップ 本        | <input type="checkbox"/> 一輪車 台             |
| <input type="checkbox"/> チリとり 個 | <input type="checkbox"/> フレコンバック (1t) 枚 | <input type="checkbox"/> フレコンバック (500kg) 枚 |

○ 埋却

・重機関係 (必要数)

☐バックホウ 台 (うち 農場所所有 台)  
☐国交省照明車 台 ☐投光器 台

・資材関係 (必要数)

☐埋却用ブルーシート (10m×10m) 枚、☐木杭 本、  
☐ハンマー (どんちょ) 本  
☐消石灰 500kg/袋 袋、20kg/袋 袋

・その他 資材関係 (必要数)

|                                           |                                         |                                    |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> テント 張            | <input type="checkbox"/> 簡易トイレ 台        | <input type="checkbox"/> 防疫服関係 人分  |
| <input type="checkbox"/> フレコンバック (0.5t) 枚 | <input type="checkbox"/> ロープ (6~12mm) 巻 | <input type="checkbox"/> ゴミ袋 枚力    |
| <input type="checkbox"/> ガムテープ 個          | <input type="checkbox"/> カッター 個         | <input type="checkbox"/> マジック 本    |
| <input type="checkbox"/> キッチンペーパー 巻       | <input type="checkbox"/> トイレトイレットペーパー 巻 | <input type="checkbox"/> ラッカー赤、白、黒 |
| <input type="checkbox"/> 踏み込み槽 個          | <input type="checkbox"/> 10Lタンク (水) 個   | 本づつ                                |
| <input type="checkbox"/> ガソリン缶 20 L 缶     |                                         |                                    |



○ 畜舎の見取り図（テント、目隠し設置場所、消毒用動噴設置場所、搬出口を明記）

---

様式14

## けが、急病発生時報告書

報告年月日(      年      月      日)

報告者( )

|       |    |         |     |
|-------|----|---------|-----|
| 所 属   |    | 氏 名     |     |
| 発生日時  | 月  | 日 ( 曜日) | 時 分 |
| 場 所   |    |         |     |
| 作業内容  |    |         |     |
| 症 状   |    |         |     |
| 重 症 度 | 軽度 | 中度      | 重度  |
| 処置内容  |    |         |     |

1 物品調査票

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1 調査年月日           |                  |
| 平成                | 年 月 日, 時 分 ~ 時 分 |
| 2 調査者(応対者:所属 氏名 ) |                  |
| ① 所属              | 氏名               |
| ② 所属              | 氏名               |
| ③ 所属              | 氏名               |
| ④ 所属              | 氏名               |
| 3 評価内容(品名、規格、数量等) |                  |
| ①                 |                  |
| ②                 |                  |
| ③                 |                  |
| ④                 |                  |
| ⑤                 |                  |
| ⑥                 |                  |
| ⑦                 |                  |
| ⑧                 |                  |
| ⑨                 |                  |
| ⑩                 |                  |
| 4 備考              |                  |
| ・写真撮影:カメラNo       | 撮影者:             |

## 2 家畜調査票(牛)

平成 年 月 日

農場名:

No. \_\_\_\_\_

記入者: \_\_\_\_\_

| No | 個体識別番号 | 品 種                 | 性別         | 用 途               | 年齢<br>(月齢) | 備 考 |
|----|--------|---------------------|------------|-------------------|------------|-----|
| 1  |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 2  |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 3  |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 4  |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 5  |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 6  |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 7  |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 8  |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 9  |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 10 |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 11 |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 12 |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 13 |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 14 |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |
| 15 |        | 和牛, 乳牛, F1,<br>他( ) | ♀, ♂,<br>去 | 繁殖, 育成,<br>肥育, 搾乳 |            |     |

様式17

3 家畜調査票(豚:繁殖・育成)

平成 年 月 日

農場名: \_\_\_\_\_

記入者: \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

豚舎 No. ( )

| No. | 豚房 | 耳票番号 | 性別  | 産歴 | No. | 豚房 | 耳票番号 | 性別  | 産歴 |
|-----|----|------|-----|----|-----|----|------|-----|----|
| 1   |    |      | ♂ ♀ |    | 26  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 2   |    |      | ♂ ♀ |    | 27  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 3   |    |      | ♂ ♀ |    | 28  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 4   |    |      | ♂ ♀ |    | 29  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 5   |    |      | ♂ ♀ |    | 30  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 6   |    |      | ♂ ♀ |    | 31  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 7   |    |      | ♂ ♀ |    | 32  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 8   |    |      | ♂ ♀ |    | 33  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 9   |    |      | ♂ ♀ |    | 34  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 10  |    |      | ♂ ♀ |    | 35  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 11  |    |      | ♂ ♀ |    | 36  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 12  |    |      | ♂ ♀ |    | 37  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 13  |    |      | ♂ ♀ |    | 38  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 14  |    |      | ♂ ♀ |    | 39  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 15  |    |      | ♂ ♀ |    | 40  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 16  |    |      | ♂ ♀ |    | 41  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 17  |    |      | ♂ ♀ |    | 42  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 18  |    |      | ♂ ♀ |    | 43  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 19  |    |      | ♂ ♀ |    | 44  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 20  |    |      | ♂ ♀ |    | 45  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 21  |    |      | ♂ ♀ |    | 46  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 22  |    |      | ♂ ♀ |    | 47  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 23  |    |      | ♂ ♀ |    | 48  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 24  |    |      | ♂ ♀ |    | 49  |    |      | ♂ ♀ |    |
| 25  |    |      | ♂ ♀ |    | 50  |    |      | ♂ ♀ |    |

※ 産歴には産字数を記入

様式18

4 家畜調査票(豚:子豚・肉豚)

平成 年 月 日

農場名: \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

記入者: \_\_\_\_\_

豚舎No. ( )

| No | 豚房 | 用途<br>(ステージ)    | 月齢<br>(又は体重) | 頭数 | No | 豚房 | 用途<br>(ステージ)    | 月齢<br>(又は体重) | 頭数 |
|----|----|-----------------|--------------|----|----|----|-----------------|--------------|----|
| 1  |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  | 11 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  |
| 2  |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  | 12 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  |
| 3  |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  | 13 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  |
| 4  |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  | 14 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  |
| 5  |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  | 15 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  |
| 6  |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  | 16 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  |
| 7  |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  | 17 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  |
| 8  |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  | 18 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  |
| 9  |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  | 19 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  |
| 10 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  | 20 |    | ほ乳豚<br>子豚<br>肉豚 |              | 頭  |

## 農場疫学調査票

調査年月日 年 月 日

聴取相手氏名:

家畜防疫員名:

## 1 農場に関する情報

☐ 畜主氏名・住所・連絡先☐ 農場名・所在地・連絡先☐ 経営 牛( 和繁 肥育 一貫 酪農 酪肉複合 )

豚( 繁殖 肥育 一貫 )

☐ 総頭数☐ 畜舎数

内訳 成牛(雌 雄 )、育成 頭、子牛 頭

肥育牛(黒和 F1 ホル )

繁殖豚(雌 雄 )、子豚 頭、肉豚 頭

☐ 作業従事者氏名(パート含む)

勤務時期

他農場訪問・海外渡航歴

有( ) 無

☐ 系列農場 有 無☐ 系列農場名☐ 生産者等の他農場訪問の有無・海外渡航歴☐ 消毒設備状況(長靴・車輛・動噴)☐ 管理獣医師名・連絡先

## 2 疫学関係聞き取り項目(病性等判定日の21日前から現在まで)

## ①家畜の導入

| 導入先/連絡先 | 月日 | 頭数 | 月齢 |
|---------|----|----|----|
|         |    |    |    |
|         |    |    |    |

運送会社/連絡先

☐ 作業実施者

## ②家畜の出荷

| 出荷先/連絡先 | 月日 | 頭数 |
|---------|----|----|
|         |    |    |
|         |    |    |

☐ 運送会社/連絡先☐ 作業実施者

## ③飼料(補助飼料含む)

| 販売会社/連絡先 | 品名 | 月日 | 数量 |
|----------|----|----|----|
|          |    |    |    |
|          |    |    |    |

運送会社/連絡先

☐ 作業実施者

作業内容/場所・立入範囲

## ④動物用医薬品

| 販売会社/連絡先 | 薬品名 | 月日 | 販売担当 |
|----------|-----|----|------|
|          |     |    |      |
|          |     |    |      |

運送会社/連絡先

☐ 作業実施者

作業内容/場所・立入範囲

⑤敷料

|              |        |    |
|--------------|--------|----|
| 販売会社/連絡先     | 敷料名    | 月日 |
|              |        |    |
|              |        |    |
| 運送会社/連絡先     | □作業担当者 |    |
| 作業内容/場所・立入範囲 |        |    |

⑥排せつ物

|           |        |
|-----------|--------|
| 保管方法・処理方法 |        |
| 搬出先       | □搬出月日  |
| 運送会社/連絡先  | □作業実施者 |

⑦死亡獣畜

|              |        |
|--------------|--------|
| 回収業者/連絡先     | □回収月日  |
| 搬出先/連絡先      |        |
| 作業内容/場所・立入範囲 | □作業実施者 |

⑧飼養管理資材(他農場との器具機材共有含む)

|              |        |      |
|--------------|--------|------|
| 資材販売者/連絡先    | 品名     | 購入月日 |
|              |        |      |
|              |        |      |
| 運送会社/連絡先     | □作業実施者 |      |
| 作業内容/場所・立入範囲 |        |      |

⑨採精又は採卵 (採精・採卵)

|          |        |
|----------|--------|
| 採精日又は採卵日 | □作業実施者 |
|----------|--------|

⑩給与水／排水： 消毒装置の有無

|  |
|--|
|  |
|--|

⑪立入者

|         | 氏名・会社名・連絡先 | 月日 | 立入範囲 |
|---------|------------|----|------|
| 獣医師     |            |    |      |
| 家畜人工授精師 |            |    |      |
| 削蹄師     |            |    |      |
| 農場指導員   |            |    |      |
| 農協職員    |            |    |      |
| 県市町村職員  |            |    |      |
| 修理業者    |            |    |      |
| 郵便局員    |            |    |      |
| 宅配業者    |            |    |      |
| 電気メーター  |            |    |      |
| 知人      |            |    |      |
| 家族      |            |    |      |
| その他(来客) |            |    |      |

備考 (酪農は集乳の情報を記載)

|  |
|--|
|  |
|--|



## 疫学関連家畜飼養農場等調査票

調査年月日 年 月 日 時

聴取相手氏名:

家畜防疫員名:

## 1 農場に関する情報

□畜主氏名・住所・連絡先

□農場名・所在地・連絡先

□経営 牛( 和繁 肥育 一貫 酪農 酪肉複合 )

豚( 繁殖 肥育 一貫 )

□総頭数

□畜舎数

内訳 成 牛(雌 雄 )、育成 頭、子牛 頭

肥育牛(黒和 F1 ホル )

繁殖豚(雌 雄 )、子豚 頭、肉豚 頭

□作業従事者氏名(パート含む)

勤務時期

海外渡航歴

有( ) 無

□系列農場

有

無

□系列農場名

□生産者等の他農場訪問の有無・海外渡航歴

□消毒設備状況(長靴・車輛・動噴)

□管理獣医師名・連絡先

## 3 発生農場との疫学関連の確認

## (1)家畜関係について

□病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家畜を飼養

□病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜と接触した家畜を飼養

□病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜又は疑似患畜から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜を飼養

□病性等判定日から遡って7日目の日以降に患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかな家畜(疑似患畜)と同一農場で家畜を飼養

□病性等判定日から遡って7日目の日以降に患畜又は疑似患畜から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜(疑似患畜)と同一農場で家畜を飼養

□病性等判定日から遡って7日目より前に患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかな家畜で、患畜となる恐れがあると家畜防疫員が判断した家畜(疑似患畜)と同一農場で家畜を飼養

## (2)発生農場の病性等判定日から遡って21日内の立入関係について

□発生農場の衛生管理区域に出入りした人がある。( )

□発生農場の衛生管理区域に出入りさせた物がある。( )

□発生農場の衛生管理区域に出入りした車両がある。( )

⇒立入させた日※: \_\_\_\_\_ 立入範囲等: \_\_\_\_\_  
出入り時の消毒状況聴取

※ 発生農場に出入りした日から7日以内に衛生管理区域に出入りした場合で、動物衛生課と協議の上疫学関連家畜とする。

#### 4 臨床症状(発熱、口蹄疫を疑う症状等の有無)

#### 5 検査材料採取(説明を行うこと)

①判定日までは、当該家畜の移動を禁止する

②判定日までは、毎日当該家畜の臨床症状の観察を行い、異常の有無・状況・異常頭数等を 家畜保健衛生所に報告する

有 ・ 無

検査材料: スワブ 血液

検体数:

#### 農 場 見 取 り 図

※ 畜舎、飼料倉庫、飼料タンク、敷料置き場、堆肥置き場、運動場、集乳室、倉庫、管理休憩室、車庫、自宅等を記入のほか、飼養者の動線、来場する車両の進入経路、場所についても朱書き矢印で記載

## 家畜等移動制限の指示書

〇〇〇 ー 〇〇〇  
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所長

あなたが所有（管理）する家畜は、（発生市町村名）の 発生農場との疫学関連により、口蹄疫となるおそれがあることから、家畜伝染病予防法第32条第1項の規定により、別途通知するまで下記のとおり移動の制限を行うことを指示します。

### 記

1 移動を制限する家畜の種類

偶蹄類の家畜（牛、豚等具体的に記載）

2 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品（家畜の死体、敷料、家畜飼養器具 等）

3 移動を制限する区域

当該農場の外

## 家畜等移動制限解除の通知書

〇〇〇 ー 〇〇〇  
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所長

あなたが所有（管理）する家畜は、口蹄疫となるおそれなくなったことから、家畜伝染病予防法第32条第1項の規定により平成 年 月 日付け〇〇〇ー〇〇〇で指示された移動制限を下記のとおり解除します。

### 記

1 移動制限を解除する家畜の種類

偶蹄類の家畜（牛、豚等具体的に記載）

2 移動制限を解除する物品

病原体をひろげるおそれのある物品（家畜の死体、敷料、家畜飼養器具 等）

様式21

## 臨床検査票

|                                                                 |                       |              |          |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------|----------|
| 農家番号                                                            | 担当者(所属・氏名)            | 採材日時         |          |
|                                                                 | 農場名                   | 月 日          | 時 分      |
| 所有者名                                                            |                       | 管理者名         |          |
| 電話番号(携帯)                                                        |                       | 電話番号(携帯)     |          |
| 【牛】                                                             | 繁殖 肥育 肉用一貫<br>酪農 乳肉複合 | 【豚】          | 繁殖 肥育 一貫 |
| 成牛(10ヵ月齢以上): 頭                                                  |                       | 成豚: 頭 育成豚: 頭 |          |
| 子牛(10ヵ月齢未満): 頭                                                  |                       | 雄豚: 頭 子豚: 頭  |          |
| 合計 頭                                                            |                       | 合計 頭         |          |
| 【その他】                                                           | 山羊 ・ めん羊 ・ 鹿 ・ いのしし   |              |          |
| 雄:                                                              | 頭                     | 雌:           | 頭        |
|                                                                 |                       | 子:           | 頭        |
|                                                                 |                       | 合計           | 頭        |
| <p>目視検査 異常 ( 有 ・ 無 )</p> <p>異常有の場合、稟告、臨床症状、体温、異常畜の頭数、畜舎内の所在</p> |                       |              |          |
| 備考                                                              |                       |              |          |

文字ははっきり記入すること！

宮崎家保 0000-00-0000

現場担当(家保職員) 000-0000-0000

様式22

## 採 材 検 査 票

|                                                                   |            |                 |               |            |    |
|-------------------------------------------------------------------|------------|-----------------|---------------|------------|----|
| 農家番号                                                              | 担当者        |                 | 採材日時<br>月 日 : |            |    |
|                                                                   | 農場名        |                 | 住所            |            |    |
| 所有者<br>電話番号(携帯)                                                   |            | 管理者<br>電話番号(携帯) |               |            |    |
| 【牛】 繁殖 肥育 肉用一貫<br>酪農 乳肉複合                                         |            | 【豚】 繁殖 肥育 一貫    |               |            |    |
| 成牛(10ヵ月齢以上): 頭                                                    |            | 成豚: 頭 育成豚: 頭    |               |            |    |
| 子牛(10ヵ月齢未満): 頭                                                    |            | 雄豚: 頭 子豚: 頭     |               |            |    |
| 計 頭                                                               |            | 合計 頭            |               |            |    |
| <p>臨床目視検査 異常 ( 有 ・ 無 )</p> <p>異常有の場合、稟告、臨床症状、体温、異常畜の頭数、畜舎内の所在</p> |            |                 |               |            |    |
| 採材リスト                                                             |            |                 |               |            |    |
| 番号                                                                | 個体識別番号、症状等 | 畜舎              | 番号            | 個体識別番号、症状等 | 畜舎 |
| 1                                                                 |            |                 | 16            |            |    |
| 2                                                                 |            |                 | 17            |            |    |
| 3                                                                 |            |                 | 18            |            |    |
| 4                                                                 |            |                 | 19            |            |    |
| 5                                                                 |            |                 | 20            |            |    |
| 6                                                                 |            |                 | 21            |            |    |
| 7                                                                 |            |                 | 22            |            |    |
| 8                                                                 |            |                 | 23            |            |    |
| 9                                                                 |            |                 | 24            |            |    |
| 10                                                                |            |                 | 25            |            |    |
| 11                                                                |            |                 | 26            |            |    |
| 12                                                                |            |                 | 27            |            |    |
| 13                                                                |            |                 | 28            |            |    |
| 14                                                                |            |                 | 29            |            |    |
| 15                                                                |            |                 | 30            |            |    |
| 備考                                                                |            |                 |               |            |    |

文字ははっきり記入すること！

宮崎家保 0000-00-0000

現場担当(家保職員) 000-0000-0000

様式23-1 (表面) 農場家畜排せつ物の防疫措置状況確認台帳(牛)

|                                                                    |           |                |                     |      |  |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|----------------|---------------------|------|--|
| 台帳番号                                                               |           | 調査日:           |                     | 調査者: |  |
| 農場名                                                                |           |                | 区分 疑似患畜(第 例目) ・ワクチン |      |  |
| 畜種 <b>牛</b><br>繁殖        肥育        肉用一貫<br>酪農        乳肉複合          |           |                | 飼養頭数                |      |  |
| 電話番号                                                               |           |                | 住所                  |      |  |
| 堆肥等                                                                | 場所        | 容積             | 処理状況及び課題            |      |  |
|                                                                    | 埋却済み      | m <sup>3</sup> |                     |      |  |
|                                                                    | 堆肥舎内      | m <sup>3</sup> |                     |      |  |
|                                                                    | (うち 堆肥化済) | m <sup>3</sup> |                     |      |  |
|                                                                    | 畜舎内山積み    | m <sup>3</sup> |                     |      |  |
|                                                                    | 全くの未処理    | m <sup>3</sup> |                     |      |  |
| 【堆肥化後の搬出予定】<br>時期                                場所<br><br>【指導内容等】 |           |                |                     |      |  |
| その他特記事項                                                            |           |                |                     |      |  |

## 様式23-2 (表面) 農場家畜排せつ物の防疫措置状況確認台帳 (豚)

|                            |           |                |                       |        |           |
|----------------------------|-----------|----------------|-----------------------|--------|-----------|
| 台帳番号                       |           | 調査日:           |                       | 調査者:   |           |
| 農場名                        |           |                | 区分                    | 疑似患畜(第 | 例目) ・ワクチン |
| 畜種 豚 (繁殖 肥育 一貫)            |           |                | 飼養頭数                  |        |           |
| 電話番号                       |           |                | 住所                    |        |           |
| たい肥等                       | 場所        | 容積             | 処理状況及び課題              |        |           |
|                            | 埋却済み      | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | 堆肥舎内      | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | (うち 堆肥化済) | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | 畜舎内山積み    | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | 全くの未処理    | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
| 【堆肥化後の搬出予定】 時期             |           |                | 場所                    |        |           |
| 【指導内容等】                    |           |                |                       |        |           |
| 尿汚水等                       | 場所        | 容積             | 処理状況及び課題(故障を含む)       |        |           |
|                            | 埋却済み      | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | 畜舎内       | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | 尿溜        | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | 原尿槽       | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | 調整槽       | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | バッキ槽      | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | その他       | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
|                            | 汚泥        | m <sup>3</sup> |                       |        |           |
| 浄化槽: 有 ・ 無                 |           |                | 固液分離: 有 ・ 無           |        |           |
| 処理方式:                      |           |                | メンテ業者:                |        |           |
| 【搬出及び放流予定】: 時期             |           |                | 場所                    |        |           |
| 【指導内容】 (クエン酸/苛性ソーダ) 処理の必要性 |           |                | 有 ・ 無                 |        |           |
|                            |           |                | * 有の場合はスラリー等液状物処理確認表へ |        |           |
| 再指導の必要性(含む内容)              |           |                | 有 ・ 無                 |        |           |
|                            |           |                | 時期                    |        |           |
| その他特記事項                    |           |                |                       |        |           |





様式24（表面）

## スラリー等液状物処理状況等確認表

県ヘルプデスク：0000-00-0000

※農場が複数ある場合には、農場毎に作成

\* pH は、サンプリング試験による。

| 台帳番号     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------|----------|-------|-----|--------|-------|----------|----------|-------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 農場名      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 区 分   | 疑似患畜 ワクチン |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 氏 名      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 農家住所  |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 電話番号     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 施設の場所 |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第 1 回目   | ○ スラリーの状況及び保有量、温度、pH(施設毎)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 日時       | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>容量(m3)</th> <th>温度</th> <th>pH</th> <th>必要クエン酸量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>                                                                                                       |       |           |          |       | 施設名 | 容量(m3) | 温度    | pH       | 必要クエン酸量  |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 施設名      | 容量(m3)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 温度    | pH        | 必要クエン酸量  |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 天気       | ○ 処理方針 固液分離の有・無      ○ 今後の処理予定日( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 指導員名     | 必要クエン酸量      m3 ×      % =      kg<br>○ 処理状況(日時及び処理状況) (平成      年      月      日      時)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| [      ] | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>処理量</th> <th>pH(前)</th> <th>消泡剤</th> <th>クエン酸(kg)</th> <th>pH(後)</th> <th>処分先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> |       |           |          |       | 施設名 | 処理量    | pH(前) | 消泡剤      | クエン酸(kg) | pH(後) | 処分先 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 施設名      | 処理量                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | pH(前) | 消泡剤       | クエン酸(kg) | pH(後) | 処分先 |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| [      ] |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| [      ] |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          | 確認者名[      ] 写真添付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          | ○ 残された問題点及び今後の予定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第 2 回目   | ○ 処理方法 固液分離の有・無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 天気       | ○ 処理状況(日時及び処理状況) (平成      年      月      日      時)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 指導員名     | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>処理量</th> <th>pH(前)</th> <th>クエン酸(kg)</th> <th>pH(後)</th> <th>処分先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>                                                  |       |           |          |       | 施設名 | 処理量    | pH(前) | クエン酸(kg) | pH(後)    | 処分先   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 施設名      | 処理量                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | pH(前) | クエン酸(kg)  | pH(後)    | 処分先   |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| [      ] |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| [      ] | 確認者名[      ] 写真添付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| [      ] | ○ 残された問題点及び今後の予定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |           |          |       |     |        |       |          |          |       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式24（裏面）

メ モ

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

様式25（表面）

# 堆肥化切り返し等確認表

県ヘルプデスク：0000-00-0000

※農場が複数ある場合には農場毎に作成

|                          |                                          |        |                |
|--------------------------|------------------------------------------|--------|----------------|
| 台帳番号                     |                                          |        |                |
| 農場名                      |                                          | 区 分    | 疑似患畜      ワクチン |
| 氏 名                      |                                          | 農家住所   |                |
| 電話番号                     |                                          | 堆肥舎の場所 |                |
| 第1回目<br><br>日時<br><br>天気 | 堆肥の温度    :<br><br>切り返し実績    :<br><br>その他 |        |                |
|                          | 農場内全ての堆肥置き場について、温度が 60℃以上（○・×）           |        |                |
|                          | 確認者氏名    :                               |        |                |
|                          |                                          |        |                |
| 第2回目<br><br>日時<br><br>天気 | 堆肥の温度    :<br><br>切り返し実績    :<br><br>その他 |        |                |
|                          | 農場内全ての堆肥置き場について温度が 60℃以上（○・×）            |        |                |
|                          | 確認者氏名    :                               |        |                |
|                          |                                          |        |                |
| 第3回目<br><br>日時<br><br>天気 | 堆肥の温度    :<br><br>切り返し実績    :<br><br>その他 |        |                |
|                          | 農場内全ての堆肥置き場について温度が 60℃以上（○・×）            |        |                |
|                          | 確認者氏名    :                               |        |                |
|                          |                                          |        |                |

様式25（裏面）

堆肥化繰り返し等確認表（写真添付）

|         |  |
|---------|--|
| 第 1 回 目 |  |
| 第 2 回 目 |  |
| 第 3 回 目 |  |

様式26

ワクチン接種計画書

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日分

市町村 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

電話(携帯) \_\_\_\_\_

| No | 区名 | 氏名(農場名) | 接 種 頭 数 |   |     | 希望獣医師数 | 案内人 | 集合場所 |
|----|----|---------|---------|---|-----|--------|-----|------|
|    |    |         | 牛       | 豚 | その他 |        |     |      |
| 1  |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 2  |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 3  |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 4  |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 5  |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 6  |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 7  |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 8  |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 9  |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 10 |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 11 |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 12 |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 13 |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 14 |    |         |         |   |     |        |     |      |
| 15 |    |         |         |   |     |        |     |      |

県家畜防疫対策課(県対策本部ワクチン推進班行き)

FAX 0985－ －

## 口蹄疫ワクチン接種頭数現地確認書

家畜伝染病予防法第31条に基づく口蹄疫ワクチン接種に当たり、接種頭数を下記のとおり確認しました。

記

確認年月日 年 月 日

確認者

|             |  |
|-------------|--|
| 農 場 名       |  |
| 氏名・法人名・代表者名 |  |

|           |       |   |
|-----------|-------|---|
| 肥育牛       | 肉 用 牛 | 頭 |
|           | 乳 用 牛 | 頭 |
|           | 交 雑 種 | 頭 |
| 繁殖用<br>雌牛 | 肉 用 種 | 頭 |
|           | 交 雑 種 | 頭 |
| 乳用牛(雌牛)   |       | 頭 |
| 豚         |       | 頭 |
| その他       |       | 頭 |
| 合 計       |       | 頭 |

別表 口蹄疫発生時に連絡する県域団体

| チェック                     | 団 体 名                               | 電話番号         | FAX番号   |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | (一社) 宮 崎 県 獣 医 師 会                  | 0985-24-7532 | 24-5995 |
| <input type="checkbox"/> | (公社) 宮 崎 県 畜 産 協 会                  | 0985-41-9300 | 24-3772 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会             | 0985-31-2025 | 31-5753 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 県 経 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会         | 0985-31-2130 | 31-5765 |
| <input type="checkbox"/> | (一社)宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会<br>(宮崎県経済連内)   | 0985-31-2130 | 31-5765 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 県 農 業 共 済 組 合 連 合 会             | 0985-27-4288 | 23-9636 |
| <input type="checkbox"/> | N O S A I 連 宮 崎 生 産 獣 医 療 セ ン タ ー   | 0983-35-1116 | 35-1137 |
| <input type="checkbox"/> | (一社) 宮崎県配合飼料価格安定基金協会                | 0985-52-2359 | 52-6594 |
| <input type="checkbox"/> | (公社) 全国和牛登録協会宮崎県支部                  | 0985-24-2211 | 24-0963 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 県 指 定 種 豚 場 協 会                 | 0985-41-9302 | 24-3774 |
| <input type="checkbox"/> | (一社) 宮 崎 県 家 畜 改 良 事 業 団            | 0983-22-3020 | 22-3016 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 県 家 畜 人 工 授 精 師 協 会             | 0983-22-3020 | 22-3016 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 県 牛 削 蹄 師 会 ( N O S A I 都 城 内 ) | 0986-22-1049 | 24-8429 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 県 乳 業 協 会                       | 0985-29-2988 | 22-8195 |
| <input type="checkbox"/> | 宮崎県乳用牛肥育事業農業協同組合                    | 0985-26-2324 | 23-7351 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 県 家 畜 商 商 業 協 同 組 合             | 0986-38-0020 | 38-4796 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 県 食 肉 事 業 協 同 組 合 連 合 会         | 0985-24-8022 | 28-8429 |
| <input type="checkbox"/> | (株) ミ ヤ チ ク                         | 0986-62-2901 | 62-5529 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 県 農 業 会 議                       | 0985-73-9211 | 52-1102 |
| <input type="checkbox"/> | (一社) 宮 崎 県 酪 農 公 社                  | 0986-33-1816 | 33-1709 |
| <input type="checkbox"/> | (公社) 宮 崎 県 農 業 振 興 公 社              | 0985-51-2011 | 51-8006 |
| <input type="checkbox"/> | (独) 家 畜 改 良 セ ン タ ー 宮 崎 牧 場         | 0984-23-3500 | 24-0953 |
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 大 学 ( 獣 医 衛 生 学 講 座 )           | 0985-58-7282 | 58-7282 |
| <input type="checkbox"/> | (一社) 宮 崎 県 ト ラ ッ ク 協 会              | 0985-53-6767 | 53-2285 |
| <input type="checkbox"/> | (一社) 宮 崎 県 建 設 業 協 会                | 0985-22-7171 | 23-6798 |



## 宮崎家保管内の連絡一覧表

### 1 県関係

| チェック                     | 機 関 名                     | 連絡窓口    | 電話番号         | FAX番号   |
|--------------------------|---------------------------|---------|--------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 宮崎家畜保健衛生所                 | 生産安全課   | 0985-73-1377 | 73-7922 |
| <input type="checkbox"/> | 中部農林振興局                   | 農 畜 産 課 | 0985-26-7280 | 26-7319 |
| <input type="checkbox"/> | 南那珂農林振興局                  | 農 畜 産 課 | 0987-23-4313 | 23-1456 |
| <input type="checkbox"/> | 児湯農林振興局                   | 農 畜 産 課 | 0983-22-1365 | 23-4446 |
| <input type="checkbox"/> | 畜産試験場川南支場                 | 養 豚 科   | 0983-27-0168 | 27-0153 |
| <input type="checkbox"/> | 宮崎県立農業大学校                 | 畜産経営学科  | 0983-23-0120 | 22-2529 |
| <input type="checkbox"/> | 中部農林振興局<br>中部農業改良普及センター   | 農業経営課   | 0985-30-6121 | 30-6130 |
| <input type="checkbox"/> | 南那珂農林振興局<br>南那珂農業改良普及センター | 農業経営課   | 0987-21-9550 | 64-3964 |
| <input type="checkbox"/> | 児湯農林振興局<br>児湯農業改良普及センター   | 農業経営課   | 0983-43-2311 | 43-2313 |
| <input type="checkbox"/> | 総合農業試験場                   | 場 長     | 0985-73-2121 | 73-2127 |
| <input type="checkbox"/> | 都農食肉衛生検査所                 | 副 所 長   | 0983-25-0949 | 25-0488 |
| <input type="checkbox"/> | 中央保健所                     | 衛生環境課   | 0985-28-2111 | 23-9613 |
| <input type="checkbox"/> | 日南保健所                     | 衛生環境課   | 0987-23-3141 | 23-3014 |
| <input type="checkbox"/> | 高鍋保健所                     | 衛生環境課   | 0983-22-1330 | 23-5139 |
| <input type="checkbox"/> | 宮崎土木事務所                   | 道 路 課   | 0985-26-7285 | 26-7320 |
| <input type="checkbox"/> | 日南土木事務所                   | 工 務 課   | 0987-23-4661 | 23-7326 |
| <input type="checkbox"/> | 串間土木事務所                   | 工 務 課   | 0987-72-0134 | 72-6582 |
| <input type="checkbox"/> | 高岡土木事務所                   | 工 務 課   | 0985-82-1155 | 82-3235 |
| <input type="checkbox"/> | 西都土木事務所                   | 道 路 課   | 0983-43-2221 | 42-1040 |
| <input type="checkbox"/> | 高鍋土木事務所                   | 工 務 課   | 0983-23-0001 | 23-1381 |
| <input type="checkbox"/> | 高鍋農業高校                    | 畜 産 学 科 | 0983-23-0002 | 23-5542 |
| <input type="checkbox"/> | 宮崎北警察署                    | 警 備 課   | 0985-27-0110 |         |
| <input type="checkbox"/> | 宮崎南警察署                    | 警 備 課   | 0985-50-0110 |         |
| <input type="checkbox"/> | 日南警察署                     | 警 備 課   | 0987-22-0110 |         |
| <input type="checkbox"/> | 串間警察署                     | 警 備 係   | 0987-72-0110 |         |
| <input type="checkbox"/> | 高岡警察署                     | 警 備 係   | 0985-82-4110 |         |
| <input type="checkbox"/> | 西都警察署                     | 警 備 係   | 0983-43-0110 |         |
| <input type="checkbox"/> | 高鍋警察署                     | 警 備 課   | 0983-22-0110 |         |

## 2 市町村

| チェック                     | 市 町 村 名     | 連絡窓口      | 電話番号         | FAX番号   |
|--------------------------|-------------|-----------|--------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 宮 崎 市       | 農 業 振 興 課 | 0985-21-1781 | 21-1786 |
| <input type="checkbox"/> | 清 武 総 合 支 所 | 農 林 水 産 課 | 0985-85-1105 | 85-1496 |
| <input type="checkbox"/> | 田 野 総 合 支 所 | 農 林 水 産 課 | 0985-86-1114 | 86-1987 |
| <input type="checkbox"/> | 佐土原総合支所     | 農 林 水 産 課 | 0985-73-1114 | 72-2941 |
| <input type="checkbox"/> | 高岡総合支所      | 農 林 水 産 課 | 0985-82-1114 | 82-3492 |
| <input type="checkbox"/> | 国 富 町       | 農 林 振 興 課 | 0985-75-3609 | 75-3384 |
| <input type="checkbox"/> | 綾 町         | 農 林 振 興 課 | 0985-77-0100 | 77-0962 |
| <input type="checkbox"/> | 日 南 市       | 農 政 課     | 0987-31-1132 | 24-0080 |
| <input type="checkbox"/> | 串 間 市       | 農 業 振 興 課 | 0987-72-1111 | 72-6727 |
| <input type="checkbox"/> | 西 都 市       | 農 政 課     | 0983-32-1004 | 41-1118 |
| <input type="checkbox"/> | 高 鍋 町       | 産 業 振 興 課 | 0983-26-2021 | 23-6303 |
| <input type="checkbox"/> | 新 富 町       | 農 業 振 興 課 | 0983-33-6034 | 33-4862 |
| <input type="checkbox"/> | 西 米 良 村     | 農 林 振 興 課 | 0983-36-1111 | 36-1207 |
| <input type="checkbox"/> | 木 城 町       | 産 業 振 興 課 | 0983-32-4739 | 32-3440 |
| <input type="checkbox"/> | 川 南 町       | 産 業 推 進 課 | 0983-27-8011 | 27-7558 |
| <input type="checkbox"/> | 都 農 町       | 産 業 振 興 課 | 0983-25-5721 | 25-0724 |
| <input type="checkbox"/> | 宮崎市保健所      | 衛 生 環 境 課 | 0985-29-5721 | 61-1210 |

### 3 畜産関係団体

| チェック                     | 団 体 名                | 電話番号                              | FAX番号   |
|--------------------------|----------------------|-----------------------------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 宮崎中央農業協同組合           | 0985-47-3730                      | 47-4705 |
| <input type="checkbox"/> | 綾町農業協同組合             | 0985-77-3328                      | 77-4200 |
| <input type="checkbox"/> | はまゆう農業協同組合           | 0987-74-2000                      | 74-2001 |
| <input type="checkbox"/> | 串間市大東農業協同組合          | 0987-74-2564                      | 74-2565 |
| <input type="checkbox"/> | 西都農業協同組合             | 0983-43-3113                      | 43-3320 |
| <input type="checkbox"/> | 児湯農業協同組合             | 0983-22-4571                      | 23-2778 |
| <input type="checkbox"/> | 尾鈴農業協同組合             | 0983-27-1600                      | 27-1485 |
| <input type="checkbox"/> | NOSAI連宮崎生産獣医療センター    | 0983-35-1116                      | 35-1137 |
| <input type="checkbox"/> | NOSAIみやざき基幹診療所       | 0985-28-6512                      | 23-9668 |
| <input type="checkbox"/> | NOSAIみやざき中部センター中部診療所 | 0985-75-2074                      | 75-5444 |
| <input type="checkbox"/> | NOSAIみやざき南部センター南部診療所 | 0987-21-9171                      | 21-9177 |
| <input type="checkbox"/> | NOSAIみやざき北部センター北部診療所 | 0983-21-6166                      | 21-6160 |
| <input type="checkbox"/> | 児湯郡市畜産農業協同組合連合会      | 0983-35-1231                      | 35-1233 |
| <input type="checkbox"/> | 串間酪農業協同組合            | 0987-72-3048                      | 72-4291 |
| <input type="checkbox"/> | 東大島町畜産農業協同組合         | 0985-22-7480                      |         |
| <input type="checkbox"/> | 宮崎中央家畜人工授精師協会        | 0985-47-3730                      | 47-4705 |
| <input type="checkbox"/> | 南那珂郡市家畜人工授精師協会       | 0987-74-2000                      | 74-2001 |
| <input type="checkbox"/> | 児湯郡市家畜人工授精師協会        | 0983-35-1231                      | 35-1233 |
| <input type="checkbox"/> | (株)ミヤチク都農工場          | 0983-25-1188                      | 25-0165 |
| <input type="checkbox"/> | 獣医師会宮崎支部             | 各支部長の連絡先<br>は宮崎県獣医師会<br>会員名簿参照のこと |         |
| <input type="checkbox"/> | 東諸県支部                |                                   |         |
| <input type="checkbox"/> | 南那珂支部                |                                   |         |
| <input type="checkbox"/> | 児湯支部                 |                                   |         |

## 都城家保管内の連絡一覧表

### 1 県関係

| チェック                     | 機 関 名                     | 連絡窓口    | 電話番号         | FAX番号   |
|--------------------------|---------------------------|---------|--------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 都城家畜保健衛生所                 | 生産安全課   | 0986-62-5151 | 62-5155 |
| <input type="checkbox"/> | 北諸県農林振興局                  | 農 畜 産 課 | 0986-23-4509 | 22-7473 |
| <input type="checkbox"/> | 西諸県農林振興局                  | 農 畜 産 課 | 0984-23-3166 | 22-7884 |
| <input type="checkbox"/> | 畜産試験場                     | 副 場 長   | 0984-42-1122 | 42-1707 |
| <input type="checkbox"/> | 北諸県農林振興局<br>農業改良普及センター    | 農業経営課   | 0986-38-1554 | 38-1610 |
| <input type="checkbox"/> | 西諸県農林振興局<br>西諸県農業改良普及センター | 農業経営課   | 0984-23-5105 | 22-7355 |
| <input type="checkbox"/> | 都城食肉衛生検査所                 | 副 所 長   | 0986-23-2294 | 23-2301 |
| <input type="checkbox"/> | 高崎食肉衛生検査所                 | 副 所 長   | 0986-62-4364 | 62-4348 |
| <input type="checkbox"/> | 小林食肉衛生検査所                 | 副 所 長   | 0984-22-6639 | 22-8125 |
| <input type="checkbox"/> | 都城保健所                     | 衛生環境課   | 0986-23-4504 | 23-0551 |
| <input type="checkbox"/> | 小林保健所                     | 衛生環境課   | 0984-23-3118 | 23-3119 |
| <input type="checkbox"/> | 都城土木事務所                   | 道 路 課   | 0986-23-4512 | 24-3755 |
| <input type="checkbox"/> | 小林土木事務所                   | 道 路 課   | 0984-23-5165 | 23-7897 |
| <input type="checkbox"/> | 都城警察署                     | 警 備 課   | 0986-24-0110 | 24-0110 |
| <input type="checkbox"/> | 小林警察署                     | 警 備 課   | 0984-23-0110 | 24-0110 |
| <input type="checkbox"/> | えびの警察署                    | 警 備 係   | 0984-33-0110 | 33-0110 |

## 2 市町村

| チェック                     | 市 町 村 名 | 連絡窓口      | 電話番号         | FAX番号   |
|--------------------------|---------|-----------|--------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 都 城 市   | 畜 産 課     | 0986-23-2769 | 23-6358 |
| <input type="checkbox"/> | 山之口総合支所 | 産 業 振 興 課 | 0986-57-3111 | 57-5752 |
| <input type="checkbox"/> | 高城総合支所  | 産 業 建 設 課 | 0986-58-2311 | 58-6119 |
| <input type="checkbox"/> | 山田総合支所  | 産 業 建 設 課 | 0986-64-1111 | 64-3625 |
| <input type="checkbox"/> | 高崎総合支所  | 産 業 建 設 課 | 0986-62-1111 | 62-1137 |
| <input type="checkbox"/> | 三 股 町   | 産 業 振 興 課 | 0986-52-1111 | 52-4944 |
| <input type="checkbox"/> | 小 林 市   | 畜 産 課     | 0984-23-0313 | 22-4177 |
| <input type="checkbox"/> | 須 木 庁 舎 | 地 域 整 備 課 | 0984-48-3111 | 48-2269 |
| <input type="checkbox"/> | 野 尻 庁 舎 | 地 域 整 備 課 | 0984-44-1100 | 44-0649 |
| <input type="checkbox"/> | え び の 市 | 畜 産 農 政 課 | 0984-35-1111 | 35-0401 |
| <input type="checkbox"/> | 高 原 町   | 農 政 畜 産 課 | 0984-42-2111 | 42-4623 |

## 3 畜産関係団体

| チェック                     | 団 体 名              | 電話番号                             | FAX番号   |
|--------------------------|--------------------|----------------------------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 都城農業協同組合           | 0986-22-9827                     | 22-9840 |
| <input type="checkbox"/> | こばやし農業協同組合         | 0984-23-1316                     | 23-7876 |
| <input type="checkbox"/> | えびの市農業協同組合         | 0984-33-5747                     | 33-5752 |
| <input type="checkbox"/> | NOSAI都城中央家畜診療所     | 0986-22-1049                     | 24-8429 |
| <input type="checkbox"/> | NOSAI西諸基幹家畜診療所     | 0984-23-3724                     | 22-7375 |
| <input type="checkbox"/> | 西諸県郡市畜産販売農業協同組合連合会 | 0984-23-4128                     | 24-0045 |
| <input type="checkbox"/> | 宮崎県南部酪農業協同組合       | 0986-23-3455                     | 23-3499 |
| <input type="checkbox"/> | 宮崎県経済連霧島集乳事業所      | 0984-25-6700                     | 25-6701 |
| <input type="checkbox"/> | 都城家畜人工授精師協会        | 0986-22-9827                     | 22-9840 |
| <input type="checkbox"/> | 都城家畜改良協会(農協内)      | 0986-22-9827                     | 22-9840 |
| <input type="checkbox"/> | 西諸県郡市家畜人工授精師協会     | 0984-23-4128                     | 24-0045 |
| <input type="checkbox"/> | 西諸県郡市肉用牛改良協会(畜連内)  | 0984-23-4128                     | 24-0045 |
| <input type="checkbox"/> | 都城市食肉センター          | 0986-22-0743                     | 22-0653 |
| <input type="checkbox"/> | (株)ミヤチク高崎工場        | 0986-62-2901                     | 62-5529 |
| <input type="checkbox"/> | 小林市食肉センター          | 0984-23-4612                     | 23-2540 |
| <input type="checkbox"/> | サンキョーミート(株)霧島ミート工場 | 0984-23-6129                     | 23-6172 |
| <input type="checkbox"/> | (株)丸正フーズ           | 0984-33-4129                     | 33-1876 |
| <input type="checkbox"/> | 獣医師会都城北諸支部         | 各支部長の連絡先<br>は宮崎県獣医師会<br>会員名簿参照する |         |
| <input type="checkbox"/> | 西諸県支部              |                                  |         |

## 延岡家保管内の連絡一覧表

### 1 県関係

| チェック                     | 機 関 名                       | 連絡窓口    | 電話番号         | FAX番号   |
|--------------------------|-----------------------------|---------|--------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 延岡家畜保健衛生所                   | 生産安全課   | 0982-32-4308 | 33-7837 |
| <input type="checkbox"/> | 西臼杵支庁                       | 農政水産課   | 0982-72-2108 | 72-6163 |
|                          |                             | 土 木 課   | 0982-72-3191 | 72-6254 |
| <input type="checkbox"/> | 東臼杵農林振興局                    | 農 畜 産 課 | 0982-32-6136 | 32-6139 |
| <input type="checkbox"/> | 東臼杵農林振興局<br>東臼杵南部農業改良普及センター | 農業経営課   | 0982-68-3100 | 68-3101 |
| <input type="checkbox"/> | 東臼杵農林振興局<br>東臼杵北部農業改良普及センター | 農業普及課   | 0982-32-3216 | 32-3234 |
| <input type="checkbox"/> | 西臼杵支庁<br>西臼杵農業改良普及センター      | 農業普及課   | 0982-72-2158 | 72-2159 |
| <input type="checkbox"/> | 日向食肉衛生検査所                   | 副 所 長   | 0982-54-2007 | 54-2025 |
| <input type="checkbox"/> | 日向保健所                       | 衛生環境課   | 0982-52-5101 | 52-5104 |
| <input type="checkbox"/> | 延岡保健所                       | 衛生環境課   | 0982-33-5373 | 33-5375 |
| <input type="checkbox"/> | 高千穂保健所                      | 衛生環境課   | 0982-72-2168 | 72-4786 |
| <input type="checkbox"/> | 日向土木事務所                     | 道 路 課   | 0982-52-4171 | 55-2693 |
| <input type="checkbox"/> | 延岡土木事務所                     | 道 路 課   | 0982-21-6143 | 21-8032 |
| <input type="checkbox"/> | 日向警察署                       | 警 備 課   | 0982-53-0110 |         |
| <input type="checkbox"/> | 延岡警察署                       | 警 備 課   | 0982-22-0110 |         |
| <input type="checkbox"/> | 高千穂警察署                      | 警 備 係   | 0982-72-0110 |         |

## 2 市町村

| チェック                     | 市 町 村 名 | 連絡窓口      | 電話番号         | FAX番号   |
|--------------------------|---------|-----------|--------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 延 岡 市   | 農 林 畜 産 課 | 0982-22-7018 | 21-6204 |
| <input type="checkbox"/> | 北方町総合支所 | 農 林 課     | 0982-47-3609 | 47-2191 |
| <input type="checkbox"/> | 北浦町総合支所 | 水 産 農 林 課 | 0982-45-4236 | 45-3065 |
| <input type="checkbox"/> | 北川町総合支所 | 農 林 課     | 0982-46-5015 | 46-3443 |
| <input type="checkbox"/> | 日 向 市   | 農 業 畜 産 課 | 0982-52-1442 | 52-0250 |
| <input type="checkbox"/> | 門 川 町   | 産 業 振 興 課 | 0982-63-1140 | 63-2626 |
| <input type="checkbox"/> | 美 郷 町   | 農 業 振 興 課 | 0982-66-3605 | 66-3001 |
| <input type="checkbox"/> | 南 郷 支 所 | 農 業 振 興 課 | 0982-59-1603 | 68-4505 |
| <input type="checkbox"/> | 北 郷 支 所 | 農 業 振 興 課 | 0982-62-6203 | 62-5021 |
| <input type="checkbox"/> | 諸 塚 村   | 産 業 課     | 0982-65-1128 | 65-0032 |
| <input type="checkbox"/> | 椎 葉 村   | 農 林 振 興 課 | 0982-67-3206 | 67-3155 |
| <input type="checkbox"/> | 高 千 穂 町 | 農 林 振 興 課 | 0982-73-1208 | 73-1228 |
| <input type="checkbox"/> | 日 之 影 町 | 農 林 振 興 課 | 0982-87-3906 | 87-3914 |
| <input type="checkbox"/> | 五 ケ 瀬 町 | 農 林 課     | 0982-82-1705 | 82-1722 |

## 3 畜産関係団体

| チェック                     | 団 体 名            | 電話番号                              | FAX番号   |
|--------------------------|------------------|-----------------------------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 日向農業協同組合         | 0982-52-6217                      | 53-2320 |
| <input type="checkbox"/> | 延岡農業協同組合         | 0982-23-1893                      | 23-1861 |
| <input type="checkbox"/> | 高千穂地区農業協同組合      | 0982-72-2470                      | 72-5974 |
| <input type="checkbox"/> | NOSAI北部延岡家畜診療所   | 0982-41-0201                      | 38-0362 |
| <input type="checkbox"/> | NOSAI北部日向家畜診療所   | 0982-53-2211                      | 54-4324 |
| <input type="checkbox"/> | NOSAI北部西臼杵家畜診療所  | 0982-72-4105                      | 72-6032 |
| <input type="checkbox"/> | 東臼杵郡市畜産農業協同組合連合会 | 0982-37-3200                      | 37-3205 |
| <input type="checkbox"/> | 東臼杵郡市家畜改良協会      | 0982-37-4820                      | 37-4820 |
| <input type="checkbox"/> | 南日本ハム(株)         | 0982-54-4186                      | 54-4187 |
| <input type="checkbox"/> | 延岡市食肉センター        | 0982-34-6332                      | 22-1094 |
| <input type="checkbox"/> | 獣医師会日向支部         | 各支部長の連絡先<br>は宮崎県獣医師会<br>会員名簿参照のこと |         |
| <input type="checkbox"/> | 延岡支部             |                                   |         |
| <input type="checkbox"/> | 高千穂支部            |                                   |         |